

10 宿泊施設の客室

●基本的考え方●

宿泊機能を持つ施設においては、車椅子使用者、視覚障がい者などに配慮した客室を設けるとともに、それ以外の客室についても段差解消など高齢者、障がい者等の利用に配慮したものとする。

整備基準	
遵守基準	
(1) 宿泊施設には、車椅子使用者用客室を全客室の1/50(1室未満の端数は、切上げとする。)以上設けなければならない。	(1) 同左
(2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。	(2) 同左
ア 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者用便房が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。	ア 便所は、次に掲げるものであること。
—	(ア) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。
(ア) 便所内に、次に掲げる構造の便房を設けること。	(イ) 同左
a 腰掛便器、手すり等が適切に配置されていること。	a 同左
b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	b 同左
(イ) アの(ア)に掲げる便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。	(ウ) アの(イ)に掲げる便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
a 幅は、80cm以上とすること。	a 同左
b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	b 同左
イ 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する次に掲げる要件に該当する浴室等が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。	イ 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する次に掲げる要件に該当する浴室等が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。
—	(ア) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。
(ア) 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造であること。	(イ) 同左
a 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	a 同左
b 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。	b 同左
(イ) 出入口は、アの(イ)に掲げるものであること。	(ウ) 出入口は、アの(ウ)に掲げるものであること。

(3) 一般客室は、次に掲げるものでなければならない。	(3) ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の施設の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分はこの限りでない。
ア 宿泊者特定経路を1以上確保すること。	—
イ 一般客室(和室部分を除く。ウ及びエにおいて同じ。)の出入口の幅は、80cm以上とすること。	ア 一般客室の出入口の幅は、80cm以上とすること。
ウ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75cm(一般客室の床面積(和室及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。オにおいて同じ。)が15㎡未満の場合にあっては、70cm)以上とすること。	イ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75cm(一般客室の床面積(和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室内の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。エにおいて同じ。)が15㎡未満の場合にあっては、70cm)以上とすること。
エ 一般客室内(同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。)には階段又は段を設けないこと。ただし、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める部分を除く。	ウ 同左
(ア) 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分	(ア) 同左
(イ) 勾配が、1/12以下である傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分	(イ) 同左
(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分	(ウ) 同左
オ ウの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これらに類するもの)の幅は、100cm(一般客室の床面積が15㎡未満の場合にあっては、80cm)以上とすること。	エ イの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、100cm(一般客室の床面積が15㎡未満の場合にあっては、80cm)以上とすること。
カ 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、ア中「宿泊者特定経路」とあるのは「当該ホテル又は旅館の車寄せ及び障がい者用駐車区画から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。	—
キ 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等若しくはその一部又は1の項〔移動等円滑化経路等〕(1)アに規定する経路若しくはその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、ア及びカの規定は適用しない。	—

■整備基準の解説

◆宿泊施設の客室

車椅子使用者用客室の設置数

- 車椅子使用者用客室の数は、全数×1/50室以上とする。

◆車椅子使用者用客室

- 車椅子使用者用客室は利用居室であるため、車椅子使用者用客室までの経路は移動等円滑化経路等として整備する。

→建築物編基本的考え方 P4 参照

客室の出入口

- 車椅子使用者用客室は利用居室であるため、出入口の有効幅は85cm以上とする。
- 出入口の前後に車椅子使用者が直進でき、転回できる空間を設ける。
- 全ての客室は利用居室等に該当するため、出入口の有効幅は85cm以上とする。

(2) ア 便所(トイレ)

(床面)

- 床の表面は滑りにくい仕上げとする。

(客室内の便所)

- 車椅子使用者用客室の便所内に、車椅子使用者が円滑に利用できる便房を設ける。
- ただし、車椅子使用者用客室のある階に車椅子使用者用便房が1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。
- 車椅子使用者用客室のある階に車椅子使用者用便房が設けられていても、車椅子使用者用客室の便所内は、腰掛便器、手すり等が適切に配置され、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

→【図 10.1】
【図 10.2】参照

(構造)

- 車椅子使用者用便房は、車椅子使用者が回転できる広さ(直径150cm以上の円が内接できる程度の空間)又はそれとほぼ同様の動作が可能な広さを確保する。
- 【8 便所】の整備基準の解説「車椅子使用者用便房」の「手すり」「その他の注意事項」を準用する。

(出入口の有効幅)

- 便房及び便所の出入口の有効幅は、80cm以上とする。

(戸)

- 【8 便所】の整備基準の解説「車椅子使用者用便房」の「戸」を準用する。

(2) イ 浴室等

- 車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は、整備基準に適合させる。
- ただし、建築物内に【9 浴室又はシャワー室】に掲げた浴室又はシャワー室が1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設けられているときは、この限りでない。

(床面)

- 浴槽内や浴室の床は滑りやすいので、仕上げ材料を工夫する。洗い場は滑りにくい材料とするとともに、石けん水が床面一面に広がらないよう、排水溝や排水口の位置に留意する。

<p>(構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浴室等は、車椅子使用者が回転できる広さ（直径 150cm 以上の円が内接できる程度の空間）又はそれとほぼ同様の動作が可能な広さを確保する。 ●浴槽のわきに、車椅子から乗り移ることができ、浴槽に滑りながら移動できるような移乗台を設ける。移乗台の高さは 40～45cm 程度とし、高さ及び奥行きは、浴槽と同寸法とする。（〔9 浴室又はシャワー室〕参照。） ●〔9 浴室又はシャワー室〕の整備基準の解説「ア 設備」を準用する。 <p>(出入口の有効幅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用客室に設けられる浴室等の出入口の有効幅は、80cm 以上とする。 <p>(戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●〔9 浴室又はシャワー室〕の整備基準の解説「ウ 出入口」の「戸」を準用する。 <p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通行の支障となる段差を設けないこと。 ●車椅子使用者の通路となる部分に、通行の支障となるものを設置しないこと。 ●毛足の長いじゅうたんなどを使用することは避ける。 ●車椅子からの移乗のしやすさや横になりたいときにすぐ利用できるなどの観点から、ベッド使用を基本とし、高さは、車椅子の座面の高さ（40～45cm）程度とする。 ●ベッドの側面には、車椅子使用者の寄り付きに配慮して 80cm 以上のスペースを確保する。 ●コンセント、スイッチ、収納棚などは、車椅子使用者の使用に適する高さ及び位置とする。 	<p>→【図 10.3】参照</p> <p>→〔27 コンセント・スイッチ類〕参照</p>
--	---

◆一般客室

<p>定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般客室とは、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（車椅子使用者用客室）以外の各客室である。 <p>(3) 対象となる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 4 号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業の施設を除くホテル又は旅館 <p>ア 宿泊者特定経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道等及び障がい者用駐車区画から車椅子使用者用客室以外の一般客室までの経路には、階段又は段を設けない。 ●宿泊者特定経路上にある傾斜路、エレベーター及び特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、各整備項目の宿泊者特定経路の整備基準に適合させる。 ●敷地内の通路が地形の特性により宿泊者特定経路として整備できない場合は、当該ホテル又は旅館の車寄せ及び障がい者用駐車区画から一般客室までの経路を宿泊者特定経路として整備する。 ●宿泊者特定経路が移動等円滑化経路等と重複する場合は、宿泊者特定経路の基準は適用せず、移動等円滑化経路等として整備する。 <p>イ 客室の出入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障がい者等が利用できるよう一般客室（和室部分を除く）の出入口の有効幅は 80cm 以上とする。 	<p>→〔5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路〕、〔6 エレベーター及びその乗降ロビー〕、〔7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機〕参照</p>
---	---

ウ・オ 便所及び浴室等の出入口等

- 客室の床面積が 15 ㎡以上の場合（和室部分等を除く）は、電動車椅子を含む車椅子が直角に曲がって便所及び浴室内に入れるよう、1 以上の便所及び 1 以上の浴室等の出入口の有効幅は 75cm 以上、出入口に接する通路の幅は 100cm 以上とする。
- 客室の床面積が 15 ㎡未満の場合（和室部分等を除く）は、高齢者や障がい者等の利用に配慮し、1 以上の便所及び 1 以上の浴室等の出入口の有効幅は 70cm 以上、出入口に接する通路の幅は 80cm 以上とする。
- 客室の床面積が 15 ㎡以上の場合（和室部分等を除く）において、便所及び浴室等の出入口に接して脱衣室や洗面室等がある場合には、電動車椅子を含む車椅子が円滑に便所及び浴室内を利用できるよう、脱衣室や洗面室等の出入口の 1 以上を有効幅 100cm 以上、これに接する通路を幅 100cm 以上とする。ただし、直角に曲がることなく便所及び浴室等に到達できる場合は、この限りではない。
- 客室の床面積が 15 ㎡未満の場合（和室部分等を除く）において、便所及び浴室等の出入口に接して脱衣室や洗面室等がある場合には、高齢者や障がい者等の利用に配慮し、脱衣室や洗面室等の出入口の 1 以上を有効幅 80cm 以上、これに接する通路を幅 80cm 以上とする。ただし、直角に曲がることなく便所及び浴室等に到達できる場合は、この限りではない。

段差

- 客室内に階段又は段を設けない。ただし、同一客室内において複数の階がある場合、勾配 1/12 を超えず幅 70cm 以上の傾斜路を併設する場合又は浴室の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合は、この限りでない。

■望ましい整備

◆車椅子利用者用客室

客室の出入口

(有効幅)

- ◎客室出入口の有効幅は、90cm 以上とする。
- ◎客室出入口の前後には、戸の開閉が容易にできるようなスペースを確保する。

(戸)

- ◎ドアスコープは、一般客室と同じ高さのほかに、床面から 100～120cm 程度の車椅子使用者が見やすい高さに設ける。又は、ドアの外部を確認するモニターを設けるよう配慮する。
- ◎客室出入口の戸が内開き戸や引き戸の場合には、戸の取っ手側に、袖壁の幅 45cm 程度以上の接近スペースを設ける。

ベッド周辺

- ◎ベッド廻り、入口廻りには、車椅子で移動・回転できる空間（直径 150cm 以上）を確保する。（下部において車椅子のフットサポートが通過できるスペースが確保されていればその部分も算入可）
- ◎介助者を考慮してベッドは 2 以上設置する。
- ◎ベッドの下は、車椅子のフットサポートが入るようにする。
- ◎ベッドボードについては、高さはマットレス上面より 30cm 以上とし、ベッド上で寄りかかりやすい形状とする。
- ◎ベッドサイドキャビネットの高さは、マットレス上面より 10cm 程度高くする。

構造	
(家具及び仕上げ)	
	<p>◎ベッド脇のテーブルには、車椅子のフットサポート等の先端がぶつからないスペースを設ける。それ以外のテーブルには、車椅子使用者の膝下部分がぶつからないスペースを設ける。</p>
(窓及びガラス戸)	
	<p>◎ベランダに通じる出入口がある場合は、車椅子使用者等が利用できるよう、幅（85cm以上）や段差等について配慮する。</p> <p>◎窓やカーテン等は、車椅子使用者も開閉できるよう床面から110cm程度の高さで操作できるようにする。</p>
(便所)	
	<p>◎車椅子使用者が腰掛便座等に移乗しやすいように、幅80cm以上×奥行き120cm以上のスペースを設ける。</p>
既存客室の改善・改修	
	<p>◎客室内に車椅子の回転スペース等を確保したり、車椅子使用者が円滑に利用できる便所・浴室を設置するためには、一定の客室の広さが必要であるが、1室では客室面積が不足する場合には、例えば2つの客室の間仕切り壁を撤去して1室とし、室の間取りを変更する。</p> <p>◎既存客室より便所・浴室の床が高い等の場合には、改善・改修によって車椅子使用者用客室内にスロープ等を設置し客室全体の床を高くして、便所・浴室等の床高さと合わせることや、便所・浴室の出入口手前にスロープを設ける。</p>
その他の注意事項	
	<p>◎車椅子使用者用客室を設ける場合は、エレベーターからできるだけ近い位置に設ける。</p>

◆一般客室

空間の確保	
	<p>◎客室内には、車椅子で移動・回転できる空間（直径150cm以上）を確保する。（下部において車椅子のフットサポートが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も算入可）</p> <p>◎ベッドの側面には、車椅子使用者の寄付きに配慮して80cm以上のスペースを確保する。</p> <p>◎便所及び浴室等の出入口の有効幅は80cm以上とする。</p>
便所	
	<p>◎車椅子使用者が腰掛便座等に移乗しやすいように、幅80cm以上×奥行き120cm以上のスペースを設ける。</p>
浴室等	
	<p>◎全ての部屋をバスタブ付きの浴室とするのではなく、シャワー室の客室も整備し、多様なニーズに応えられるようにすることが望ましい。</p>

◆その他の注意事項

◎全ての客室を車椅子利用者用客室の基準に適合させる。

客室の出入口

(表示)

◎客室出入口の戸には、高齢者・障がい者等が分かりやすいよう部屋番号、室名等を表示する。この場合、視覚障がい者への対応として、点字と浮き彫り文字による表示を併用する。

◎客室出入口には、取っ手側の壁面又は出入口の戸の高さ 140cm 程度の位置に室名（部屋番号等）を点字で表示する。

◎客室出入口左右の手すりの一定の位置に、室名（部屋番号等）の墨字と点字を表示する。

(戸)

◎ドアの内側には、大きな文字で色にコントラストを付けた、避難情報及び避難経路の表示サインを低い位置に掲示する。また、漢字以外に平仮名や外国語を併記するとともに、図記号を使用するなど、高齢者や障がい者等に分かりやすく表示する。

◎ドアにはレバータイプやプッシュプルハンドル等の操作しやすいハンドルを取り付ける。

◎戸の開閉動作は、開き戸より引き戸の方が開閉しやすいことにも配慮する。その際は車椅子利用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けないこと。

◎ドアクローザーは、軽い力で動きを停止でき、開閉速度が調整できるものとする。

◎視覚障がい者等に配慮し、客室の鍵は、分かりやすく操作しやすいものとする。

→【図 10.10】参照

ベッド周辺

◎客室内にテレビを設置する場合には、字幕放送の表示が可能なものとする。

◎照明、緊急通報ボタン及び電話機は、ベッドの上からでも操作できるものとする。

◎非常灯は、枕元から手の届く位置に設置する。

構造（スイッチ及び操作パネル類）

◎スタンド・ランプのスイッチは分かりやすい場所に設け、誰でも操作しやすい構造のものとする。また、スイッチ類を遠隔操作できるリモコンを設置する。

改善・改修の工夫

◎一般客室の改善・改修に当たっては、一人でも多くの高齢者、障がい者等が利用できるように環境を整えることが重要である。また、改善・改修での対応が著しく困難な場合には、備品の貸出しや人的対応などソフト面での対応の充実を図ることも重要となる。

◎限られた空間で必要なスペースを確保できるよう、室の間取りの変更等に加え、家具の配置を変える。

◎便房・浴室等の出入口の段差解消や必要なスペースを確保するためには、ユニットバスの交換や戸の形式を引き戸や外開き戸とする等の方法も検討する。

◆ソフト面の工夫

<p>◎視覚に障がいのある人が客室を1人で使用する場合は、スタッフが客室内の家具の位置や館内における施設の位置情報、緊急時の避難方法を案内時に説明する。</p> <p>◎客室内の聴覚障がい者への連絡を円滑に行えるよう、点滅や振動等によって伝える室内信号装置（ドアノック音等を受信する装置）や通信機器等の貸出し、携帯電話等のメールによる各種情報の配信等を行う。</p> <p>◎補助犬ユーザーがホテルを利用する場合、補助犬の種類を確認した上で、排泄場所、受入れの方法等を宿泊者に説明する。</p> <p>◎車椅子使用者や聴覚障がい者、視覚障がい者等が一般客室に宿泊する際には、緊急時・災害時等の情報伝達や誘導、救助等を速やかに行える位置の客室に案内する。また、障がい者等が宿泊する客室の位置について、スタッフが十分に把握する。</p> <p>◎シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障がい者が手で触れて区別することのできるものを設ける。</p> <p>◎障がい者等が車椅子使用者用客室等を円滑に利用できるよう、次の情報についてホームページ等により事前の情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用客室等の有無及び客室の概要 ・備品等の貸出しの有無 ・出入口（客室、浴室、便所）の幅や客室内の通路等の寸法 ・客室内の設備、備品の配置や大きさ等が分かる平面図及び写真 ・客室や施設全体のバリアフリー状況等の情報 ・室内の設備の使用方法 ・スタッフによる対応の内容及び受付方法 ・最寄駅等からのバリアフリー経路情報 	<p>→〔28 緊急時の設備・施設〕参照</p>
--	--------------------------

車椅子使用者用客室（利用居室のため移動等円滑化経路として整備する）

《一般基準》

	遵守基準	整備基準	望ましい整備	整備項目
出入口の幅	85cm 以上	85cm 以上	90cm 以上	2 出入口 10 宿泊施設の客室
便所・浴室シャワー室等の出入口の幅	80cm 以上	80cm 以上	—	10 宿泊施設の客室

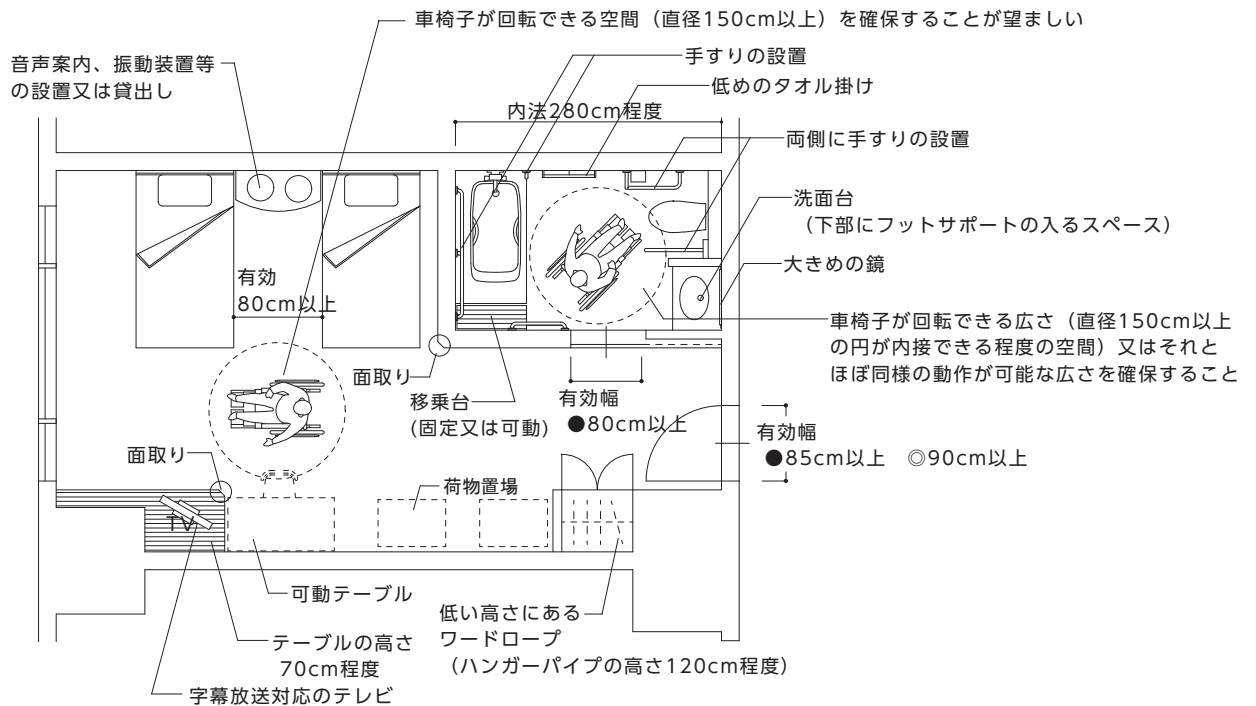
車椅子使用者用客室以外の一般客室

《一般基準》

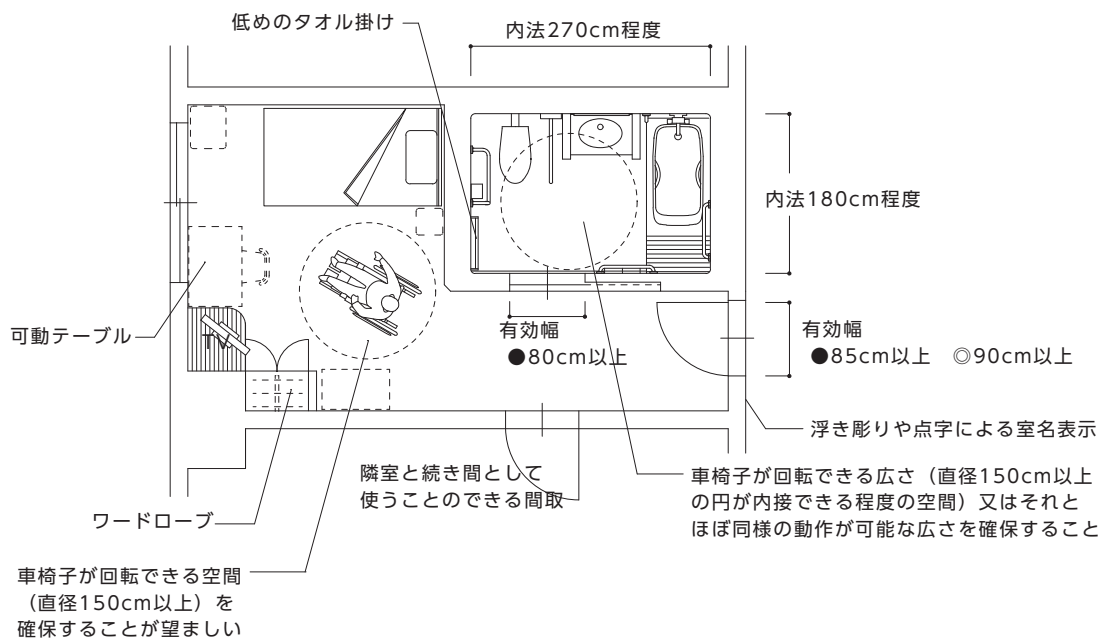
		遵守基準	整備基準	望ましい整備	整備項目
段差		客室内に階段又は段を設けない。	客室内に階段又は段を設けない。	—	10 宿泊施設の客室
1以上の便所及び浴室等の出入口の幅	客室面積 15㎡未満	70cm 以上	70cm 以上	80cm 以上	10 宿泊施設の客室
	客室面積 15㎡以上	75cm 以上	75cm 以上		
1以上の便所及び浴室等前の通路幅	客室面積 15㎡未満	80cm 以上	80cm 以上	—	10 宿泊施設の客室
	客室面積 15㎡以上	100cm 以上	100cm 以上		
客室の出入口幅		80cm 以上	80cm 以上	90cm 以上	10 宿泊施設の客室

《 参 考 図 》

【図10.1】 車椅子使用者用客室（ツインルーム）の例

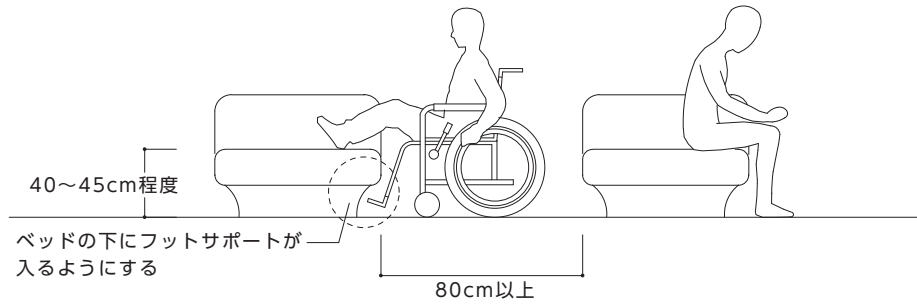


【図10.2】 車椅子使用者用客室（シングルルーム）の例



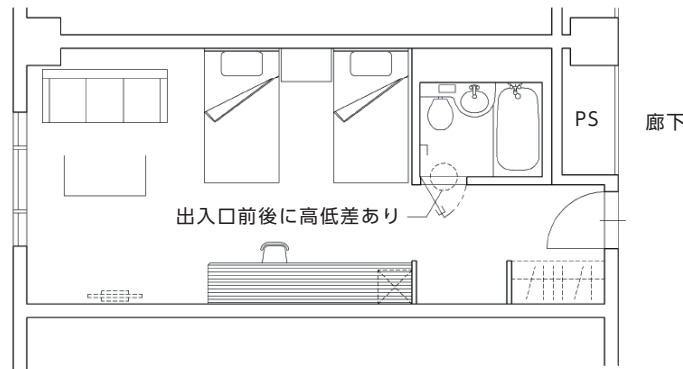
《 参 考 図 》

【図10.3】 ベッドの高さ

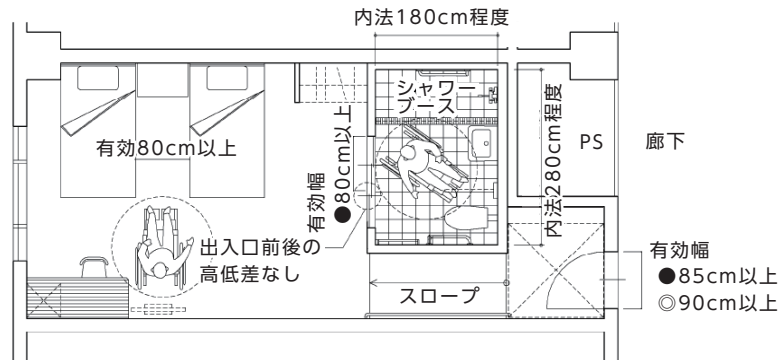


【図10.4】 一般客室1室を車椅子使用者用客室1室に改善する例

■改善前



■改善後



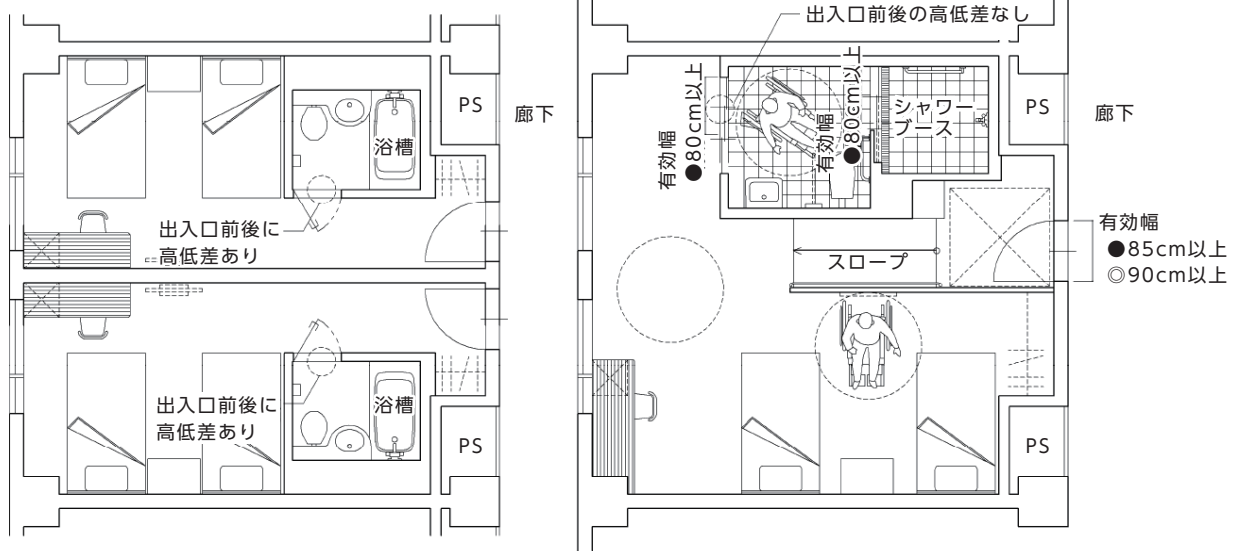
出典：高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省 平成29年3月）

《 参 考 図 》

【図10.5】 一般客室2室を車椅子使用者用客室1室に改善する例

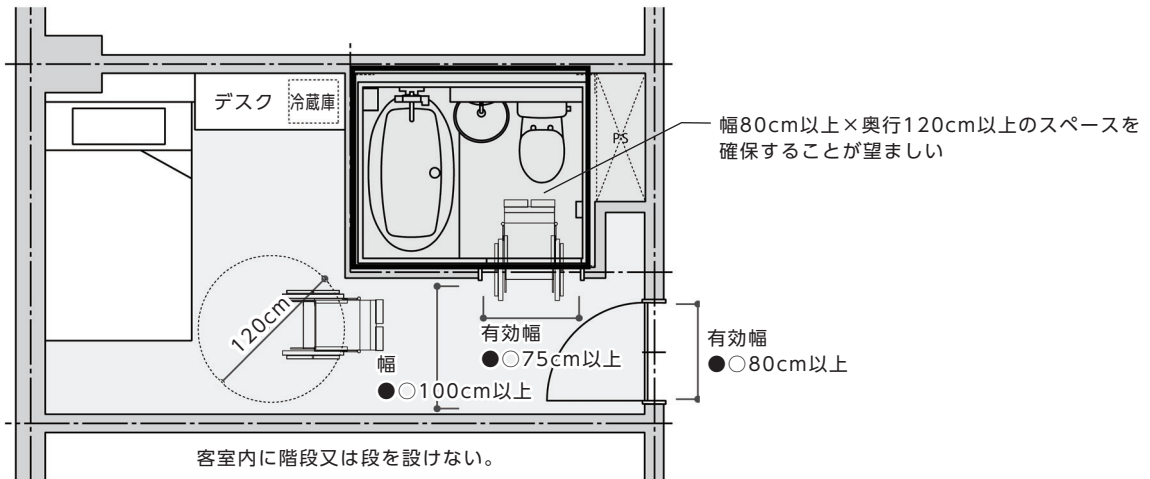
■改善前

■改善後



出典：高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省 平成29年3月）

【図10.6】 一般客室の例（客室面積15㎡）



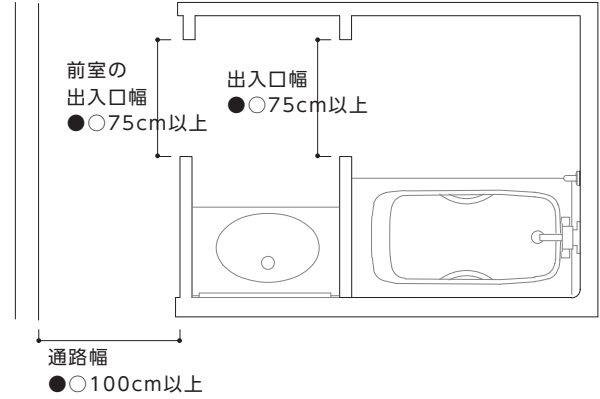
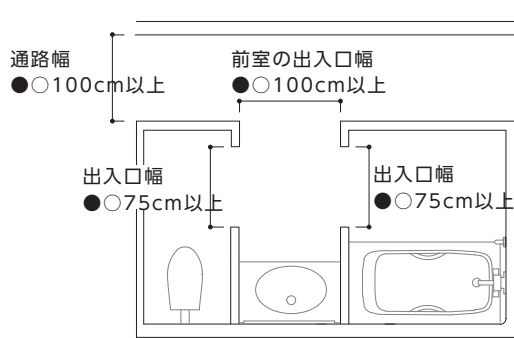
※客室面積が15㎡未満の場合
 便所及び浴室等の出入口の有効幅：70cm以上
 便所及び浴室等の出入口に接する通路の幅：80cm以上

《 参 考 図 》

【図10.7】 一般客室の便所及び浴室等の出入口、通路の例

■客室面積15㎡以上

■客室面積15㎡以上（直角に曲がることなく
便所及び浴室等に到達できる場合）

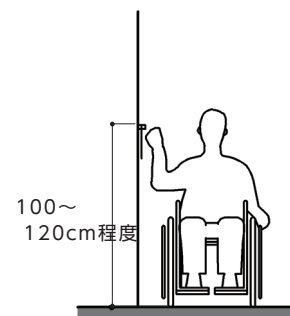
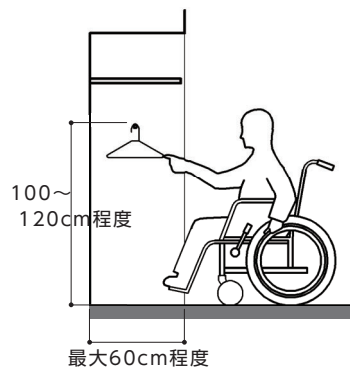
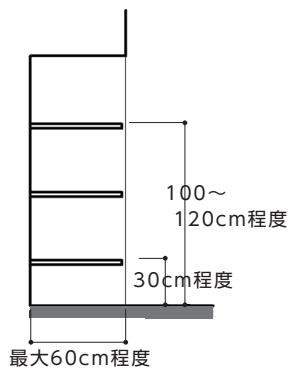


【図10.8】 収納の例

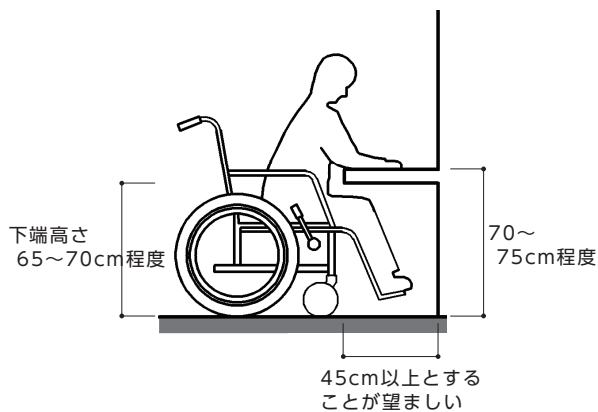
■棚

■ハンガーパイプ

■フック（壁掛け）



【図10.9】 カウンターの例

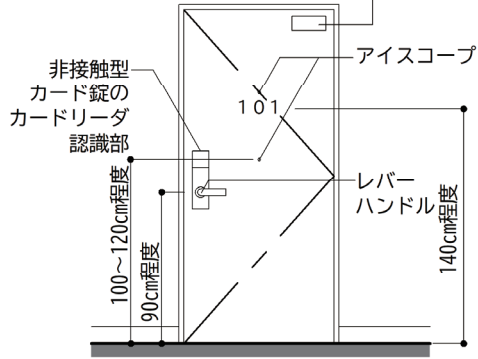


《 参 考 図 》

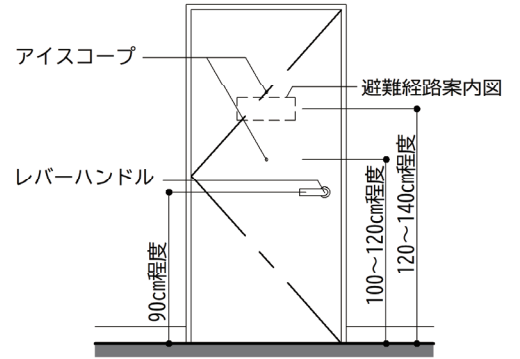
【図10.10】 客室出入口の開き戸の例

■廊下側の例

戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。

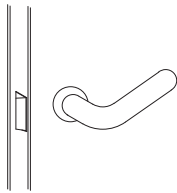


■客室側の例

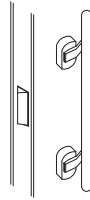


【図10.11】 ハンドルの例

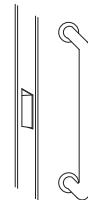
■レバーハンドル ○



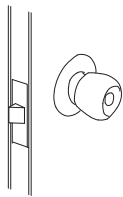
■プッシュプルハンドル ○



■棒状 ○



■握り玉 ✕



11 観覧席又は客席

●基本的考え方●

出入口から容易に到達でき、かつサイトライン（可視線）に配慮した位置に車椅子使用者が利用できるスペース及び高齢者、障がい者等用の設備を配慮したスペースを設ける。

整備基準	
遵守基準	
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。
(1) ア(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上のイ(ア)から(ウ)までに掲げる基準に適合する車椅子使用者用部分を設けなければならない。	(1) 車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしてア(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上のイ(ア)から(エ)までに掲げる基準に適合する場所を設けなければならない。
ア 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。	ア 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の数は、次に掲げるものとする。
(ア) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100以下の場合 2	(ア) 同左
(イ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100を超え、200以下の場合 当該座席の数に1/50を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）	(イ) 同左
(ウ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合 当該座席の数に1/100を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数	(ウ) 同左
イ 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。	イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、次に掲げるものとする。
(ア) 1席当たり、間口90cm以上、奥行き140cm以上（水平部分）とすること。	(ア) 同左
(イ) 床は平らとすること。	(イ) 同左
(ウ) 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。	(ウ) 同左
—	(エ) 同伴者用の座席又はスペースを車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接して設けること。
—	(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合には、2箇所以上に分散して設けなければならない。
(2) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(3) 同左
(3) 集団補聴設備その他の高齢者、障がい者等の利用に配慮した設備を設けること。	(4) 同左

■整備基準の解説

位置及び設置数

- 車椅子使用者用部分の必要設置数は、【解説 11.1】【解説 11.2】を参照。
- 劇場、映画館等においては、基本的にスクリーン及びステージごとに車椅子使用者用部分の数を設ける。
- 車椅子使用者用部分は舞台などを観覧しやすく、避難上有効な出入口に容易に到達できる位置に設ける。
- 車椅子使用者用部分が他の客席・観覧席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。
- 客席・観覧席の出入口から車椅子使用者用部分へ至る客席内の通路（車椅子使用者用経路）のうち1以上は移動等円滑化経路として整備する。（詳細は移動等円滑化経路の各基準を参照すること）
- 車椅子使用者用部分は、少なくとも同時に2以上の車椅子使用者が利用できる専用スペースとして確保する。
- 同伴者ととも観覧ができるよう、同伴者の座席を車椅子使用者用部分に隣接して設ける。
- 座席数が200を超える場合は、2箇所以上に分散して設けること。

→【図 11.1】参照

床

- 車椅子使用者用部分の床は水平とする。
- 滑りにくく、転倒しても衝撃が少ない床素材を使用する。他の材料と同一レベルとなるように敷き込む。
- 特に床面がぬれるおそれがある部分には、仕上げに配慮する。

→【図 11.2】参照

寸法

- 車椅子使用者用部分は1席あたり、間口90cm、奥行き140cm以上（水平部分）とする。

通路

- 車椅子使用者用部分への通路の幅は出入り及び転回しやすいよう配慮する。

設備

- 聴覚障がい者のための集団補聴設備（赤外線送受信装置、FM送受信装置、ヒアリンググループ（磁気ループ）等）、字幕や文字情報を表示する装置（電子文字標示盤等）、視覚障がい者のための音声装置などの、高齢者、障がい者等の利用に配慮した設備を設ける。

→【図 11.5】参照

サイトライン

- 車椅子使用者用部分には、前後の観覧席、客席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保する。
- サイトラインは、舞台やスクリーン、競技スペースの形状や位置により異なるので十分に配慮する。
- 車椅子使用者用部分の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分に配慮する。
- 建築物の構造等により、車椅子使用者用部分からサイトラインが確保しにくい場合には、車椅子使用者用部分と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保できるよう配慮する。

→【図 11.2】
【図 11.3】参照

楽屋、控室までの経路

- 楽屋、控室等は利用居室等に該当するため、楽屋、控室等までの経路は移動等円滑化経路等とする。

■望ましい整備

観覧席・客席

- ◎多数の車椅子使用者の観覧に配慮し、固定位置の車椅子使用者用部分のほかに、可動席スペースを設ける。
- ◎車椅子使用者用部分は、車椅子使用者が選択できるよう、2か所以上の異なる位置（異なる階、異なる水平位置）に分散して設ける。
- ◎劇場、映画館等の車椅子使用用部分については、舞台やスクリーンとの距離や見やすさに配慮する。
- ◎同伴者用の座席又はスペースは、車椅子使用者用部分と同じ割合で設ける。
- ◎車椅子使用者用部分を仮設で設ける場合は、仮設の同伴者用の座席又はスペースも設ける。
- ◎車椅子を使用していないが、歩行困難である場合や補助犬ユーザー、長身や横幅が広い等何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席（付加アメニティ座席）を全席数の1%以上設ける。
- ◎通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とする。
- ◎乳幼児連れの利用者、障がい者等の多様な利用者に配慮し、気がねなく観覧できる区画された観覧室又はスペースを設ける。
- ◎一般客席への車椅子使用者の移乗等を想定し、客席や観覧席の近くに車椅子やベビーカーを置くことができるスペースを設ける。

→【図 11.2】

【図 11.4】参照

通路

- ◎傾斜路の色、形状によっては、平たんに見えて危険なため、傾斜路とそれに接する踊り場等は色等を用いて識別しやすいものとする。
- ◎通路に段を設ける場合は、高齢者や視覚障がい者等が段を認知しやすいよう段鼻と踏み面や蹴上げを識別しやすい明度差とし、また適度な床面照度と視認性を確保する。
- ◎通路に設ける段差は、同一寸法の段差による構成とし十分な寸法の踊り場を確保する。
- ◎壁面に接している通路で段差がある部分については、壁側に手すりを設ける。
- ◎すり鉢式のホール等で壁面がなく、段差がある部分については、できるだけ手すりを設置する。

床

- ◎観覧席、客席の床は水平とし、傾斜させない。

舞台、楽屋等

- ◎観覧席、客席の通路から舞台への通路には段を設けない、又は傾斜路とする。段を設ける場合には、昇降機や階段手すりを設置し、高齢者、障がい者等が支障なく舞台上がれるように配慮する。
- ◎舞台上の手話通訳者や、司会者、解説者等の動作が観覧席、客席から容易に分かるよう、照明や適切なコントラストの背景幕を設けることが望ましい。
- ◎通用口や劇場内の通路から楽屋、控室、舞台等に至る経路は、高齢者、障がい者等の円滑な移動等に配慮したものとする。
- ◎楽屋、控室（便所、更衣室、シャワー室を含む。）は、高齢者、障がい者等（車椅子使用者を含む。）の円滑な移動等に配慮したものとする。

音声、画像等による情報提供

- ◎聴覚障がい者等の観劇、観覧等に配慮し、舞台等には、字幕、パソコン要約筆記等の文字情報や手話通訳者の映像を表示するための、スクリーン、電光表示板、ディスプレイ等を配置することが望ましい。
- ◎舞台又は観覧席、客席周囲に、要約筆記用プロジェクター、スクリーン、要約筆記及び字幕作成等作業スペース等を設ける。
- ◎高齢者、視覚障がい者等の観劇、観覧等に配慮し、客席、観覧席には、音声による情報提供設備を設ける。
- ◎楽屋、控室等には非常時の情報や開演、集合時間等の文字情報を表示するディスプレイ等を設ける。
- ◎会議室等においても、移動型のヒアリンググループ（磁気グループ）等の高齢者、障がい者等の利用に配慮した設備を設ける。

案内表示

- ◎観覧席、客席の通路に設ける避難経路や便所位置を示すサイン、図記号は、高齢者、障がい者等に分かりやすいよう、文字の大きさ、色使い、コントラスト、取付位置、照明等に配慮したものとする。
- ◎観覧席、客席の座席番号、行、列や案内表示（避難経路や便所の位置等）等の表示は、分かりやすく読みやすいように大きさ、デザイン、コントラスト、取付位置等に十分配慮する。
- ◎固定位置に設けた車椅子利用者用部分の床面又は手すり等には、車椅子利用者用の観覧席、客席であることを座席番号と共に表示する。
- ◎避難経路等の重要な案内表示は、上演中等に通路照明が消えることに十分配慮したものとする。

設備

- ◎手話通訳スポット設備、OHP用一部暗設備を設ける。
- ◎歩行の安全を図るため、客席、観覧席が暗い場合は、通路にフットライト等を設ける。
- ◎上演時間以外は、客席・観覧席の照度を十分確保する。
- ◎乳幼児同伴の観覧者に配慮して周囲に気がねなく観覧できる区画された観覧室を設ける。

◆ソフト面の工夫

- ◎車椅子利用者等に対応した客席を必要としている人が利用できるよう、当該座席やチケット販売について、施設のホームページで情報提供するとともに、チケット販売の方法についても配慮する。
- ◎既存建築物の改善・改修等において、車椅子利用者用部分からのサイトラインが確保できない場合には、前席を空席とする等の運営上の配慮を行う。
- ◎集団補聴設備等の高齢者、障がい者の利用に配慮した設備を設ける場合には、必要としている人が利用できるよう、設置の有無や利用等について施設のホームページで事前に利用者に情報提供する。

《 解 説 》

【解説11.1】 車椅子利用者用部分の設置基準

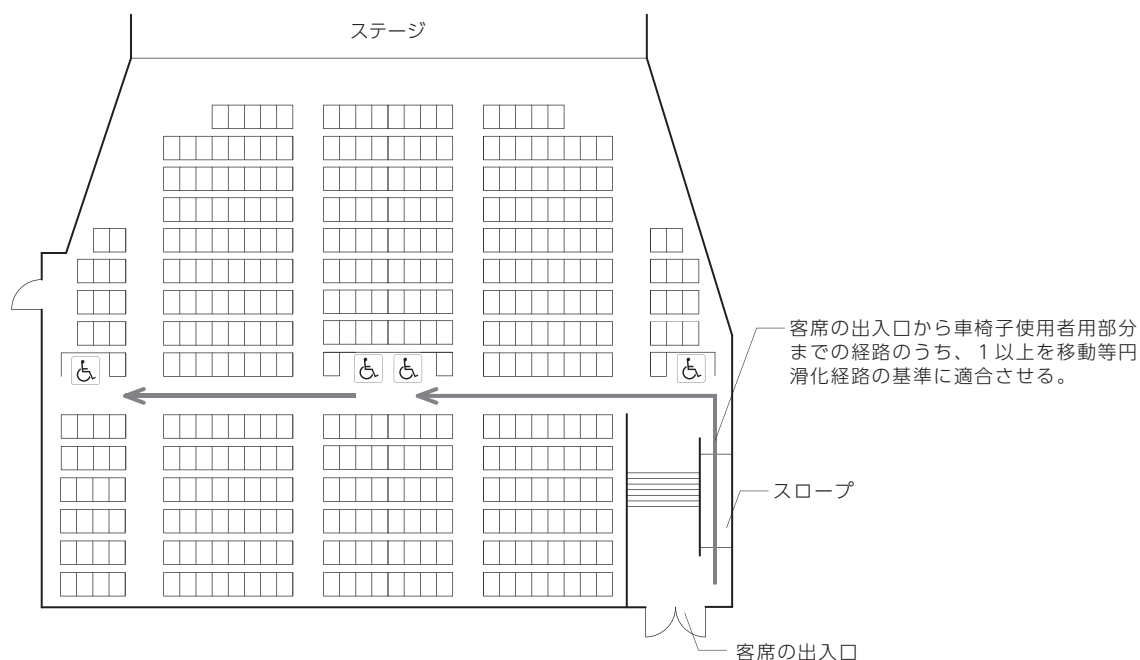
座席の総数	100以下	101～200	201以上
車椅子利用者用部分の箇所数	2以上	座席の総数×1/50 (1未満は切り上げ)	座席の総数×1/100+2 (1未満は切り上げ)

【解説11.2】 複数の客席を設ける場合

同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子利用者用部分を各客席に設ける。

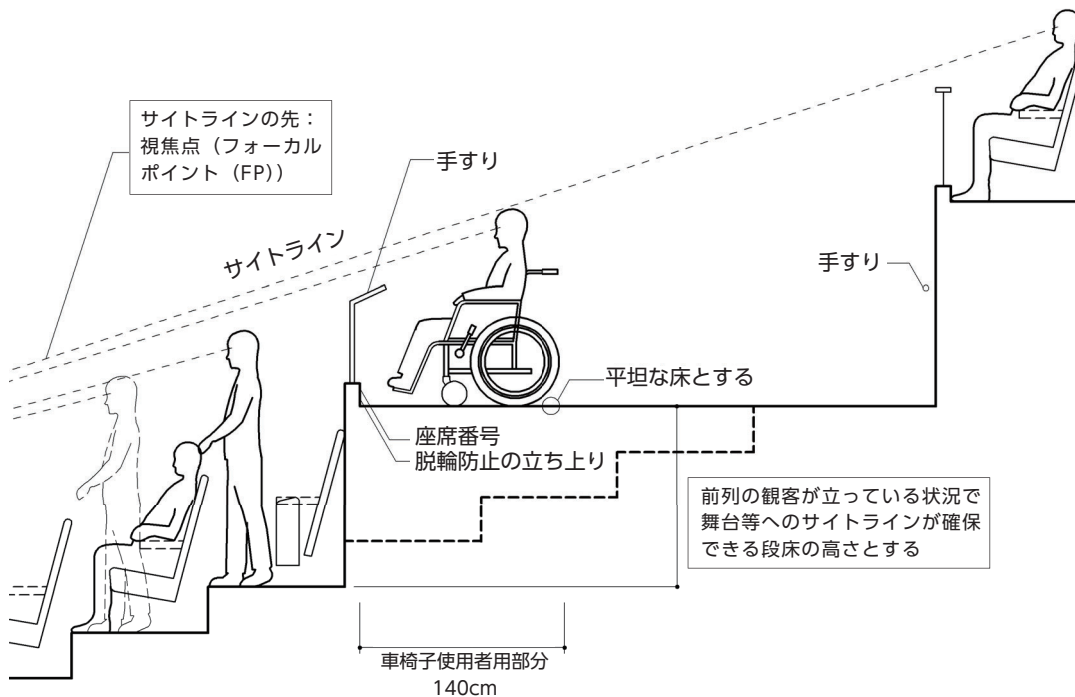
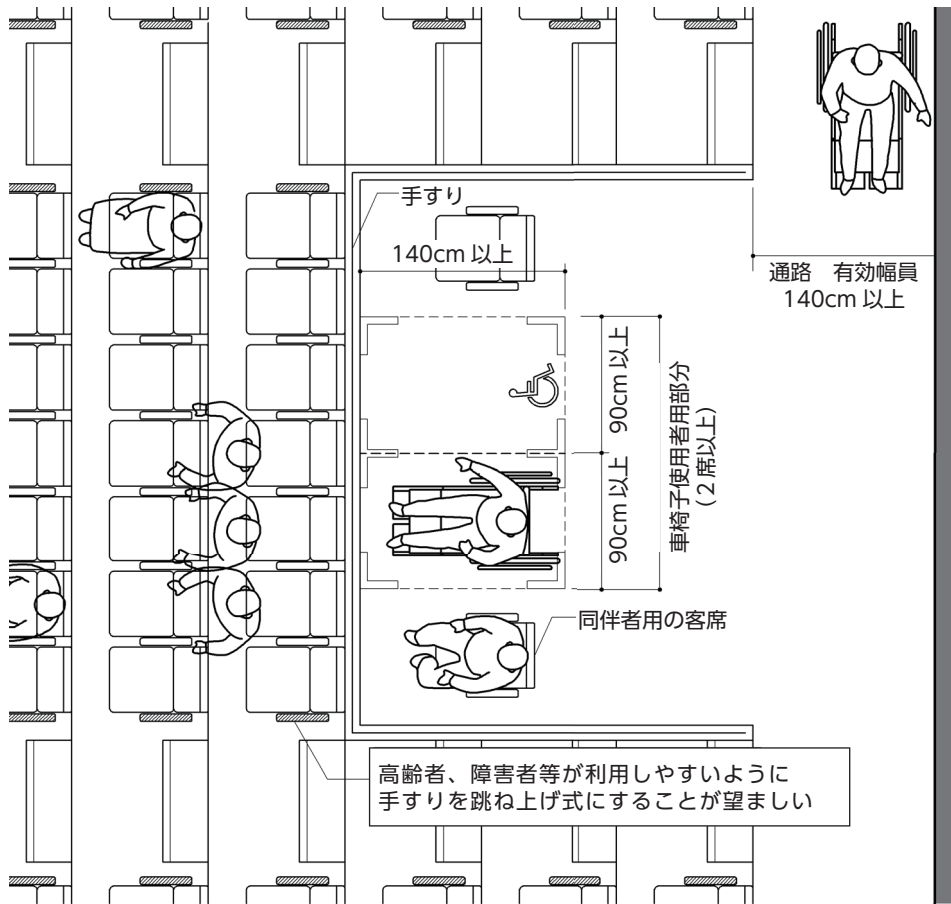
	ケース1	ケース2
車椅子利用者用部分の設置イメージ		
車椅子利用者用部分の箇所数	客席① (120席の客席) 3箇所以上 客席② (230席の客席) 5箇所以上 客席③ (580席の客席) 8箇所以上	客席① (90席の客席) 2箇所以上 客席② (160席の客席) 4箇所以上 客席③ (880席の客席) 11箇所以上

【図11.1】 車椅子利用者用部分までの経路のイメージ



《 参 考 図 》

【図11.2】 観覧席・客席の例



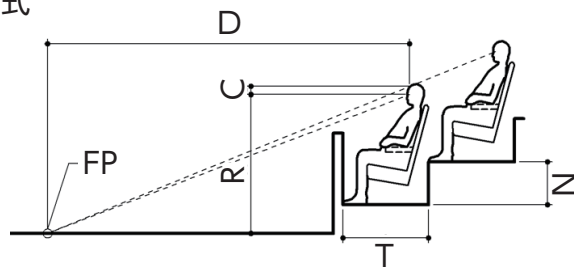
《 参 考 図 》

【図11.3】 車椅子使用者用客席のサイトライン*¹確保に係るチェック・検証方法の例 《C値（Cバリュー）*²を用いたチェック・検証方法》

- * 1 サイトライン（可視線）とは、劇場等の客席の各々の人が前列の人の頭又は肩を越して視焦点・フォーカルポイント（FP）を見ることのできる視野の限界線のことである。
- * 2 C値（Cバリュー）とは、サイトラインを評価するものであり、観客が視焦点（フォーカルポイント（FP））を視認するときの視線が前列の観客の視点上を通るときの高さの差を示す可変数である。
C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証方法の特徴は、サイトライン確保の状況を定量的に数値化して判断できることである。

（1）C値（Cバリュー）の一般的な方程式

$$C \text{ 値} = \frac{D(N+R)}{D+T} - R$$



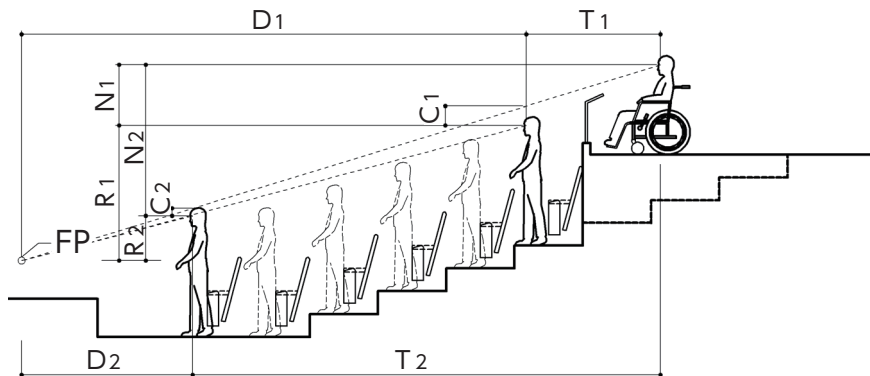
D = 座席の観客からFPまでの水平距離
N = 座席のある列の1段ごとの高さ
R = 座席の観客の目の高さでFTとの間の垂直線上の高さ
T = 座席のある列の奥行き

（2）C値（Cバリュー）の評価の目安

C 値	評価
60mm以上	許容可能な視線
90mm以上	良好な視線
120mm以上	理想的な視線

* ACCESSIBILITY GUIDE OCTOBER 2020 (IPC) (パラリンピック開催のガイドライン) には、「すべての新しいスタジアムやスタンドでは、C値90mm以上で許容可能な観戦基準が得られる。」と記載されている。

（3）C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証のイメージ

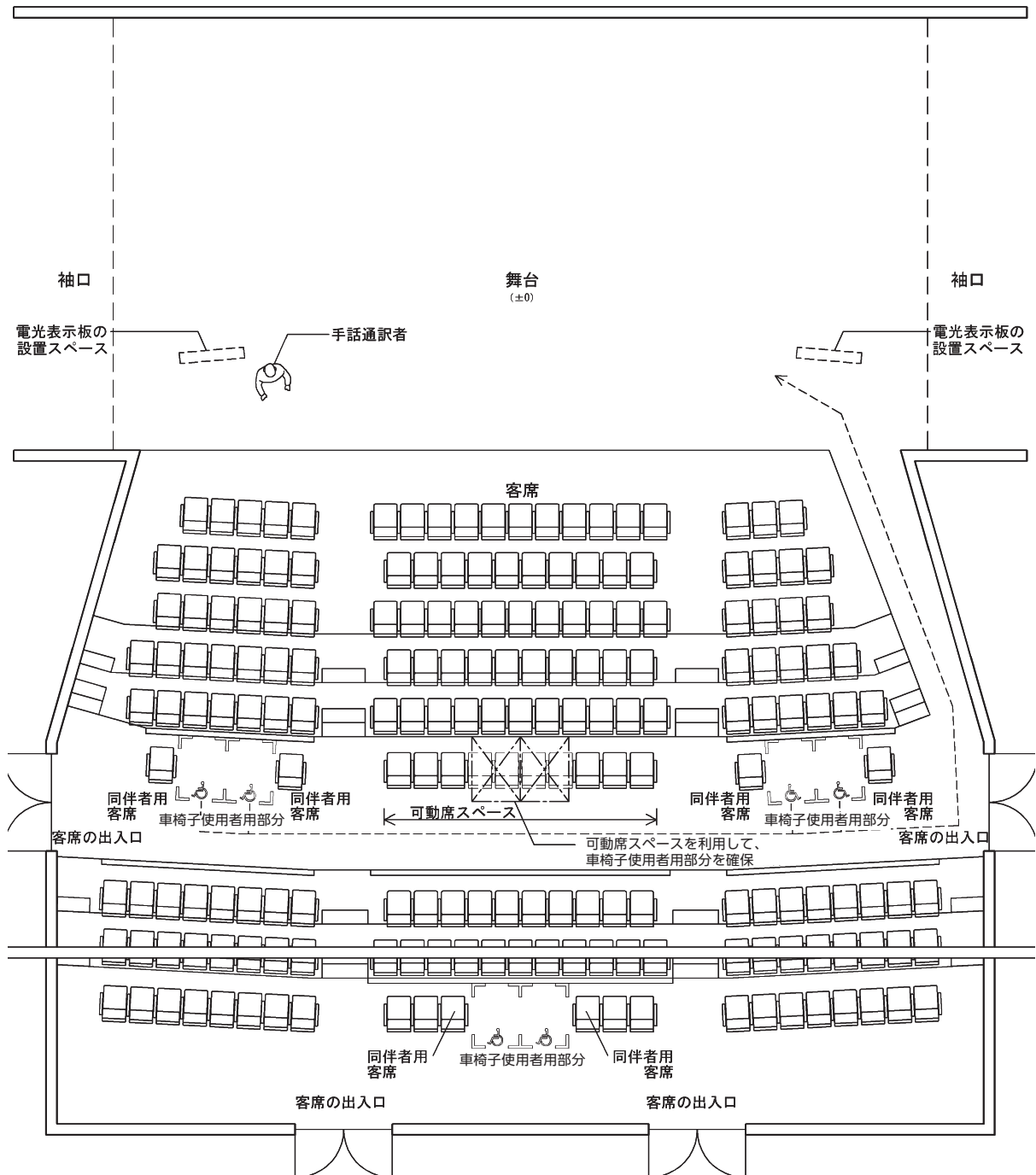


C1：直近の座席に対する車椅子使用者用客席のC値
C2：最前列の客席に対する車椅子使用者用客席のC値

* その他のチェック・検証方法については、「高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した設計標準（国土交通省 令和7年5月）」を参照

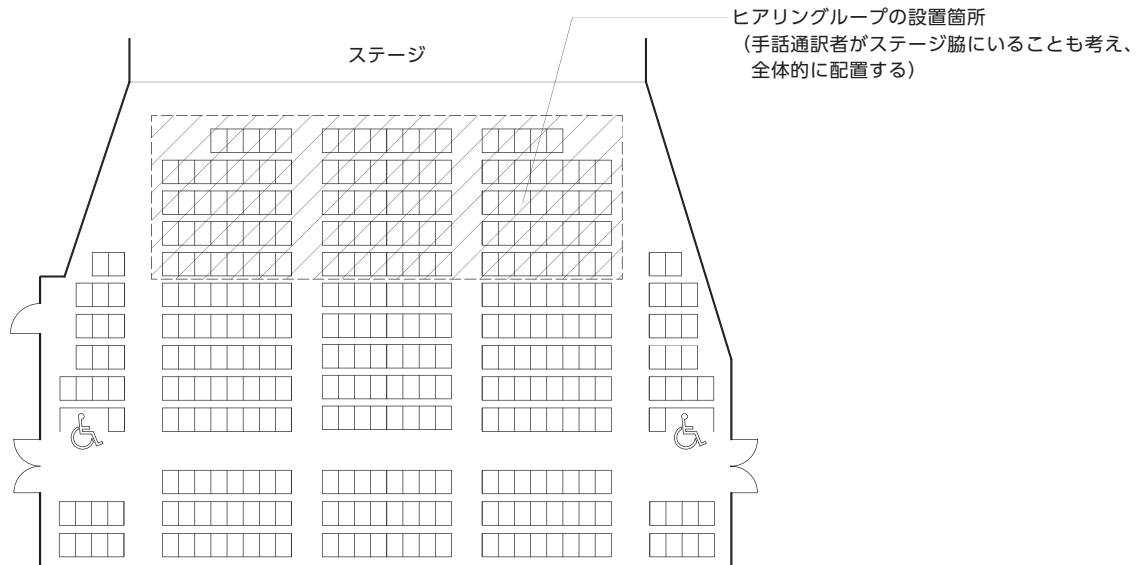
《 参 考 図 》

【図11.4】 車椅子使用者用客席の位置



《 参 考 図 》

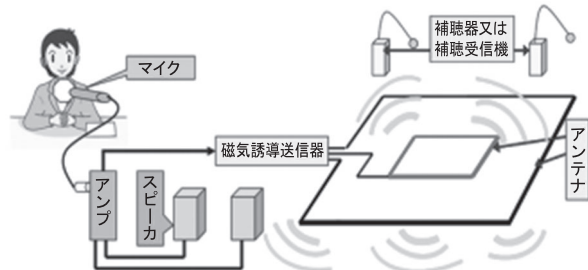
【図11.5】 ヒアリンググループ（磁気ループ）の設置例



ヒアリンググループ（磁気ループ）

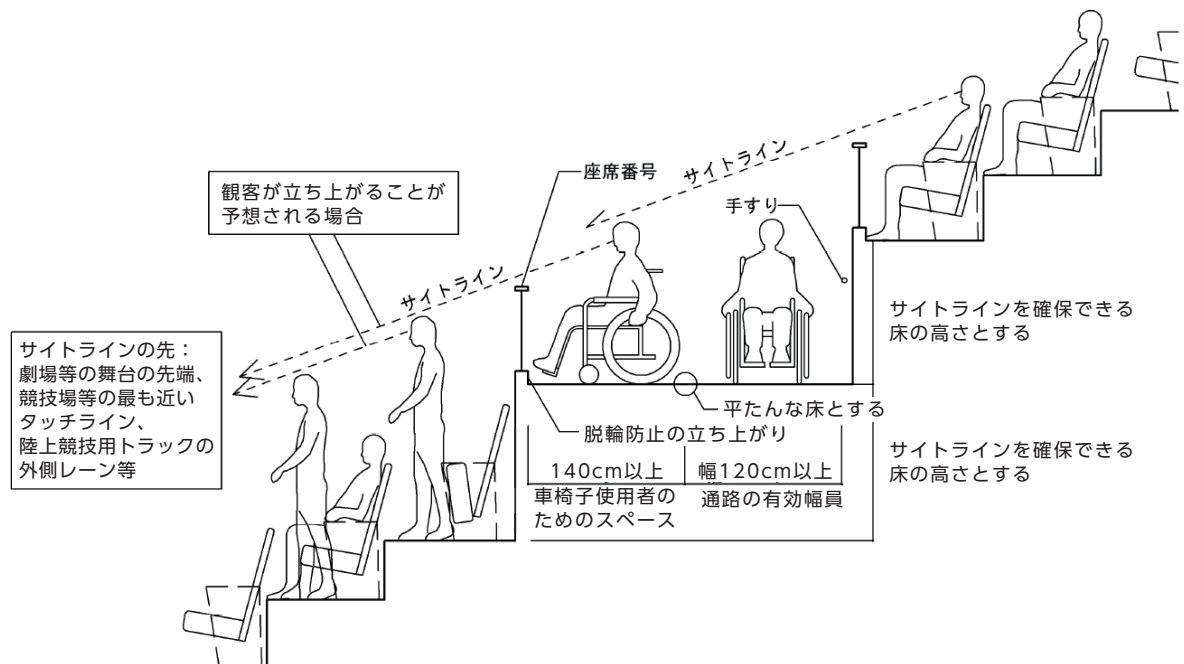
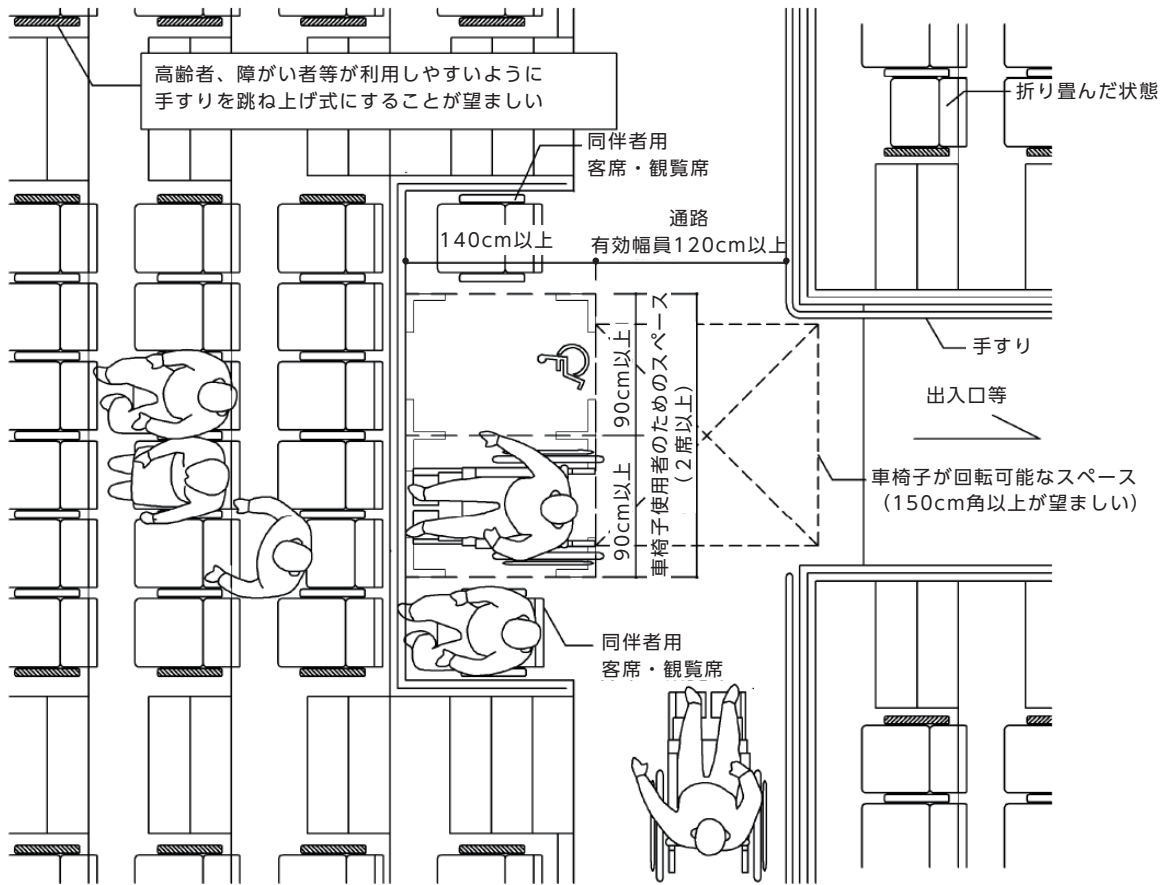
聴覚障がい者や聴力の弱い高齢者などで補聴器を使用している方が、広い空間や騒音の多い場所において、音声を正確に聞き取るために聴力を補うための集団補聴設備の一種。ヒアリンググループは、客席の床面等に、音声データから変換された磁気を発生させるワイヤーをループ状に敷設し、ワイヤーから発生された磁気を、ループの内側にある補聴器で受信して音声信号に変えることで、目的の音声を届けることができる設備。

建物施工時に、ワイヤーを床下や天井に埋設・固定する「常設型」と、持ち運び可能な磁気発生アンプと巻き取り式のワイヤーを用いて必要な場所にループを設置できる「移動型」がある。なお、ヒアリンググループ内で音声を聞き取るためには、補聴器をTモードにすることが必要。



《 参 考 図 》

【図11.1】 観覧席・客席の例



出典：高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省 令和3年3月）

12 敷地内の通路（屋外）

●基本的考え方●

建築物自体には細かい配慮がなされていても、その建築物にアプローチできなければ全く利用できないことになる。このような道路から通路を経て建築物の出入口に至る部分を整備し、高齢者、障がい者等を含む全ての人が安全かつ円滑に建築物へアクセスできるよう配慮する必要がある。

整備基準	
遵守基準	
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	ア 同左
イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。	イ 同左
(ア) 手すりを連続して設けること。	(ア) 同左
(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。	(イ) 同左
(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	(ウ) 同左
—	(エ) 段がある部分の上下端には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変える等の代替措置により段を識別しやすくすること。
ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	ウ 同左
(ア) 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを連続して設けること。	(ア) 手すりを連続して設けること。
(イ) 傾斜路の前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。	(イ) 同左
(2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、(1) に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	(2) 同左
ア 幅は、140cm 以上とすること。	ア 同左
イ 歩車道の分離に配慮すること。	イ 同左
ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ウ 同左
エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	エ 同左
(ア) 幅は、段に代わるものにあっては 140cm 以上、段に併設するものにあっては 90cm 以上とすること。	(ア) 同左
(イ) 勾配は、1/20 以下であること。	(イ) 同左
(ウ) 手すりを連続して設けること。	—

(エ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	(ウ) 同左
(オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	(エ) 同左
(カ) 高さが 75cm を超えるものにおいては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊り場を設けること。	(オ) 同左
(3) 1 の項〔移動等円滑化経路等〕(1) アに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1 の項〔移動等円滑化経路等〕(1) ア中「道等」とあるのは「当該建築物の車寄せ」とする。	(3) 同左

■整備基準の解説

◆一般基準

(1) ア 表面	
<ul style="list-style-type: none"> ●雨掛りによるぬれた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 ●アプローチの通路面には、原則として排水溝などは設けない。やむを得ず設ける場合は、溝蓋を設け、仕上げ、溝の間隔等は車椅子使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。車椅子のキャスターや杖の落ち込みは、動けなくなるだけでなく、転倒の危険もある。 ●敷地内通路のような屋外歩行空間は、屋内空間に比べて移動の速度も速く、小さな段差でも危険となる場合があるため、高齢者、障がい者等をはじめとする全ての人々が円滑に移動できるよう、段差を設けてはならない。 ●砂利敷きは、車椅子では動けなくなるので避ける。石畳やれんが敷きでは表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差を生じないように施工する。 	→【図 12.1】参照
イ 段がある部分	
<ul style="list-style-type: none"> ●段がある部分には、連続して手すりを設置する。 ●踏面の色は段鼻（滑り止め）の色と明度の差の大きい色とする等により、段を識別しやすいものとする。 ●蹴込みは 2cm 以下とする。 ●蹴込み板は杖や足の落ち込みを防止するために必ず設ける。 ●段鼻を突き出すと、つま先がひっかかりやすいので、突き出しは設けない。 ●杖の転落を防止するために、立ち上がり（2cm 以上）を設ける。 <p>○段がある部分の上下端には、点状ブロック等を敷設する。</p> <p>○主に高齢者が入所する福祉施設等（全盲の視覚障がい者が入所しない場合に限る。）や幼児が利用する保育所等の施設で、点状ブロック等の敷設が利用者の利用に特に支障を来す場合には、点状ブロック等の代わりに音声誘導装置を設置する、仕上げの色を変える等でも可とする。</p>	→【図 4.3】参照 →【図 4.4】参照 →【図 4.5】参照 →建築物編基本的考え方 P13 参照
ウ 傾斜路	
<ul style="list-style-type: none"> ●手すりは、車椅子使用者はもちろんその他の歩行困難者にとっても歩行の補助になるので、勾配が 1/12 を超える傾斜がある部分、高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、連続して手すりを設ける。 ●手すりは両側に設けることが基本となるが、構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設けることにより、歩行困難者の補助となり得る。 <p>○手すりは勾配や高さに関係なく、全ての傾斜路に連続して設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●傾斜のある部分は、平坦部の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。 	

- 傾斜路が長くなりすぎる場合は、〔7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機〕等を設置することも考えられる。

その他の注意事項

- 敷地内の通路は、歩車道の分離に配慮する。

◆移動等円滑化経路等

(2) ア 有効幅

- 歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違える幅が 140cm である。

→【図 12.2】参照

イ 戸

- 〔2 出入口〕の整備基準の解説「戸」を準用する。

ウ 傾斜路

(幅)

- 階段に併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないため 90cm 以上とすることができる。

→【図 12.3】参照

(勾配)

- 車椅子使用者が自力で傾斜路を上るには相当な腕力を必要とする。敷地内の通路に設ける傾斜路は、雨にぬれると滑りやすくなるため、車椅子使用者が自力で上りやすいよう、傾斜路の勾配は、1/20 以下とする。

(手すり)

- 手すりは、勾配に関係なく連続して設ける。

(立ち上がり)

- 車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁又は 35cm 以上の立ち上がりを設ける。ただし、手すりを設ける場合は、5cm 以上とすることができる。

(平たん部)

- 傾斜路の始点、終点、曲がり部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも 150cm 以上の平たん部を設ける。

→【図 12.4】参照

(踊り場)

- 長くて急な傾斜路では昇降の途中で休憩スペースが必要となる。したがって、長い傾斜路では高さ 75cm 以内ごとに長さ 150cm 以上の踊り場を設置する。
- 車椅子使用者は傾斜路の途中で転回するのが困難であるので、安全に転回するためには水平な踊り場が必要である。

■望ましい整備

◎全ての敷地内の通路を基準に適合させる。また、原則として段差を設けてはならないが、階段や傾斜路を設ける場合においては、〔4 階段〕及び〔5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路〕に定める構造とし、かつ、それぞれの望ましい整備に適合するものとする。

有効幅

- ◎道路から主要な出入口に至る通路の有効幅は、車椅子使用者同士がすれ違えるよう 180cm 以上とする。
- ◎傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては 150cm 以上、段に併設するものにあつては 120cm 以上とする。

手すり

- ◎移動等円滑化経路等として整備した敷地内の通路の傾斜路及び階段には、両側に手すりを設ける。
- ◎傾斜路の始点、終点の手すりには点字表示を行う。

→〔21 手すり〕参照

点状ブロック等

- ◎車路に接する部分、車路を横断する部分には点状ブロック等を敷設する。
- ◎歩道上に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている場合は道路管理者と協議の上、連続性に配慮する。
- ◎視覚障がい者誘導用ブロックは、車椅子使用者やベビーカー等での通行に支障がないよう敷設する。

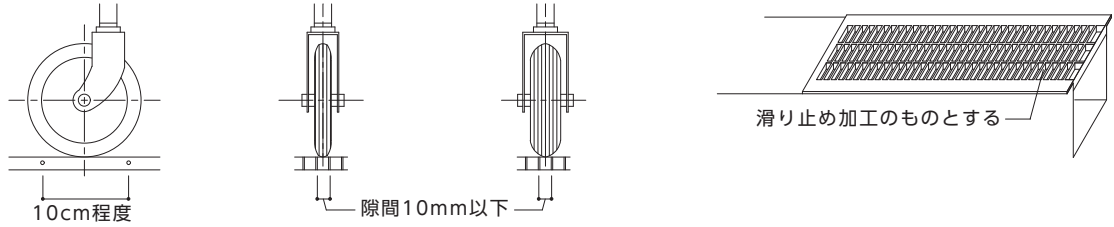
その他の注意事項

- ◎規模の大きい敷地内の通路は、歩車道の分離に極力配慮する。
- ◎片麻痺者等は階段の方が上り下りしやすい場合もあるため、傾斜路には緩勾配の手すり付き階段を併設する。
- ◎敷地が広い場合などは、遠くからでも傾斜路の位置が分かるように案内標示をする。
- ◎視覚障がい者の白杖（はくじょう）の位置に配慮し、やむを得ず高さ 65cm 以上の部分に突出物を設ける場合は突き出し部分を 10cm 以下とする。
- ◎照明は、むらのない、通行に支障のない明るさとすることが望ましい。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設置する。
- ◎施設の地域的特性によっては、凍結、積雪防止の融雪装置や上屋を設ける。
- ◎屋外においては、屋根又はひさしを設ける。
- ◎敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消するため、L 形側溝や縁石の立ち上がり部分の切り下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮する。

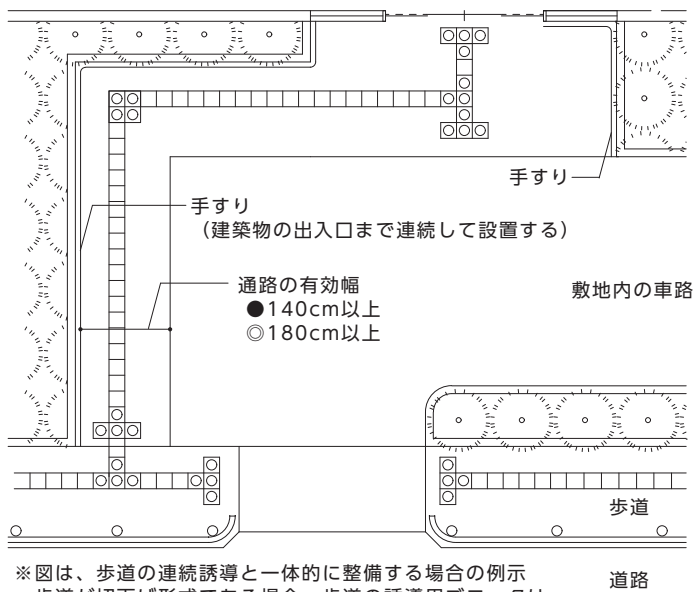
《 参 考 図 》

【図12.1】 車椅子の前輪が落下しない配慮

■車椅子前輪の大きさ ■手動車椅子 ■電動車椅子 ■蓋の概要



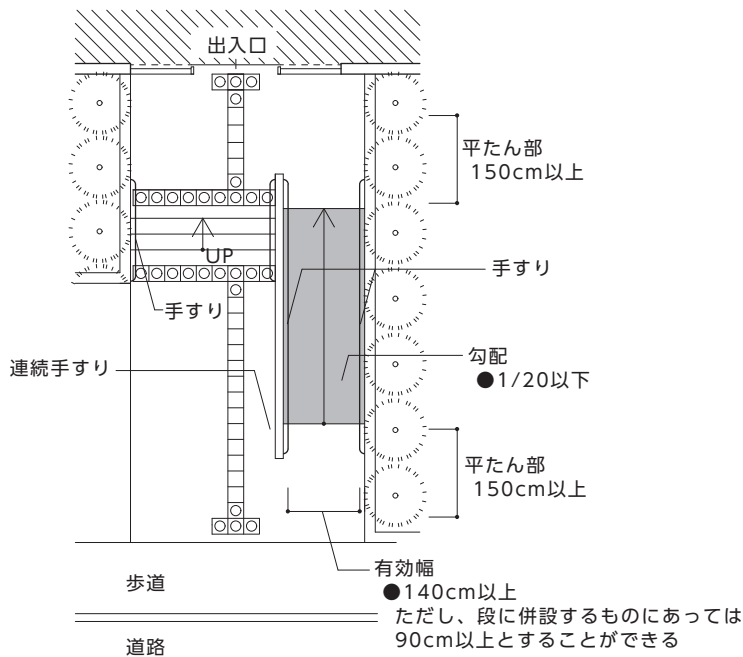
【図12.2】 敷地内の通路



- ・敷地内の車路とは別に通路を設ける
- ・視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する (原則黄色)

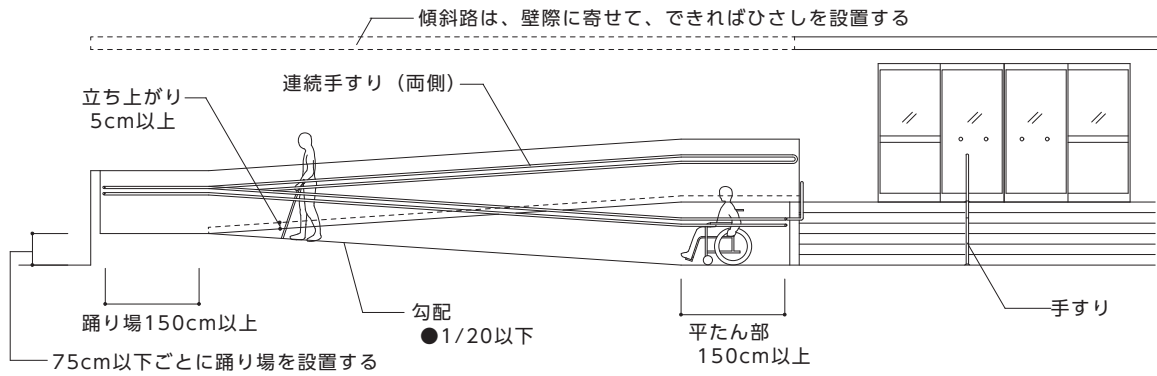
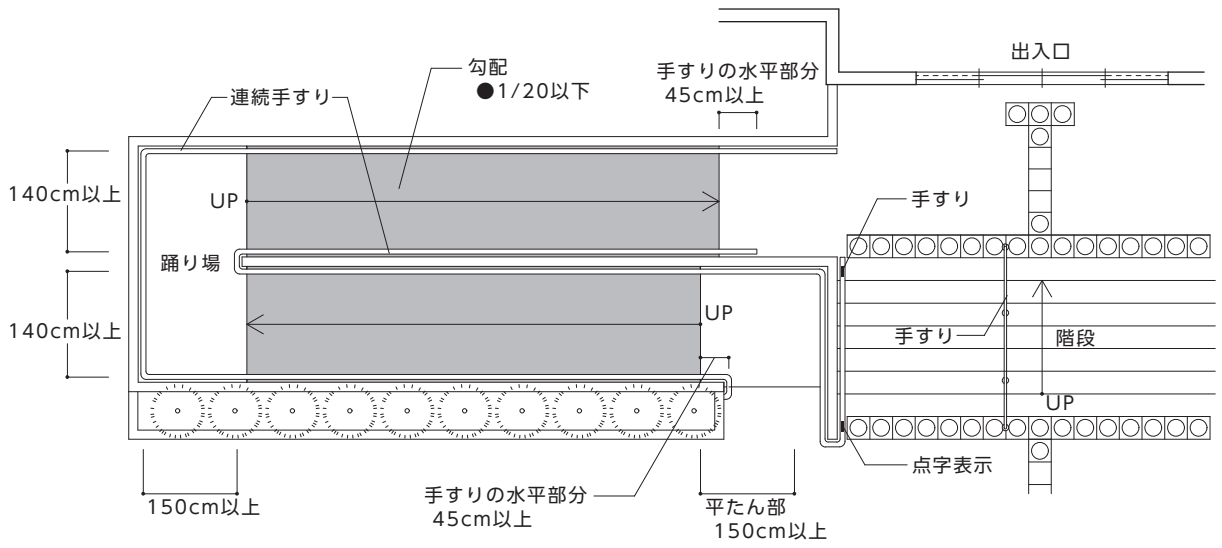
※図は、歩道の連続誘導と一体的に整備する場合の例示
歩道が切下げ形式である場合、歩道の誘導用ブロックは連続して敷設させる

【図12.3】 階段と傾斜路を併設した敷地内の通路



《 参 考 図 》

【図12.4】敷地内の通路に傾斜路を設けた例



13 駐車場

●基本的考え方●

全ての建築物について、車椅子利用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、建物の出入口やエレベーターホール等に近い障がい者用駐車区画等を設置する必要がある。また、車椅子利用者等、必要としている方が不適正利用などにより駐車できないケースもあるため、各施設管理者がそれに対して十分に配慮をする必要がある。

整備基準	
遵守基準	
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場（以下この項において「不特定多数利用駐車場」という。）を設ける場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の障がい者用駐車区画を設けなければならない。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、それらの駐車場に設ける駐車施設の総数）に1/50を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上の障がい者用駐車区画を設けなければならない。ただし、障がい者が当該駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。
ア 当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、それらの不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に1/50を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）	—
イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数 が 200 を超える場合 当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数	—
(2) (1)の規定は、障がい者が不特定多数利用駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。	—
ア 不特定多数利用駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下この号において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合	ア 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
イ 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合	イ アに規定する駐車場及びアに規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合
(ア) 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。	(ア) 当該アに規定する駐車場の出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。

<p>(イ) 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、それらの不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける障がい者用駐車区画の数（当該不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、それらの不特定多数利用駐車場に設ける障がい者用駐車区画の総数）の合計数が、(1)ア及びビに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上であること。</p>	<p>(イ) 当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、それらの駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(イ)において同じ。）及び当該駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場に設ける障がい者用駐車区画（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、それらの駐車場に設ける障がい者用駐車区画の総数）の合計数が、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数及び当該駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、それらの駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に1/50を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上であること。</p>
<p>ウ 改修を行う場合であって、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の障がい者用駐車区画を不特定多数利用駐車場に設ける場合</p>	<p>—</p>
<p>(ア) 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数</p>	<p>—</p>
<p>a 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下bにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に1/50を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</p>	<p>—</p>
<p>b 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数 が200を超える場合 当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数</p>	<p>—</p>
<p>(イ) 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 1</p>	<p>—</p>
<p>(3) 障がい者用駐車区画は、次に掲げるものでなければならない。</p>	<p>(2) 同左</p>
<p>ア 幅は350cm以上、奥行きは600cm以上とすること。</p>	<p>ア 同左</p>
<p>イ 当該障がい者用駐車区画から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。（4）において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>	<p>イ 当該障がい者用駐車区画から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。（3）において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
<p>ウ 障がい者用である旨の表示をすること。</p>	<p>ウ 同左</p>

<p>(4) 不特定多数利用駐車場に障がい者用駐車区画を設ける場合には、当該障がい者用駐車区画又はその付近に、当該障がい者用駐車区画から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。</p>	<p>(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場に障がい者用駐車区画を設ける場合には、当該障がい者用駐車区画又はその付近に、当該障がい者用駐車区画から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。</p>
<p>(5) 駐車場には、入口付近に障がい者用駐車区画を設けている旨の表示をすること。</p>	<p>(4) 同左</p>

■整備基準の解説

<p>(1) 設置数</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者用駐車区画の必要設置数は、【解説 13.1】を参照。 ●同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、すべての駐車場の駐車台数を合算した数に対して必要な障がい者用駐車区画の数を算定する。 ●建築物の改修の際に駐車施設を増設しない場合、駐車場全体で1以上の障がい者用駐車区画を設ける。 <p>(2) 機械式駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を設ける場合の、障がい者用駐車区画の必要設置数は、【解説 13.3】を参照。 ●当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（等）までの経路は移動等円滑化経路等となるため、経路上に段差を設けない。 <p>(3) 構造</p> <p>(有効幅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者用駐車区画は、自動車のドアを全開にした状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに、車椅子使用者が転回でき、介助者が横につき添えるスペース（幅 140cm 以上）を見込んだものである。 ●リフト付きワゴンなどで後部トランクを利用することも想定した、奥行き 600cm 以上の区画を確保する。 <p>(経路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者用駐車区画から各利用居室（等）までの経路は、移動等円滑化経路等とする。 ●建築物の出入口にできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入口付近など）に、障がい者等が利用できる車寄せと駐車スペースを設ける。 	<p>→【図 13.1】参照 →【解説 13.2】参照</p> <p>→【図 13.6】参照</p> <p>→【図 13.2】参照</p> <p>→【1 移動等円滑化経路等】【図 13.4】参照</p>
--	---

<p>(4) 誘導表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ●誘導表示は、当該障がい者用駐車区画から利用居室（等）までの誘導ができるものとし、車椅子使用者にも見やすい位置・高さに設ける。 ●大きめの文字や図を用いるなど、分かりやすいデザインのものとし、背景との色の明度、色相及び彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。 ●障がい者用駐車区画は、一般用駐車スペースと区別するため、駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示し、付近に標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。（障がい者用駐車区画付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に配慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。） ●障がい者用駐車区画に、一般の自動車が駐車するのを避けるため、その旨の表示をする。 ●駐車場の進入口には、障がい者用駐車区画が設置されていることが分かるように標識を設けることとし、駐車場の入口から障がい者用駐車区画に至るまでの誘導用の標識を設ける。 	<p>→【図 13.5】参照</p> <p>→【14 標識】参照</p> <p>→【図 13.5】参照</p>
<p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●床面又は地面は、車椅子での移乗に配慮し、できる限り水平にする。 	<p>→1/100 程度の水勾配は許容</p>

■望ましい整備

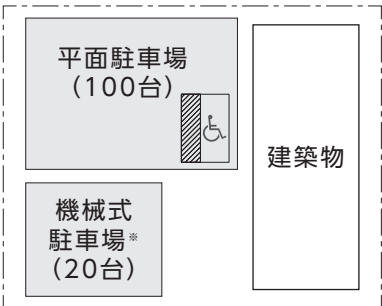
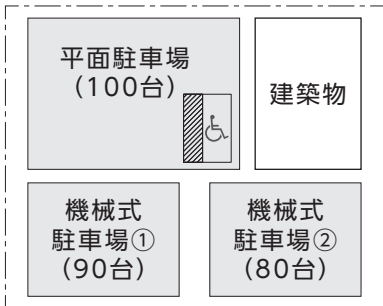
<p>スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎車体スペースの両側に 140cm 以上の乗降用スペースを設ける。 ◎複数台分のスペースを設ける場合は、2 台以上のスペースを並べて設ける。 ◎バンタイプの車椅子利用者対応車両では、後部側ドアの開閉が通常であり、幅員とともに奥行きについても配慮する。 ◎車体後部からスロープ又はリフトの出る福祉車両等に配慮し、奥行き 8 m 以上のスペースを確保する。ただし、奥行き 8 m 以上を確保することが困難な場合には、停車用スペースを別に確保する。 ◎一度に多数の利用が見込まれる施設では、適切な数の駐車区画を整備することが望ましい。 	<p>→【図 13.7】参照</p>
<p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎雨天時の車椅子利用者等の乗降を考慮して、障がい者用駐車区画、障がい者用駐車区画から駐車場へ通ずる出入口への通路、停車用スペースに、屋根又はひさしを設ける。 ◎障がい者用駐車区画等に屋根等を設ける場合は、車椅子用リフト付き車両を想定し、車両高さ 230cm 以上に対応した必要な高さ（梁下高さ等）を確保する。また、建物内に駐車場を設ける場合の天井の高さについても同様とする。 ◎見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設ける。 ◎発券機や精算機等は、立位がとれない利用者や、手や指の不自由な利用者も使えるよう、設置位置や高さ等に配慮する。 	<p>→【図 13.8】参照</p>
<p>表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎「国際シンボルマーク」の塗装表示だけでは、駐車した際に隠れてしまうことから、車椅子使用者等に分かりやすくし、また不適正利用がなされないよう、床面全体を青色などの目立つ色で塗装をする。 	

その他の注意事項	
<p>◎障がい者だけでなく、妊産婦、乳幼児を連れた者、歩行が困難な高齢者又は療養中若しくはリハビリ中の者が安全かつ円滑に駐車及び乗降できる「思いやり駐車区画」を、建築物の出入口にできるだけ近い位置に障がい者用駐車区画と同数設ける。 →思いやり駐車区画は、幅 250～300cm 程度、長さ 550cm 程度する。</p> <p>◎「思いやり駐車区画」には利用対象者を明示した標識（ヘルプマーク等）を設置する。</p>	

◆ソフト面の工夫	
<p>◎車椅子使用者が円滑に利用できるよう誘導員や警備員を配置し、車椅子使用者等に対する案内や巡回時の声掛けを行うことや、カラーコーン等を置いて、利用者が来たときに移動するなどの人的対応も有効である。ただし、カラーコーン等を置く場合は、すぐに移動できる人員体制の整備が必要である。</p> <p>◎施設管理者が、利用対象者に対して利用証を発行し、利用の際にダッシュボード上に掲示してもらう。</p> <p>◎館内放送やポスターを掲示することにより、駐車区画を必要としている人への理解を求め、必要のない人の利用を控えるよう呼びかける。</p> <p>◎車体後部からスロープ又はリフトの出る福祉車両等に配慮した奥行き 8 m 以上のスペース等を設ける場合には、施設のホームページ等で情報提供する。</p>	

《 解 説 》

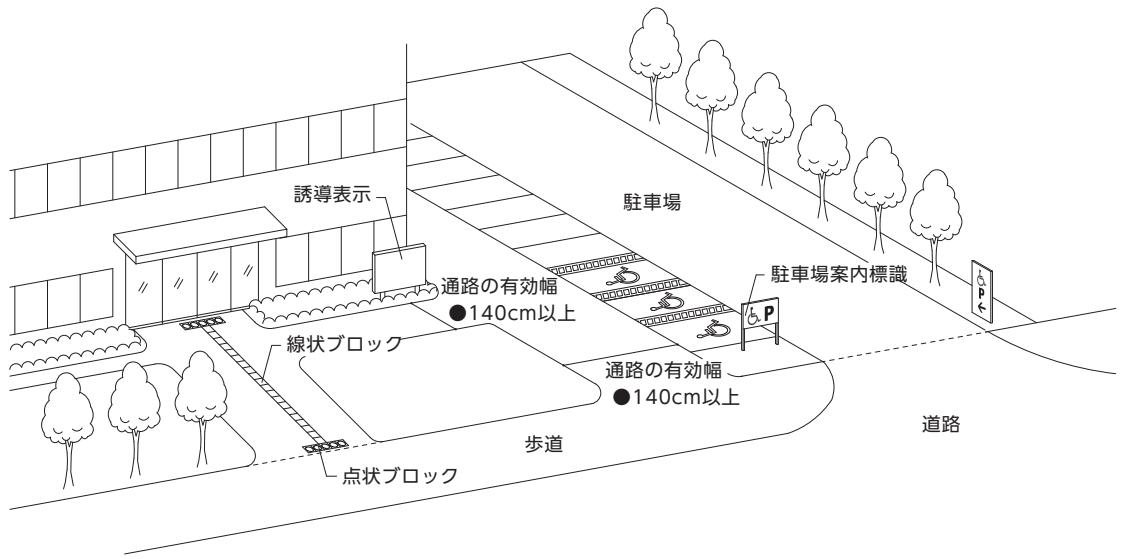
【解説13.3】 機械式駐車場に障がい者駐車区画を設ける場合

		ケース 1	ケース 2
障がい者用駐車区画の設置イメージ		 <p style="text-align: center;">※障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場</p>	 <p style="text-align: center;">①90台分の駐車施設のうち、10台分が障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場 ②障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設けていない機械式駐車場</p>
駐車施設の総数		100 + 20 = 120台	100 + 90 + 80 = 270台
障がい者用駐車区画の必要設置数 (A) ※駐車場での配置は任意	遵守基準	$120台 \times 1/50 = 2.4$ (1未満切り上げ) ⇒ 3以上	$270台 \times 1/100 + 2 = 4.7$ (1未満切り上げ) ⇒ 5以上
	整備基準		$270台 \times 1/50 = 5.4$ (1未満切り上げ) ⇒ 6以上
障がい者用駐車区画の数 (B)		平面 1台 + 機械式 20台 = 21台	平面 1台 + 機械式① 10台 = 11台

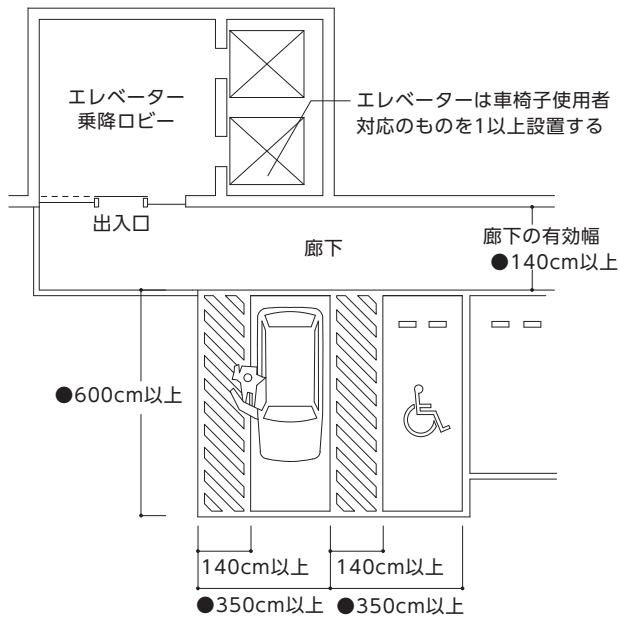
((B)の数が、必要設置数の(A)よりも多いため、基準を満たしている)

《 参 考 図 》

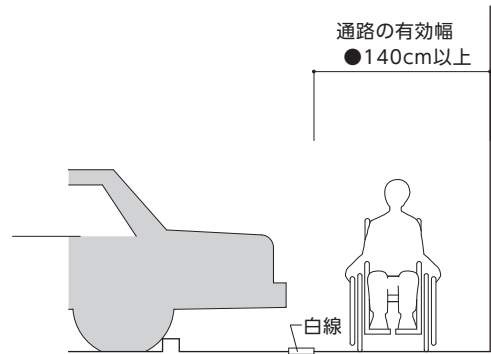
【図13.1】敷地内駐車場の整備例



【図13.2】屋内駐車場の整備例

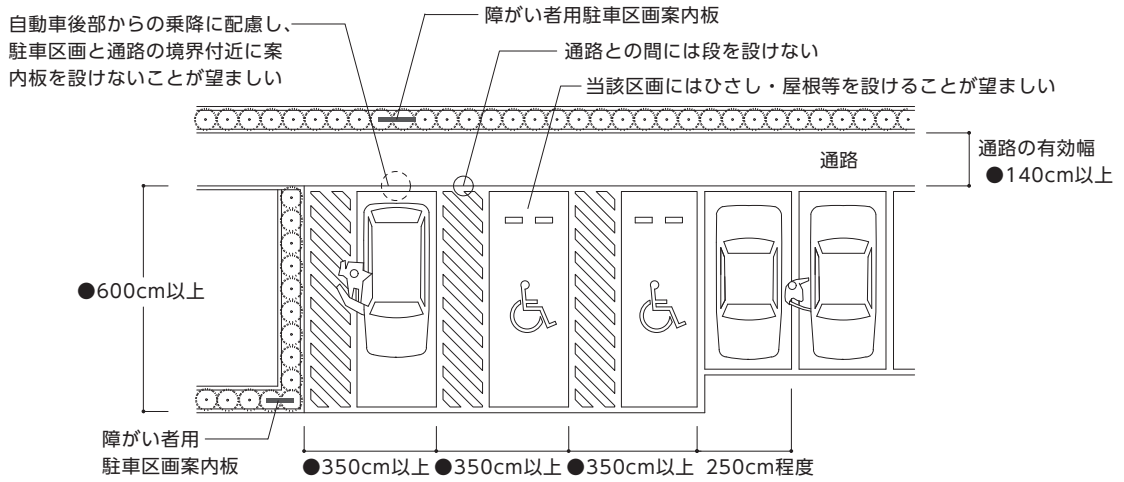


【図13.3】駐車スペース後ろに通路を設ける場合



《 参 考 図 》

【図13.4】 駐車場の整備例

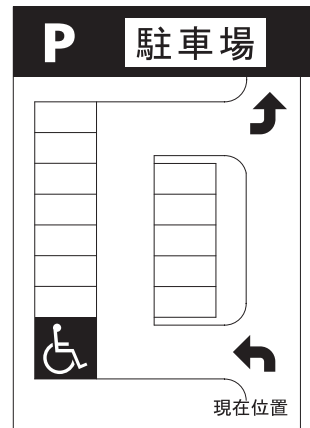


【図13.5】 立札による表示例

(1) 駐車場の進入口の表示例



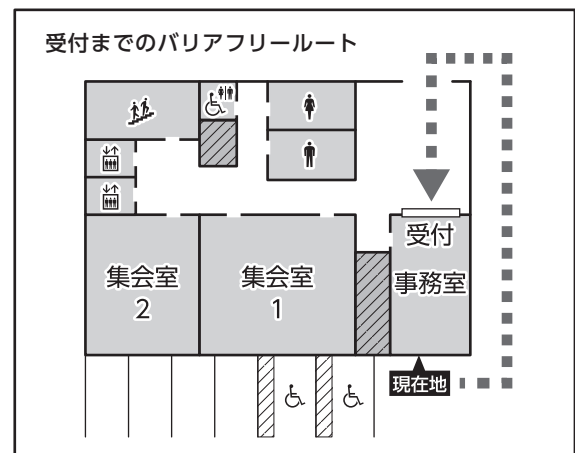
(2) 障がい者用駐車区画への誘導表示例



(3) 障がい者用駐車区画である旨の表示例

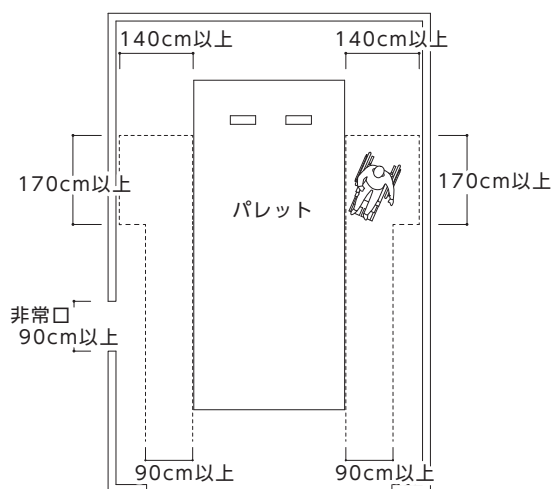


(4) 障がい者用駐車区画から
利用居室までの誘導表示例



《 参 考 図 》

【図13.6】 機械式駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設けた例

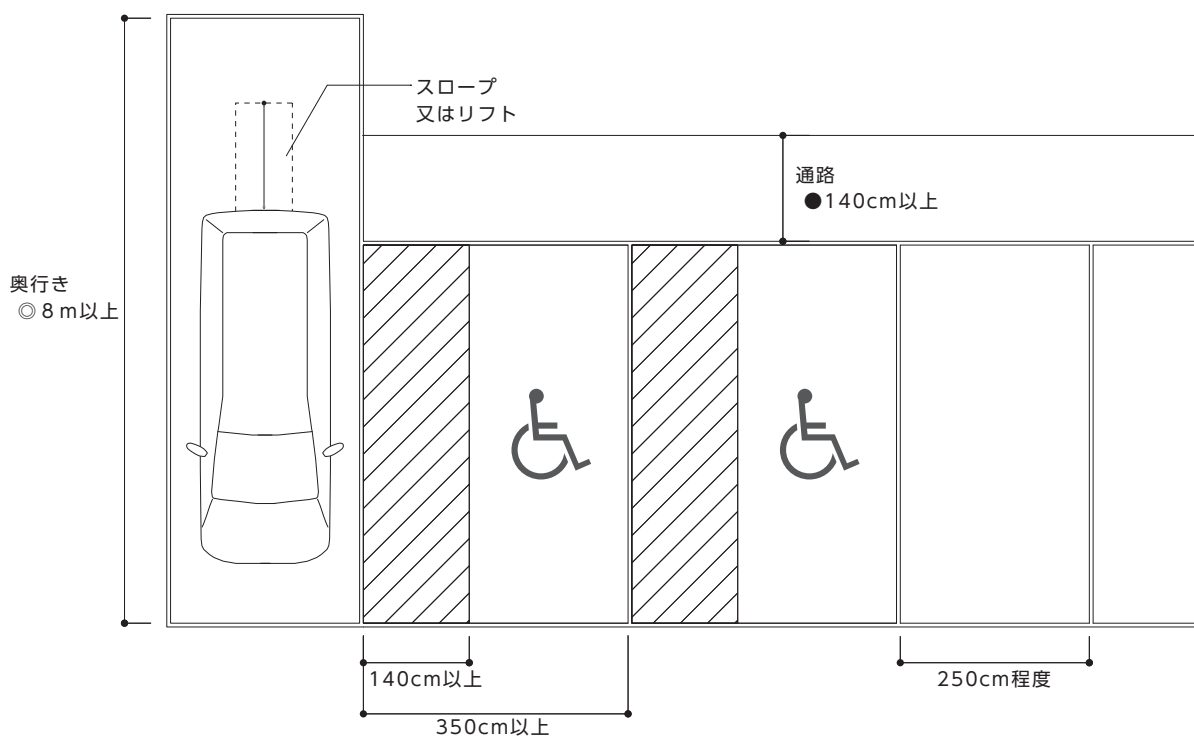


機械式駐車場技術基準（主な内容）

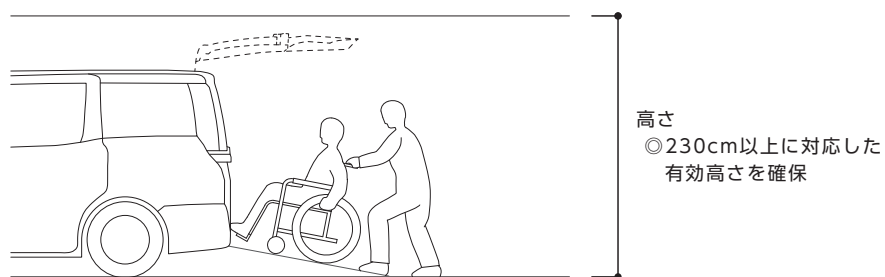
- ・ 機械式駐車場に障がい者用駐車区画を設ける場合は、車椅子使用者等が管理人等の介助がなくても自力で乗降できるものとする。（人的介助のみを前提としない）
- ・ 人の通路は、幅90cm以上、高さ190cm以上、段差及び隙間は2cm以下とすること。
- ・ 非常口へ通ずる通路も上記に準ずることとし、非常口は、90cm以上、高さ190cm以上で、内側から容易に開けられるようにすること。
- ・ 自動車への乗降部分は車椅子の転回を考慮して、車椅子の進行方向に対して幅140cm以上、奥行き170cm以上の空間を確保すること。
- ・ バリアフリー対応駐車装置の操作盤の少なくとも1面は、車椅子に乗ったままで操作できるよう床面から100cm程度の高さに設けること。
- ・ 一部の収容台数に対してバリアフリー対応駐車装置を適用する場合は、該当する搬器とそれ以外を識別できるように色分け、マーキング等の処置を施すこと。
- ・ その他の基準については、「機械式駐車場技術基準・同解説 2017年版」（公益社団法人 立体駐車場工業会）を参照すること。

《 参 考 図 》

【図13.7】奥行き8 m以上の駐車スペースの例



【図13.8】高さ230cmの例



《 参 考 図 》

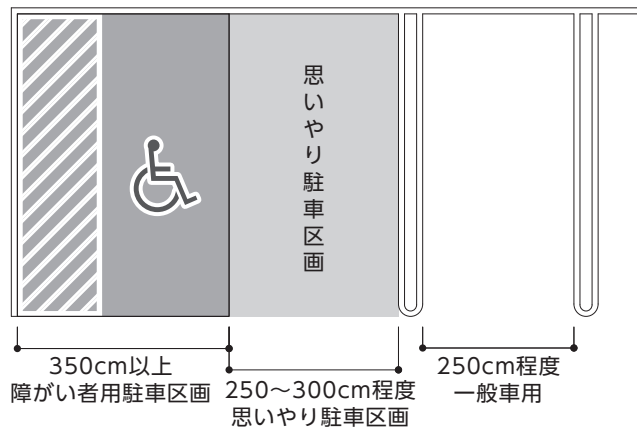
【図13.9】 駐車区画に設置する看板の記載例

	障がい者用駐車区画 のみの場合	思いやり駐車区画を整備できる場合	
		障がい者用 駐車区画	思いやり駐車区画
マーク			
説明文	この場所は、 <u>身体の不自由な方、身体内部に障がいのある方</u> など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用する車両専用です。一般の方は駐車をご遠慮ください。	この場所は、 <u>車椅子使用者など身体の不自由な方</u> が利用する車両専用です。一般の方は駐車をご遠慮ください。	この場所は、 <u>身体の不自由な方、身体内部に障がいのある方</u> など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用する車両が優先です。

思いやり駐車区画

- 対象者
車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な内部障がい者や聴覚・視覚障がい者、その他の障がい者、難病患者、高齢者、けがをした方、妊産婦など。
- 設置場所
可能な限り出入口に近い場所（障がい者用駐車区画に隣接した位置など）。
- 設置台数
各事業者の実情に応じて定める。
- 広さ
通常の駐車区画と同等（250cm程度）。可能であれば300cm程度とやや広めにする。
- 案内表示の設置
利用対象者の説明や、対象者を示すマークを看板に表示する。
- 区画の塗装
①「思いやり駐車区画」の文字を塗装する。②障がい者用駐車区画とは別の色（緑色など）で床面全体を塗装し目立たせる。③対象者を表すシンボルマークを塗装する（障がい者のための国際シンボルマークは表示しない）。

【区画の整備例】



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、都が作成したマーク。



14 標識

●基本的考え方●

全ての人、目的の場所に容易に到達できるよう、標識を設置する。標識の設置に当たっては、全ての人が見やすい高さ及び位置に設置し、車椅子使用者、視覚障がい者等の通行の妨げとならないよう、設置位置や高さ等について配慮する。また、表示されている内容を読み取ることが難しいこともあるため、知的障がい、発達障がい、精神障がいのある人にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。

整備基準（遵守基準）

移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車区画の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車区画があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。

(1) 高齢者、障がい者等の見やすい位置に設けること。

(2) 表示すべき内容が容易に識別できること（当該内容が日本産業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合すること。）。

■整備基準（遵守基準）の解説

- 「移動等円滑化の措置がとられた」とは、〔6 エレベーター及びその乗降ロビー〕、〔7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機〕、〔8 便所（トイレ）〕、〔13 駐車場〕の整備基準（遵守基準）に適合したものを指す。
- 移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子利用者用便房、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを設置した便所及び障がい者用駐車区画の付近には、標識を設置する。

→【図 14.1】参照

(1) 表示位置

- 標識は、車椅子利用者にも見やすい位置・高さに取り付ける。
- 突出型又はつり下げ型の標識を設ける場合は、視覚障がい者等の支障とならない位置（高さ 200cm 以上）に設ける。

→【図 14.2】
【図 14.3】参照

(2) 表示内容

- 表示内容が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合させる。
- 文字や記号が大きく太い書体や図を用いるなど分かりやすいデザインとし、地板の色とコントラストをつける。
- 子どもや外国人にも分かるように、振り仮名や外国語を併記する。その場合、遠くからでも見えやすいよう、文字の大きさ等に配慮する。
- 照明は、逆光又は反射グレアが生じないように、仕上げや、設置位置、照明に配慮する。（グレアとは、必要な照度が維持されていても、周囲との輝度対比で見えにくくなる現象）

→資料編 P2-16 参照

その他の注意事項

- 一般便所及び子育て支援環境（ベビーチェア等・ベビーベッド等・授乳及びおむつ交換ができる場所）の付近には、標識を設置する。
- 障がい者用駐車区画から利用居室（等）までの経路についての誘導表示を設ける。

→〔22 子育て支援環境の整備〕参照

→〔13 駐車場〕参照

■望ましい整備

表示位置

- ◎立て置き型の標識は視覚障がい者にとって通行の支障となるおそれがあり、危険防止のため原則として使用しない。
- ◎同一建築物内では、同じデザインとし、各階とも同じ位置に取り付ける。

表示内容

- ◎高齢者の白内障による黄変化視界でも分かりやすいものとする。

構造

- ◎色は、識別が困難な方へ配慮し、文字・図記号（ピクトグラム）を組み合わせ、色だけに頼らないサインとする。
- ◎暗い場所に設置する場合は、照明器具を内蔵したものとする。

案内標示

- ◎誘導用の案内標示を、曲がり角ごとに分かりやすい位置に設置する。
- ◎手すりの端部、曲がり角、階段及び傾斜路の始終点などの要所には、行き先、現在位置などを点字で表示する。

その他の注意事項

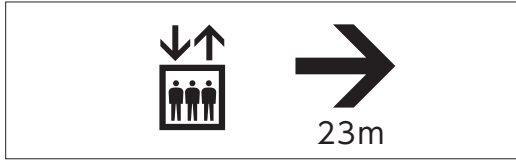
- ◎表示と合わせて音声で案内する。その際、音声が聞き取りやすくなるよう配慮し、案内設備の場所まで誘導できる内容を含むものとする。
- ◎外国人にも配慮して、多言語による音声案内を行う。
- ◎通路や出入口等において、利用時間が決まっている、又は、工事中で一時的に利用できない等、利用に支障が生じる情報は、分かりやすく案内表示するとともに、ホームページ等で情報提供する。

《 参 考 図 》

【図14.1】案内標示の例

■誘導サイン（つり下げ型等の形式）

① エレベーター



② 上りエスカレーター



③ トイレ（便房内に設置された設備のピクトグラムを合わせて標示する）



■位置サイン

① エレベーター



② 上りエスカレーター



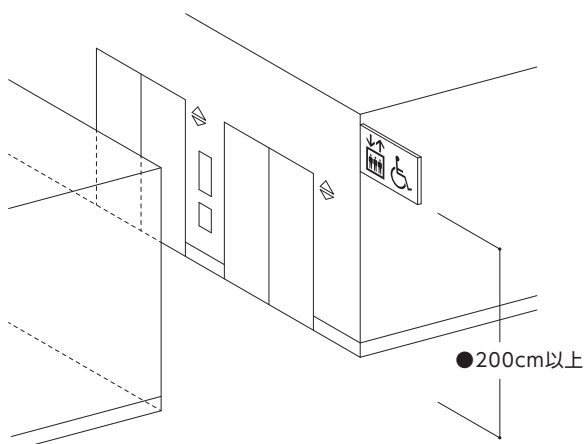
③ 車椅子使用者用便房



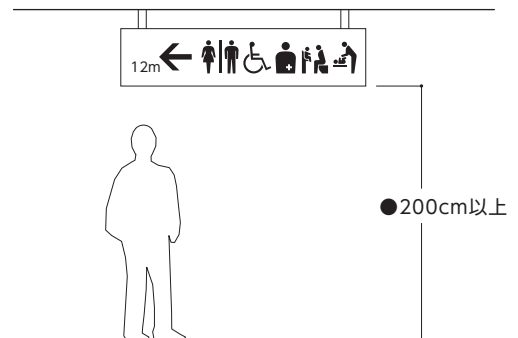
③ トイレ（便房内に設置された設備のピクトグラムを合わせて標示する）



【図14.2】突出型標識の例



【図14.3】つり下げ型標識の例



15 案内設備

●基本的考え方●

全ての人が円滑に目的の場所へ到達できるよう、施設の状況に応じた案内設備を分かりやすい位置に設置する。案内板等の設置に当たっては、高齢者、障がい者等が見やすく、かつ視覚障がい者の通行の妨げにならないよう、設置位置や高さ等について配慮する。また、視覚障がい者にとっては、照明や採光も位置を特定することに有効なので、合わせて配慮する。

整備基準（遵守基準）

(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車区画の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車区画の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障がい者に示すための設備を設けなければならない。
ア 文字等の浮き彫り
イ 音による案内
ウ 点字及びア又はイに類するもの
(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。

■整備基準（遵守基準）の解説

(1) 案内板等

●移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを設置した便所及び障がい者用駐車区画の配置を表示した案内板等を、建築物又はその敷地内に設ける。

→【図 15.1】
【図 15.2】参照

(2) 視覚障がい者のための設備

●移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車椅子使用者用便房の配置を、以下の方法により視覚障がい者に示すための設備を建築物又はその敷地（敷地内の主要な出入口付近）に設ける。

ア 文字等の浮き彫り
イ 音による案内
ウ 点字及びア又はイに類するもの

その他の注意事項

●案内板に表示する図記号（ピクトグラム）は、エレベーターその他の昇降機、便所、駐車区画等とし、JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。

●点字については、JIS T 0921 に準じ、墨字を併記する。

●触知案内図については、JIS T 0922 に準ずる。

→資料編 P2-16 参照
→資料編 P2-1 参照
→資料編 P2-3 参照

■望ましい整備

◎案内所を設ける場合にも、案内板等や視覚障がい者のための設備を設ける。

注意事項

- ◎一建築物内に、複数の種類や大きさの便房（車椅子利用者用便房、オストメイト用設備を備えた便房、ベビーチェアやベビーベッドを備えた便房など）、授乳及びおむつ替えのできる場所などがある場合は、便房の大きさや機能を表示するなどして、利用できる便房や設備がどこにあるかが分かるような表示を行う。
- ◎数字による情報等については、浮き出し文字（一般の数字の形を浮き出しにして触察できるようにしたもの）を合わせて表示する。
- ◎案内板、表示板等にケースがある場合、光の反射により見にくくならないよう設置位置、照明に配慮する。
- ◎JIS Z 8210 案内用図記号に定められていない図記号（ピクトグラム）については、標準案内用図記号ガイドライン 2021 によることや、標準化された図記号（ピクトグラム）を用いる。
- ◎標準化された図記号の例としては、JIS Z 8210 案内用図記号、標準案内用図記号ガイドライン 2021 以外に以下のようなものがある。
 - ア 国際シンボルマーク
 - イ コミュニケーション支援用絵記号

→公益財団法人交通
エコロジー・モビリ
ティ財団「標準案内
用図記号ガイドラ
イン 2021」参照

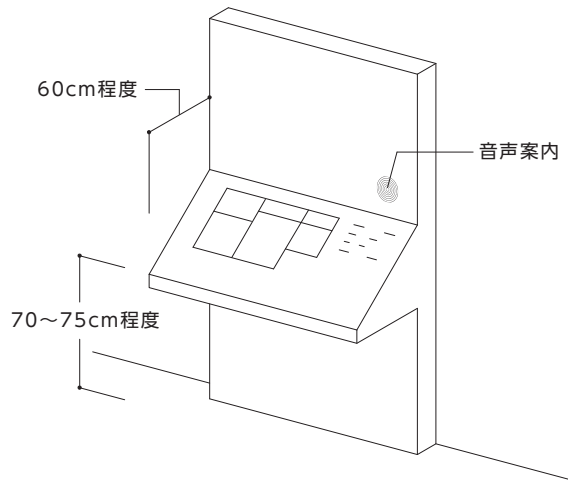
◆ソフト面の工夫

注意事項

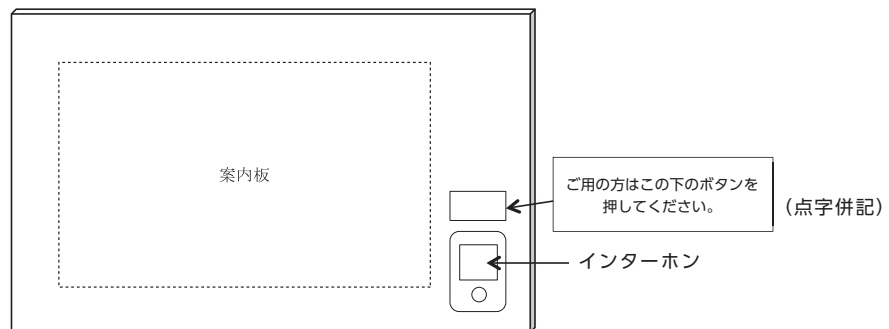
◎案内所には、利用者に対応できる施設職員等を配置する。

《 参 考 図 》

【図15.1】案内板の設置例

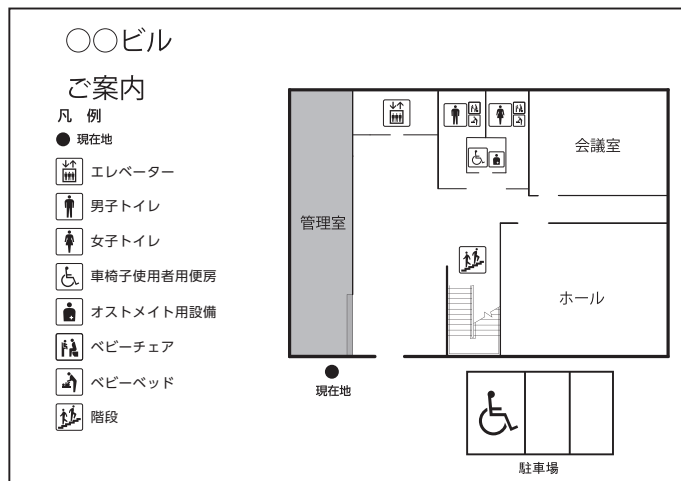


■インターホンを設置し、垂直に取り付けた案内設備の例



- ・設置高さは目線の低い車椅子使用者にも配慮する。
- ・表示方法等はJIS T 0922に準じる。

【図15.2】案内板の標示例



- ・大きめの文字や分かりやすい図とし、色や明度差に配慮し、弱視者、色弱者にも見えやすいようにする。
- ・表示方法等はJIS T 0922に準じる。

16 案内設備までの経路

●基本的考え方●

道等から視覚障がい者のための案内設備までの経路のうち1以上は、視覚障がい者が円滑に移動できる経路とし、視覚障がい者誘導用ブロックや音声等で誘導する。また、視覚に代わる情報伝達方式は複数の方法を併用することが望ましい。

整備基準	
遵守基準	
(1) 道等から15の項〔案内設備〕(2)の規定による設備又は同項〔案内設備〕(3)の規定による案内所まで（当該設備又は案内所を設けない場合にあつては、道等から直接地上へ通じる出入口まで）の経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障がい者が円滑に利用できる経路（以下この項において「視覚障がい者移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。	(1) 道等から15の項〔案内設備〕(2)の規定による設備又は同項〔案内設備〕(3)の規定による案内所まで（当該設備又は案内所を設けない場合にあつては、道等から直接地上へ通じる出入口まで）の経路は、そのうち1以上を、視覚障がい者が円滑に利用できる経路（以下この項において「視覚障がい者移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合においては、この限りでない。
ア 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合	—
イ 道等から案内設備まで（当該案内設備を設けない場合にあつては、道等から直接地上へ通じる出入口まで）の経路が主として自動車の駐車用に供する施設に設けるものである場合	—
(2) 視覚障がい者移動等円滑化経路等は、次に掲げるものでなければならない。	(2) 同左
ア 視覚障がい者移動等円滑化経路等に、視覚障がい者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。	ア 視覚障がい者移動等円滑化経路等に、視覚障がい者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設けること。
イ 視覚障がい者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。	イ 同左
(ア) 車路に近接する部分	(ア) 同左

(イ) 段がある部分の上下端又は傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	(イ) 同左
a 勾配が 1/20 以下である傾斜がある部分の上端に近接するものである場合	a 同左
b 高さが 16cm 以下であり、かつ、勾配が 1/12 以下である傾斜がある部分の上端に近接するものである場合	b 同左
c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等である場合	c 同左
ウ 視覚障がい者の誘導を行うための線状ブロック及び点状ブロックの色は、原則黄色とすること。ただし、周辺の床材との対比を考慮して色相、明度、彩度及び輝度比の面で黄色と同程度の色彩効果があると判断される場合は、その色彩を採用することができる。	ウ 同左

■整備基準（遵守基準）の解説

視覚障がい者移動等円滑化経路等

- 道等から視覚障がい者のための案内設備又は案内所までの経路は、そのうち1以上を視覚障がい者が円滑に利用できる経路（視覚障がい者移動等円滑化経路等）とする。
- ただし、当該設備又は案内所を設けない場合にあっては、道等から直接地上へ通じる出入口までの経路のうち1以上を視覚障がい者移動等円滑化経路等とする。
- 建築物内にある案内所（管理人等が常時勤務するもの）から直接地上へ通ずる出入口が容易に視認できるときは、道等から当該出入口までのみを視覚障がい者移動等円滑化経路等とすることができる。
- 自動車の駐車のために供する施設に設けられる案内設備までの経路については、整備しなくてよい。
- 視覚障がい者が移動の方向や経路を認識しやすいこと、及び一般の歩行動線と著しく異ならないように配慮する。
- 全ての建築物において、道等から案内設備、案内所までの経路は、そのうち1以上を視覚障がい者移動等円滑化経路等とする。
- ただし、当該設備又は案内所を設けない場合にあっては、道等から直接地上へ通じる出入口までの経路のうち1以上を視覚障がい者移動等円滑化経路等とする。
- 自動車の駐車のために供する施設に設けられる道等から案内設備までの経路であっても、そのうち1以上を視覚障がい者移動等円滑化経路等とする。

→【図 16.1】参照

誘導

- 視覚障がい者移動等円滑化経路等には、できるだけ分かりやすい経路となるよう線状ブロック等を直進で敷設することを原則とする。ただし、敷地の状況等により直進で敷設できない場合は、線状ブロック等・点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する。
- 主に高齢者が入所する福祉施設等（全盲の視覚障がい者が入所しない場合に限る。）や幼児が利用する保育所等の施設で、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設が施設利用者の利用に著しく支障を来す場合には、線状ブロック等・点状ブロック等の代わりに音声その他の方法により視覚障がい者を誘導することでも可とする。

（視覚障がい者誘導用ブロック）

- 進行方向を変更する必要のない風除室内は、線状ブロック等・点状ブロック等を敷設しなくてもよい。
- 進行方向を変更する必要のない風除室内であっても、風除室の形状や建築物の状況、利用者の特性に応じて、線状ブロック等・点状ブロック等の敷設を考慮する。
- 視覚障がい者誘導用ブロックは JIS T 9251 による形状のものを使用する。
 - ①注意喚起をする点状ブロック
 - ②移動の方向を示す線状の突起のある線状ブロック
- 点状ブロック等は段差部分、危険箇所の前面、誘導方向が変化する部分などに敷設する。
- 線状ブロック等は、誘導方向と線状突起の方向を平行にし、連続して敷設する。
- 敷設幅は 30cm 以上とし、原則として湾曲しないよう直線状に連続して敷設する。
- 車椅子使用者等の通行に配慮して、設置の高さ、滑りにくい材料等を選ぶことが基本である。
- 弱視者に配慮し、誘導用ブロックの色は、黄色を原則とするが、白や薄いグレーの床に黄色の誘導用ブロックを敷設した場合は見にくいいため、他の色を選択するなど、周辺の色との明度差、輝度比などに配慮する必要がある。
- 誘導用ブロックと周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比 2.0 以上確保する。
- 敷設位置は、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とする。また、視覚障がい者が壁や塀、電柱等の路上施設等に衝突しないよう、敷設位置には十分注意する。

（音声案内）

- 音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備の一例として、音声誘導装置（視覚障がい者の持つ発信機等にセンサーが反応して音声により、誘導、案内を行う装置）が挙げられる。
- 必要に応じ、案内設備の位置等を知らせるための誘導鈴を設ける。
- 必要に応じ、音声又は放送による案内を行う。

点状ブロック等

- 車路に近接する部分、段がある部分の上下端又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障がい者に対する警告用の点状ブロック等を敷設する。
- ただし、勾配が 1/20 以下である傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16cm 以下であり、かつ、勾配が 1/12 以下である傾斜がある部分の上端に近接するもの、段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等については、この限りでない。

→【図 16.1】参照

→【図 16.2】
【図 16.3】
【図 16.4】
【図 16.5】
資料編 P2-7
参照

■望ましい整備

視覚障がい者誘導用ブロック

- ◎視覚障がい者誘導用ブロック等上にものを置いたり、立ち止まらないよう注意喚起のための表示等を行う。
- ◎歩道から敷地に至る連続的な敷設が得られる場合には、道路管理者との十分な協議を行った上で、連続性に配慮する。
- ◎材質は敷設場所、周囲の床材料との対比を考慮し、視覚障がい者が触知しやすいものとするとともに、適切な耐久性を確保し、滑りにくいものとする。
- ◎案内所が設けられている場合は、案内設備への誘導に加えて、建築物の出入口から案内所まで誘導するよう視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。
- ◎案内所が建築物の出入口と異なる階にある場合等には、案内設備以外に、エレベーターへ誘導するように視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。
- ◎官公署等の日常的に多様な人が利用する施設では、案内設備以外に、エレベーター、階段、便所、福祉関係の窓口などの利用頻度が高いところまで誘導するように視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。
- ◎視覚障がい者移動等円滑化経路等に音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設けた場合にも、道等から案内設備や案内所まで誘導するよう視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。
- ◎敷地内に設けられた柵蓋等により、視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導が途切れることがないように、あらかじめ屋外計画や設備計画と調整を図る。

出入口での誘導・案内

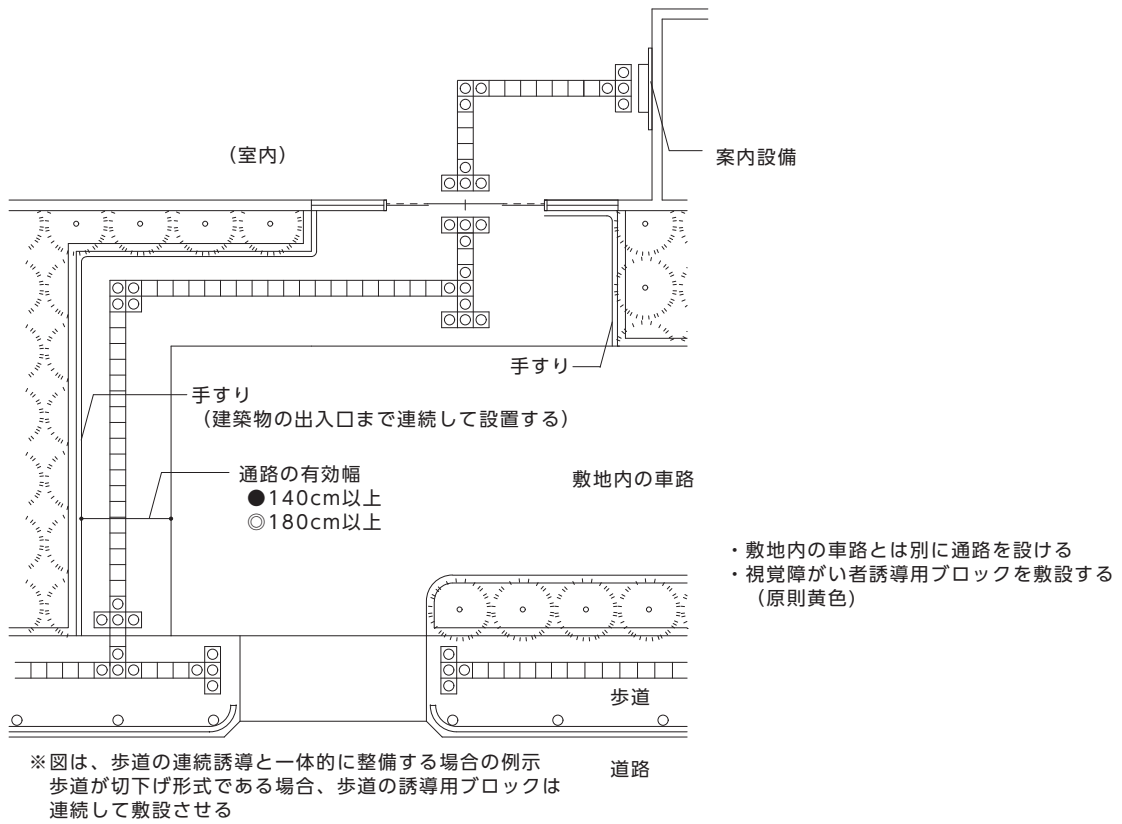
- ◎建築物の直接地上へ通ずる出入口には、視覚障がい者の持つ発信機等にセンサーが反応して音声により、誘導、案内を行うシステムを設置する。

音声による案内・誘導について

- ・ 公共施設等で日常的に多様な人が利用する施設の敷地や建築物の出入口に設置することが有効である。
- ・ 音声による案内は開発途上であり、各種の方式がある。今後共通化、標準化が課題である。
 - ①電波方式
視覚障がい者が送信機を持ち、施設に設置されたアンテナに電波が送信され、主装置を介して、固定スピーカーから音声案内が行われる。
 - ②赤外線方式
視覚障がい者の持つ小型の受信機が、施設に設置された電子ラベルから赤外線で送信される情報を受信し、受信機のスピーカーあるいはイヤホンから音声案内が行われる。
 - ③その他
磁気センサー、人感センサーによる方式や IC タグ、携帯電話等の GPS 機能により位置情報を得る方式等もある。
- ・ スマートフォンを用いた視覚障がい者を支援する音声誘導の事例については、資料編 P.2-27 を参照。

《 参 考 図 》

【図16.1】案内設備までの経路

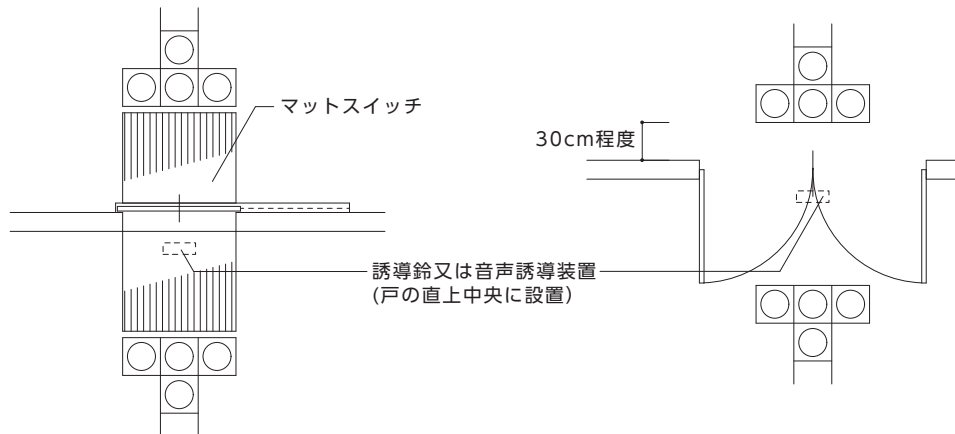


【図16.2】出入口(玄関)付近での設置例

■自動扉の場合

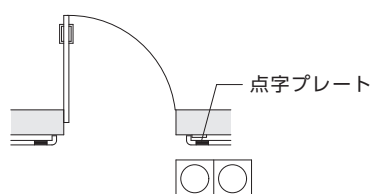
(マットスイッチを設けた場合)

■開き扉の場合



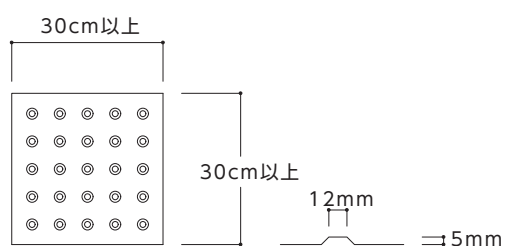
《 参 考 図 》

【図16.3】 出入口(居室等)付近での設置例

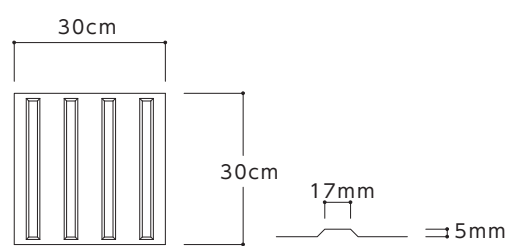


【図16.4】 種類 (JIS T 9251による 資料編P2-7参照)

■点状ブロック



■線状ブロック



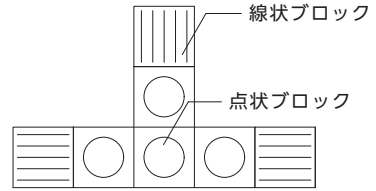
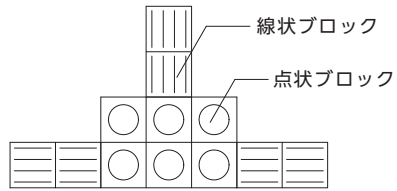
《 参 考 図 》

【図16.5】 経路分岐点における標準的な敷設方法の例

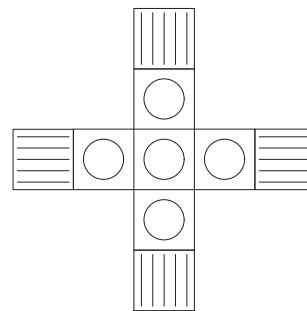
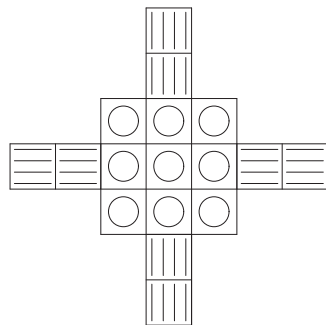
■30cm角の場合

■40cm角の場合

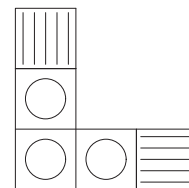
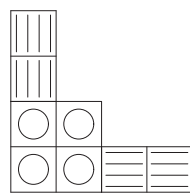
T字形



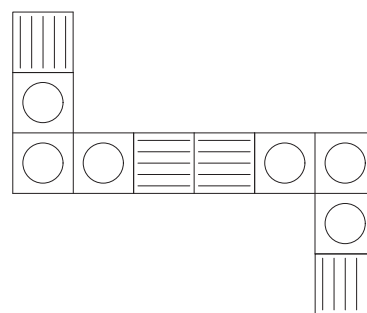
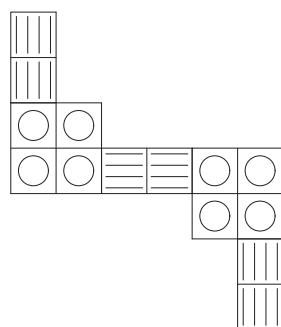
十字形



L字形



クランク



17 公共的通路

●基本的考え方●

面的なバリアフリー化を進めるため、人の通行機能を補完する歩行者デッキ、交通機関連絡通路、歩道状空地等、不特定かつ多数の者の利用に供される公開空地等のうち公共的通路部分について整備する。公共的通路は、都市計画で定める都市再生特別地区内や建築基準法に基づく総合設計許可等により設けられる公開空地等のうち専ら人の通行の用に供する通路部分とし、高齢者、障がい者等を含む全ての人々が安全で円滑に通行できるように配慮する。なお、公開空地等のうち公園的要素が強い広場部分については、原則として適用しないが、公園編の整備基準に適合するよう整備することが望ましい。また、計画に際しては周辺の道路等との連続性に配慮する。

なお、公共的通路上にやむを得ず段差が生じる場合は、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機を組み合わせ設置し、高齢者や障がい者等を含む全ての人々が円滑に利用できるよう、分かりやすい動線計画とする。

整備基準	
整備基準（遵守基準）	
都市計画法又は建築基準法の規定に基づき建築物内及び当該建築物敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行に供する通路部分（以下「公共的通路」という。）の1以上は、次に掲げる構造とすること。	同左
(1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。	(1) 同左
ア 通路の幅は、200cm以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。	ア 同左
イ 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項〔エレベーター及びその乗降ロビー〕(1)若しくは7の項〔特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機〕(1)に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。	イ 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項〔エレベーター及びその乗降ロビー〕若しくは7の項〔特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機〕に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。
(ア) 手すりを連続して設けること。	(ア) 同左
(イ) 傾斜路の前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。	(イ) 同左
(ウ) 幅は、段に代わるものにあつては140cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。	(ウ) 同左
(エ) 勾配は、1/20以下であること。	(エ) 同左
(オ) 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設けること。	(オ) 同左
(カ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	(カ) 同左
(キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	(キ) 同左

ること。	
ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	ウ 同左
エ 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。	エ 同左
オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。	オ 同左
(ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを連続して設けること。	(ア) 同左
(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。	(イ) 同左
(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	(ウ) 同左
(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250cm以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。	(エ) 同左
(オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	(オ) 同左
(カ) 蹴上げの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とすること。	(カ) 同左
(キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)は、120cm以上とすること。	(キ) 同左
(2) 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。	(2) 同左
ア 通路部分の幅は、200cm以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを250cm以上とすること。	ア 同左
イ 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項〔エレベーター及びその乗降口ビー〕(1)若しくは7の項〔特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機〕(1)に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。	イ 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項〔エレベーター及びその乗降口ビー〕若しくは7の項〔特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機〕に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。
(ア) 手すりを連続して設けること。	(ア) 同左
(イ) 傾斜路の前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。	(イ) 同左

(ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が 1/20 以下である傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16cm 以下である傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが 250cm 以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。	(ウ) 同左
(エ) 幅は、段に代わるものにあつては 140cm 以上、段に併設するものにあつては 90cm 以上とすること。	(エ) 同左
(オ) 勾配は、1/12 以下であること。	(オ) 同左
(カ) 高さが 75cm を超えるものにあつては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊り場を設けること。	(カ) 同左
(キ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	(キ) 同左
(ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	(ク) 同左
ウ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	ウ 同左
エ 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。	エ 同左
オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。	オ 同左
(ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを連続して設けること。	(ア) 同左
(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。	(イ) 同左
(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	(ウ) 同左
(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250cm 以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。	(エ) 同左
(オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	(オ) 同左
(カ) 蹴上げの寸法は 18cm 以下、踏面の寸法は 26cm 以上とすること。	(カ) 同左
(キ) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10cm を限度として、ないものとみなす。)は、120cm 以上とすること。	(キ) 同左

■整備基準（遵守基準）の解説

- 本項による整備対象となる公共的通路は、道路又は隣地の公共的通路から敷地内又は建築物内を経由して道路又は隣地の公共的通路に通ずる経路部分に設ける公共的通路である。

有効幅

- 建築物外部及び内部に設ける公共的通路の有効幅 200cm は、車椅子使用者同士がよりすれ違いやすい寸法である。

→【図 17.1】参照

通路面

（段差）

- 公共的通路部分には段差を設けない。ただし、やむを得ず段差が生じる場合には、傾斜路、〔6 エレベーター及びその乗降ロビー〕、〔7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機〕を設ける。なお、傾斜路は、屋外にあっては、整備基準（1）イ（ア）から（キ）に定めるもの、屋内にあっては、整備基準（2）イ（ア）から（ク）に定めるものとする。

（表面）

- 砂利敷や段差のある石畳などは、高齢者、障がい者等には移動しにくいのでできるだけ避ける。
- 床材は雨等によりぬれた状態でも滑りにくい材料を用いる。
- 通路面には原則として縦断する排水溝等を設けない。やむを得ず設ける場合には、蓋等を設け、車椅子使用者、杖使用者の通行に支障がないものとする。

（誘導）

- 視覚障がい者誘導用ブロックは、道路その他の公共的通路との接続部分の連続性を考慮して設ける。なお、設置方法は〔16 案内設備までの経路〕の整備基準の解説「視覚障がい者誘導用ブロック」によるものとする。
- ただし、敷地外の歩道と一体的に歩道状空地が設けられている場合には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

→【図 16.4】

【図 16.5】参照

階段

- 階段を設ける場合には、整備基準に規定する構造とする。
- 階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障がい者等が衝突する危険があるため、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなどの安全に配慮した措置を講ずる。
- 階段を設ける場合には、回り階段としないなど〔4 階段〕の整備基準を適用する。

→【図 17.2】参照

その他の注意事項

- 「公共的通路の1以上」とは、交通機関連絡通路、歩行者デッキ、歩道状空地等を各々複数設ける場合には、原則として当該複数施設毎に1以上をこの基準に適合するように整備することである。なお、当該敷地が枢要な地区にある場合や建築物の配置計画等によっては、高齢者、障がい者等の通行動線が同一施設でも複数整備する。ただし、幅 200cm 未満の歩道状空地の場合や道路に歩道が設けられている場合等では、本基準によらないことができる。
- 公共的通路部分は公開空地等の整備や維持に担保性があるものに限られ、単に敷地の庭を通路として任意に公開した部分については、本基準は適用しない。また、公開空地等でも公共的通路以外の広場部分については、本基準は適用しない。

建築限界の確保

- 安心して通行できる歩行者空間を確保するため、公共的通路は床から高さ 250cm 以上の空間を連続して確保する。

→【図 17.3】参照

■望ましい整備

有効幅

- ◎円滑でゆとりのある歩行者空間の確保を図るため、建築物外部に設ける公共的通路の有効幅は、道路の最低幅員と同じく4 m以上とし、建築物内に設ける公共的通路の有効幅は地下街の通路幅員と同じく6 m以上とする。

通路面

- ◎公共的通路に上屋を設けるなど通路面の凍結、雪対策を講ずる。
- ◎公共用通路はできるだけ直線を主体とした線形で整備し、原則としては整備基準の適用が除外されている広場部分のうち、回遊性を有する通路状部分にも公共的通路等との連続性を確保しつつ視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。
- ◎車路に接する部分又は車路を横断する部分の公共的通路部分には、点状ブロックを設置する。

階段

- ◎階段及び傾斜路を設ける場合には、〔4 階段〕及び〔5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路〕の望ましい整備によるものとする。

その他の注意事項

- ◎地下鉄連絡通路から建築物に至る階段等の手すりの始点には、行き先を示す点字表示を設ける。
- ◎敷地が広く、敷地内に複数の建築物又は公共的通路がある場合などは、案内板を設置する。
- ◎敷地が広い場合等は、遠くからでも傾斜路の位置が分かる案内標示を設置する。
- ◎エレベーターその他の昇降機は、〔6 エレベーター及びその乗降ロビー〕〔7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機〕の望ましい整備によるものとする。
- ◎通路部分には、立て置き型の看板等、視覚障がい者の通行の障害となるものは設置しない。
- ◎公共用通路には休息のためのスペース又は施設を適切な位置に設ける。なお、建築物内の公共的通路の有効幅以外の構造は、〔3 廊下等〕に定める望ましい整備によるものとする。
- ◎公共用通路には足元灯を設けるなどできるだけ通路面が見やすい明るさの確保を図る。
- ◎公共的通路部分とその他の廊下及び通路状部分とが識別しやすい計画とする。

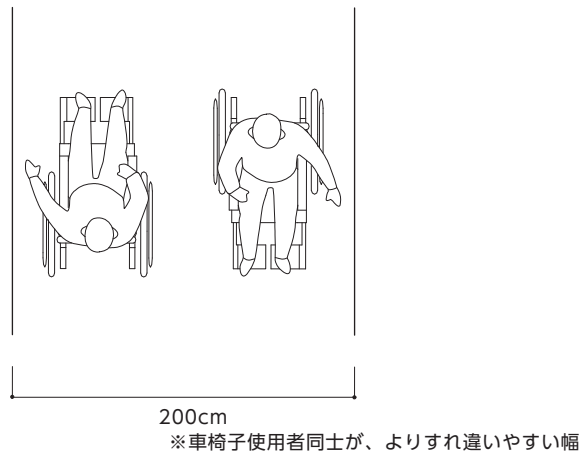
建築限界の確保

- ◎ゆとりある公共的通路として床から高さ5 m（2階の天井の高さ程度）以上の歩行者空間を確保する。

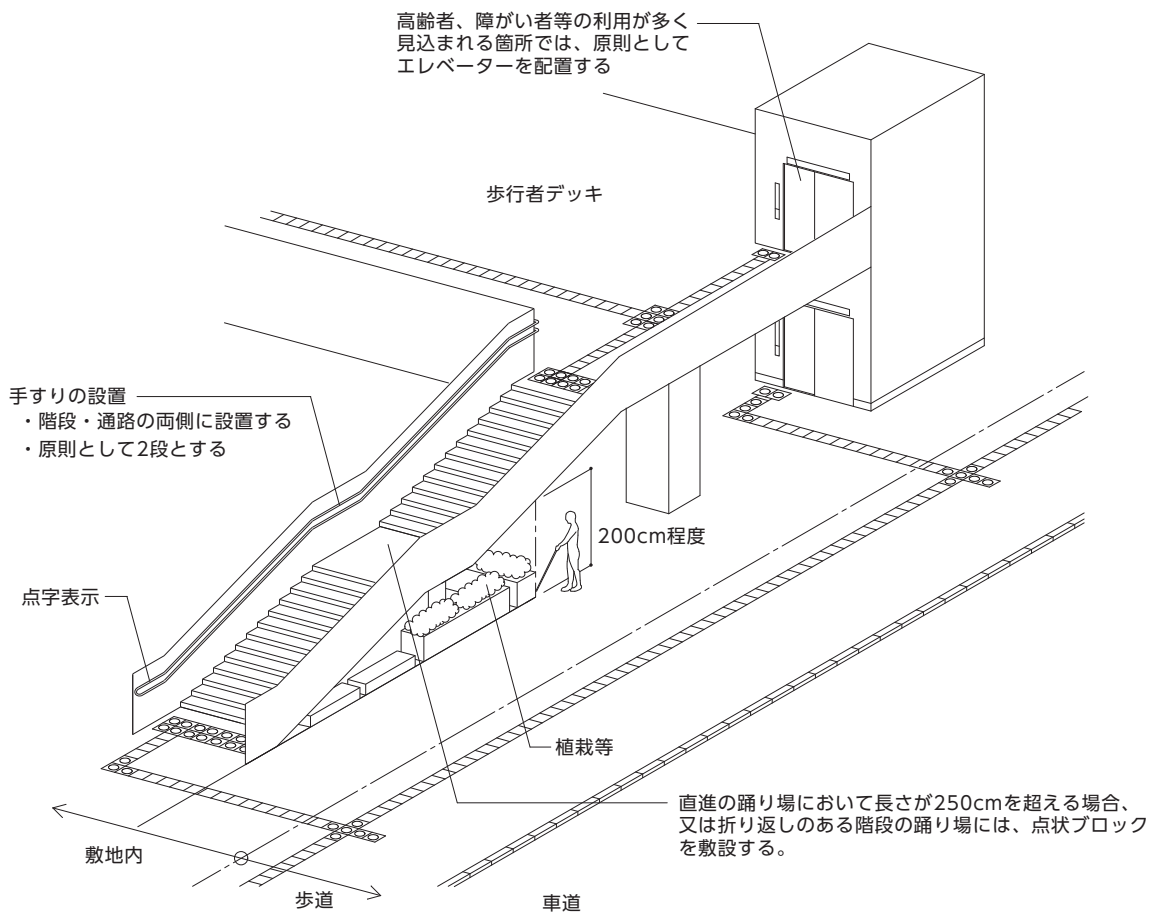
→公園編〔13 ベンチ〕
及び〔14 野外卓〕
参照

《 参 考 図 》

【図17.1】 公共的通路の幅

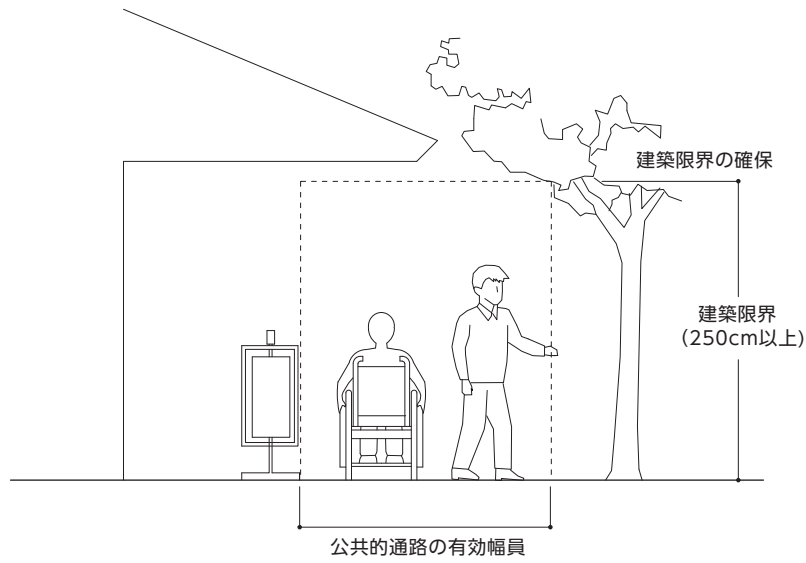


【図17.2】 歩行者デッキの例



《 参 考 図 》

【図17.3】 公共的通路の有効幅と建築限界（高さ空間の確保）



18 レジ通路

●基本的考え方●

物販店等でレジ通路を設ける場合は、車椅子使用者の利用できる幅員を確保する。

整備基準	
遵守基準	
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用するレジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。）を設ける場合は、その1以上を次に掲げる構造とすること。	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用するレジ通路を設ける場合は、その1以上を次に掲げる構造とすること。
(1) レジカウンターの高さ及び形状は、高齢者、障がい者が利用しやすいものとする。	(1) 同左
(2) レジ通路の幅は、85cm以上とすること。	(2) 同左
(3) (2)のレジ通路の前後には、車椅子使用者が回転できる空間を確保すること。	(3) 同左

■整備基準の解説

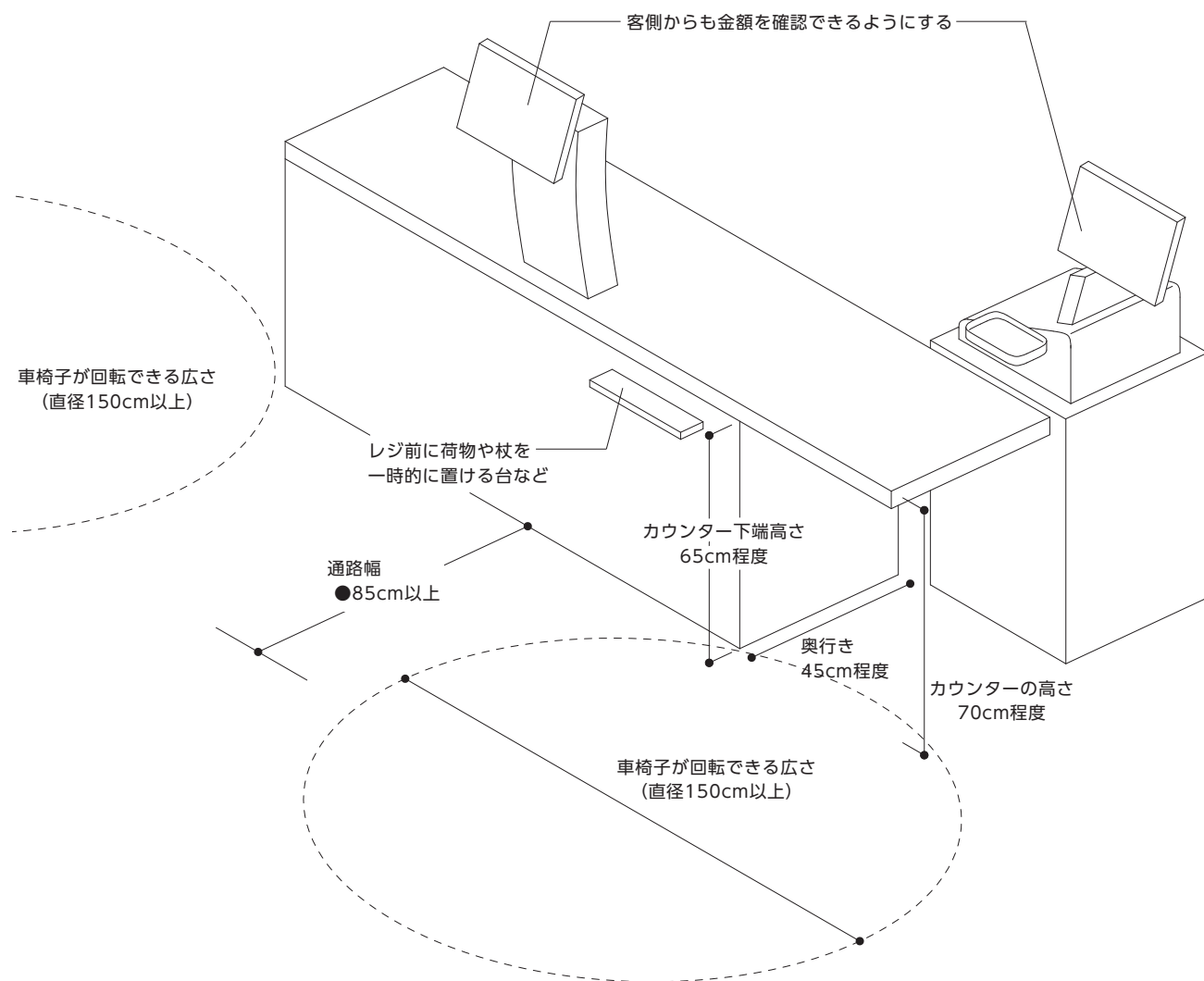
<p>(2) 有効幅員</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者等が円滑に通過できるよう、85cm以上とする。 	→【図 18.1】参照
<p>(3) スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ●レジ通路の前後には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、車椅子が回転できる広さ（直径150cm以上の円が内接できる程度の空間）を確保する。 	

■望ましい整備

<p>レジカウンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎客と店員が円滑にお金や商品のやりとりや会話ができるレジカウンターの高さ及び車椅子使用者やベビーカー使用者等が使えるレジの通路幅を確保する。 ◎客側からも金額を確認できるようにする。 ◎手荷物や杖を置いて財布の出し入れができるように、レジ前に荷物や杖を一時的にのける台などを設置する。 	
--	--

《 参 考 図 》

【図18.1】 レジカウンター



19 洗面所等

●基本的考え方●

食事を取るスペースや作業室など、車椅子使用者用便房以外に設けられた洗面器・手洗器も、1以上を高齢者、障がい者等の利用に配慮したものとし、車椅子使用者も円滑に利用できるものとする。

整備基準

整備基準	
遵守基準	
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する洗面器又は手洗器（車椅子使用者用便房内のものを除く。）を設ける場合は、その1以上を次に掲げるものとする。	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する洗面器又は手洗器（車椅子使用者用便房内のものを除く。）を設ける場合は、その1以上を次に掲げるものとする。
(1) 車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。	(1) 同左
(2) 洗面器の左右にカウンター又は手すりを設けること。	(2) 洗面器の左右にカウンター又は手すりを連続して設けること。
(3) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	(3) 同左

■整備基準の解説

洗面器

- 壁に堅固に取り付ける。
- 車椅子使用者が利用可能な洗面器（以下、「車椅子使用者対応洗面器」という。）を1以上設ける。
- 車椅子使用者対応洗面器は、下部に高さ 65cm 程度、奥行き 55cm 程度の空間を確保し、膝や足先が入るスペースを設ける。
- 洗面器の上端の高さは 75cm 程度とする。

→【図 19.1】参照

手すり等

- 洗面器のうち1以上には、歩行困難者が利用しやすいよう手すりや左右にカウンターを設け、寄りかかれる等の配慮を行う。ただし、車椅子使用者専用となる洗面器には手すりを設けなくてもよい。

→【図 19.2】参照

水栓金具

- 光感知式等の自動式が最も良いが、手動式の場合はレバー式など簡単に操作できるものとする。
- 水が跳ねないものを使用する。

トラップ

- 車椅子使用の際に支障とならないよう横引きタイプ（Pトラップ）とする。

→【図 19.1】参照

鏡

- 車椅子使用者対応洗面器の鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100cm 程度の高さで設置する。

→【図 19.1】参照

床面

- 床の表面はぬれても滑りにくい仕上げとする。

その他の注意事項

- 手荷物棚や車椅子使用者が使いやすい高さの荷物掛けフックを設ける。
- 洗面台の前面には車椅子使用者の転回に必要なスペース（幅 140cm 程度）を確保する。

■望ましい整備

洗面器

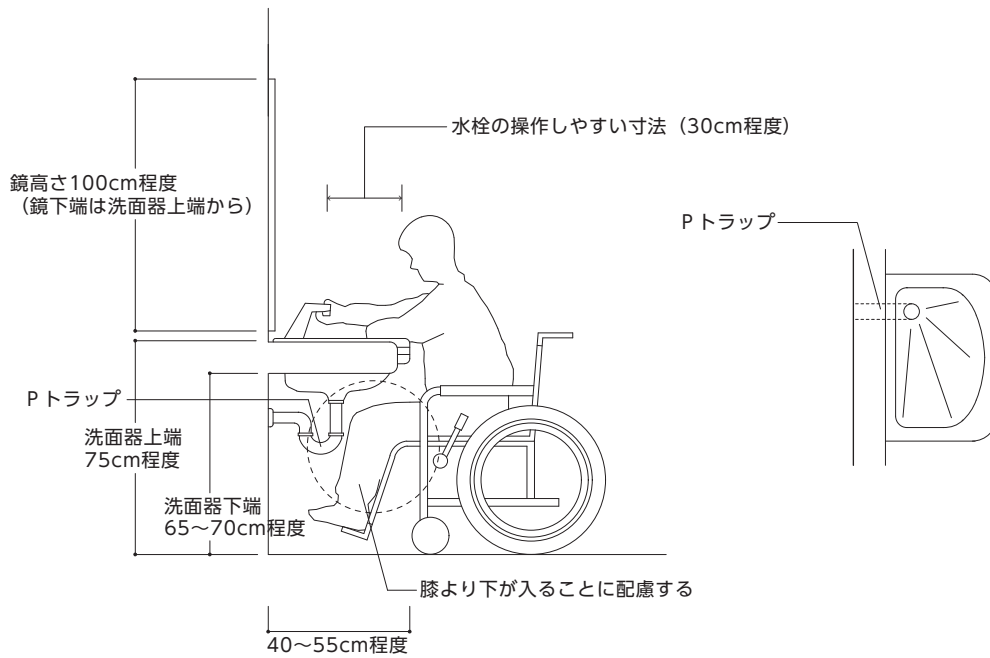
- ◎車椅子使用者と歩行困難者に配慮したものを分けて 2 か所以上に設ける。
- ◎車椅子使用者対応洗面器の蛇口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置（手前縁から 30cm 程度）に設ける。
- ◎子ども等の利用の際に吐水口まで手が届きやすいよう、高さ 55cm 程度、奥行き 45cm 以内、洗面台の端部から吐水口まで 30cm 以内の洗面器も設ける。

その他の注意事項

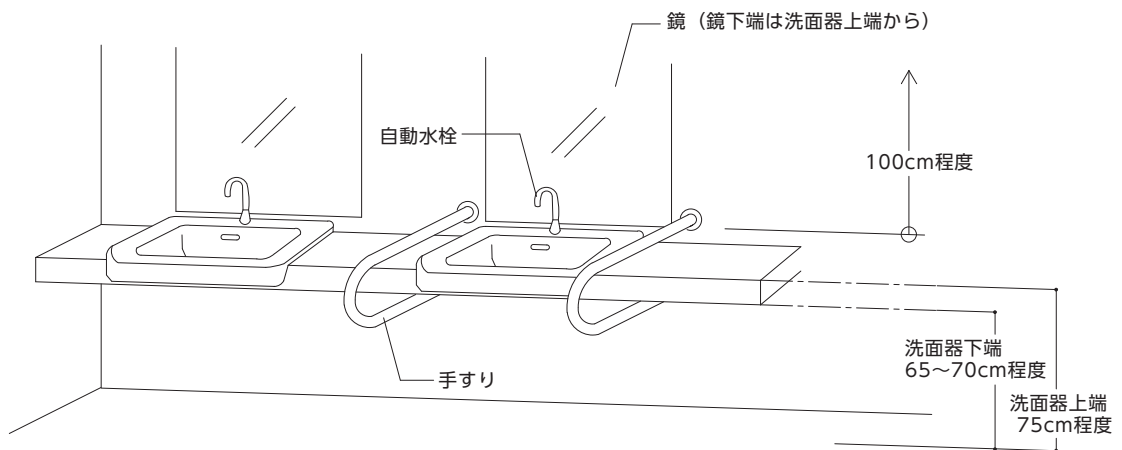
- ◎洗面台廻りの附属品（石けん容器、ペーパータオル等）は、仕上がり床面から 80cm ~100cm の高さで、洗面台中央から 75cm 程度の利用しやすい位置に設置する。

《 参 考 図 》

【図19.1】 車椅子使用者が利用しやすい洗面台



【図19.2】 手すり付き洗面化粧台



20 更衣室・脱衣室

●基本的考え方●

高齢者、障がい者等が更衣及び入浴のための脱衣を円滑に行いやすい形状、位置に設け、一連の動作が円滑に行えるよう形状等に配慮する。

整備基準	
遵守基準	
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する更衣室又は脱衣室を設ける場合は、その1以上を次に掲げるものでなければならない。	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する更衣室又は脱衣室を設ける場合は、その1以上を次に掲げるものでなければならない。
(1) 出入口の有効幅は、85cm以上とすること。	(1) 同左
(2) 更衣室又は脱衣室へ入るための通路、出入口及び室内の床面には、段差その他の障害物がないこと。	(2) 同左
(3) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(3) 同左
(4) 室内の周囲に手すりを水平に設けることとし、必要に応じて手すりを垂直に設けること。	(4) 同左

■整備基準の解説

移動等円滑化の措置がとられた浴室等と一体となる更衣室・脱衣室の出入口及び床面の仕上げは、建築物（共同住宅等以外）の整備基準〔9 浴室又はシャワー室〕による整備が必要となる。

出入口

- 出入口の有効幅は85cm以上とする。
- 更衣室、脱衣室へ入るための通路、出入口は段差その他の障害物を設けない。
- 出入口前後に車椅子使用者が方向を転回できるスペースを設ける。
- 戸を設ける場合は上つり引き戸とする。
- ブースなどはカーテンとする。

→【図 20.1】参照

手すり

- ロッカーの設置位置等に配慮の上、室内の周囲に手すりを水平に、また必要に応じて垂直に設ける。

脱衣ベンチ

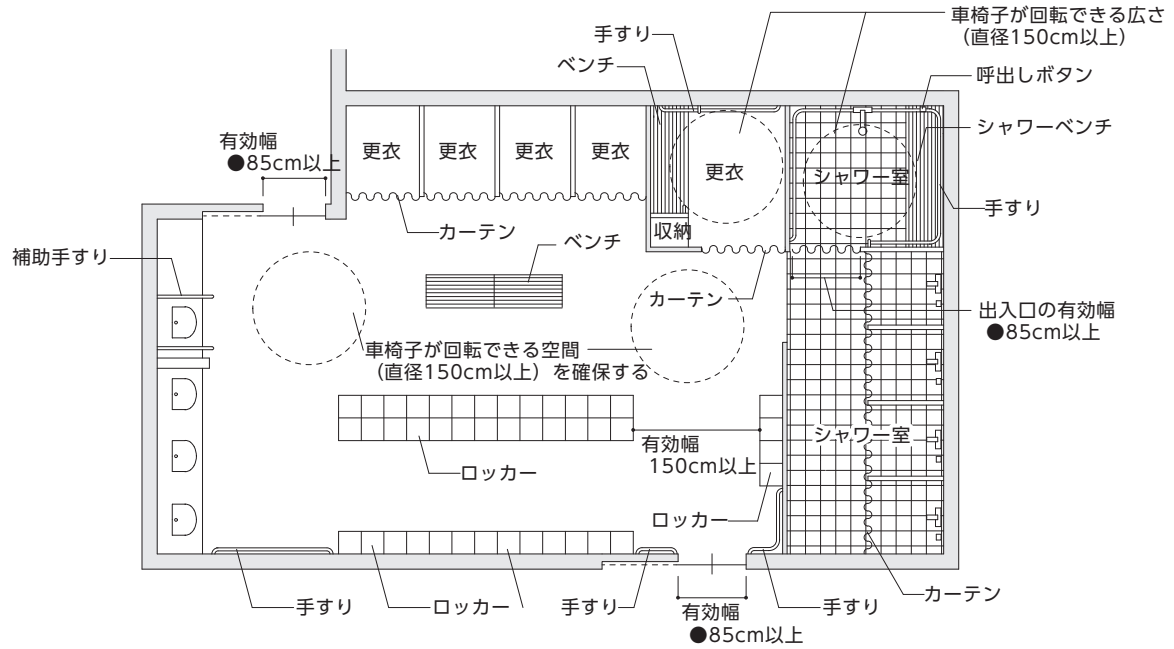
- 更衣室には脱衣ベンチを置く。
- 高さは車椅子の座面高さ（40～45cm）と同程度とし、幅は180cm程度以上、奥行きは60cm程度以上とする。
- ベンチの表面及び上体の寄りかかる壁などの部分はクッション付きとし、滑りにくく耐水性のあるものとする。
- 利用者の状況に対応し、介助スペースを確保することができるよう、脱衣のためのベンチを床に固定することは避ける。
- 必要に応じ、上部にぶら下がり用つり輪を設ける。

→【図 20.1】
【図 20.2】参照

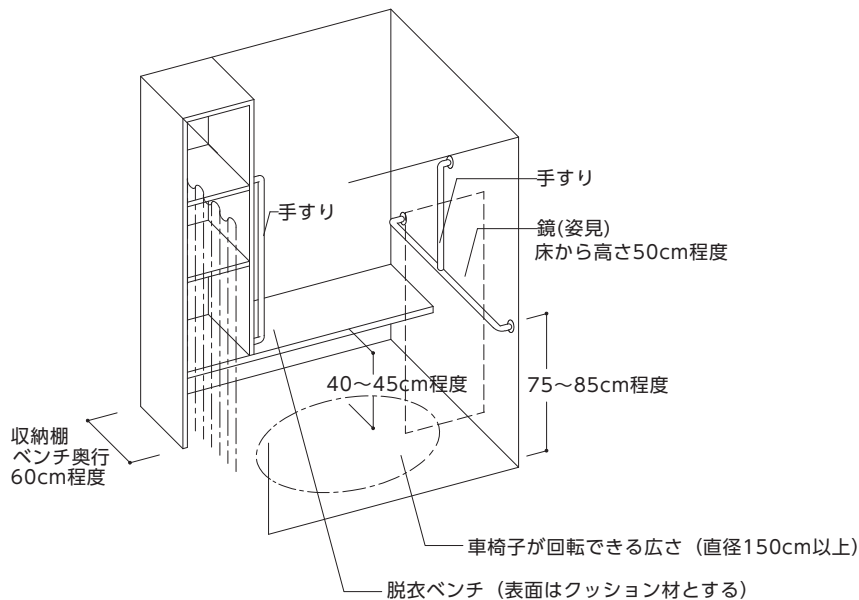
<p>ロッカー</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ロッカーは車椅子でも使用できる高さに取り付け、下部は車椅子のフットサポートが入るようスペースを確保する。 ●車椅子での使用に適する高さ及び位置は、下端床から 30cm 程度、上端床から 120cm 程度、奥行き 60cm 程度である。 ●ロッカー等のハンガーパイプやフックの高さは、床から 120cm 程度の低い位置とするか、高さの調整ができるものとする。 ●ロッカーは補助具を入れるための大きめのものも設ける。 ●ロッカーに番号等を付ける場合は、大きめの文字を使用するなど分かりやすい標示とする。 <p>床面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●床面は滑りにくい仕上げとする。 ●床面は転倒しても衝撃の少ない材料を用いる。 <p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介助者が異性の場合を考慮し、一般用の更衣室とは別に独立した室を設ける等の配慮をする。 	<p>→【図 20.2】参照</p>
<p>■望ましい整備</p>	
<p>出入口</p> <p>◎主な出入口の有効幅は 90cm 以上とする。</p>	

《 参 考 図 》

【図20.1】 更衣室・脱衣室の例



【図20.2】 更衣ブースの例



21 手すり

●基本的考え方●

手すりは、高齢者、障がい者等の誘導、転落防止、移乗動作の補助等について有効な設備であり、目的に応じた形状、大きさ、材料、取付位置、寸法で堅固に設置する。

整備基準	
遵守基準	
手すりを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。	手すりを連続して設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。
(1) 誘導を考慮し、連続していること。	(1) 同左
(2) 便所、浴室等における移乗等を補助するための手すりは、動作に応じて、水平・垂直型のものを設けること。	(2) 同左
(3) 高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう、形状、材質、取付位置、方法等に配慮すること。	(3) 同左

■整備基準（遵守基準）の解説

種別

- 手すり（廊下、階段、スロープなど）の取付高さは、1段の場合は75～85cm程度、2段の場合は60～65cm程度及び75～85cm程度とし、誘導を考慮して連続して設ける。
- 2段の場合、下段の手すりは、上段の手すりの半径の長さ分、上段の手すりより壁から離して設置する。
- 移乗等を補助するための手すり（便所、浴室など）は動作に応じて、水平・垂直型のものを設ける。

→【図 21.1】
【図 21.2】
【図 21.4】参照

形状

- 外径3～4cm程度の円形又は楕円形とする。（下段にあっては3cm程度）

→【図 21.1】参照

壁との関係

- 壁との空きは、4～5cm程度とし、手すりの下側で支持する。
- この空き寸法は、バランスを失った人が、手すりとの間に手が滑り込まないで、しかも手すりをつかみやすいものとするのに必要な基準値である。
- 手すりが取り付く壁の部分は、握りそこなって手が落ち込んだ場合を考慮して滑らかな仕上げとする。

端部

- 端部は下方又は壁面方向に曲げる。

→【図 21.3】参照

材質

- 手ざわり、耐久性、耐食性などを取付箇所に見合ったものとする。
- 階段、傾斜路等の手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。
- 壁等周囲と識別しやすい色とする。

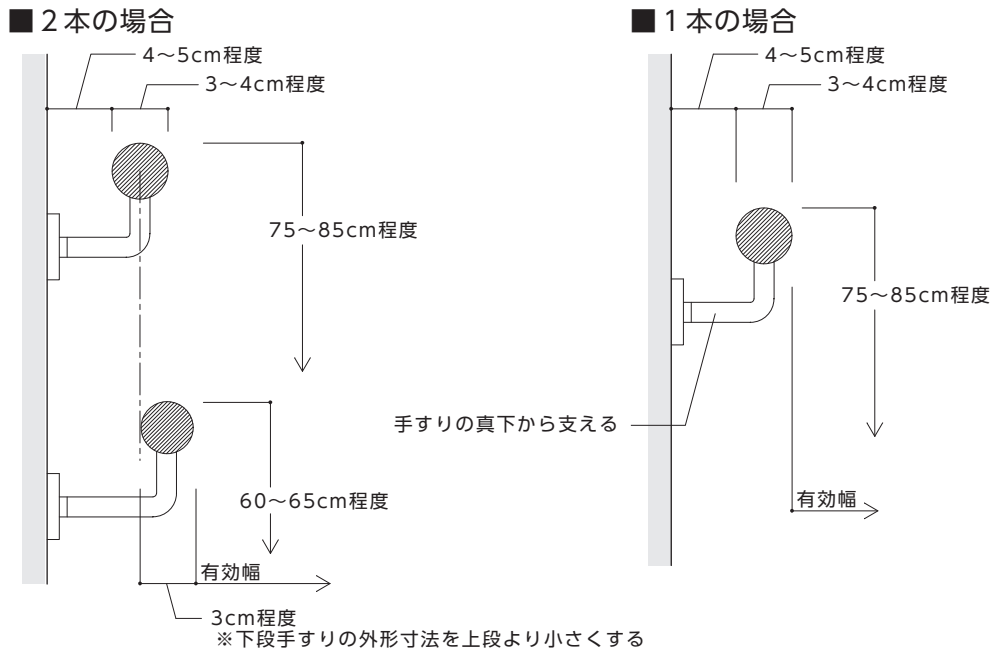
<p>標示</p> <ul style="list-style-type: none"> ●廊下等の手すりの端や曲がり角及び階段の始終点などの要所には現在位置や行き先などを点字で表示する。 ●階段及び傾斜路の手すりの点字表示は、現在位置及び上下階の情報等を、昇降以前の水平部分に表示する。 	<p>→【図 21.6】参照</p> <p>→【図 21.7】参照</p>
<p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障がい者等が主に利用する施設においては、玄関や廊下等にも連続して手すりを設ける。また、屋内にも手すりを設ける。 ●視覚障がい者の誘導が必要な施設では、手すりに加えて、音声案内装置の設置や施設の職員等による誘導を行う。 	

■望ましい整備

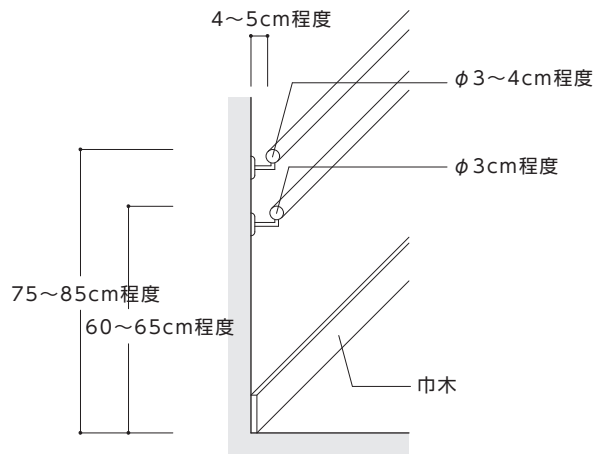
<p>水平部分</p>	
<p>◎階段の手すり端部の水平部分は、下り口と踊り場は 45cm 以上、上り口は 30cm 以上とする。</p>	<p>→【図 21.4】参照</p>
<p>◎傾斜路の手すり端部の水平部分は、45cm 以上とする。</p>	<p>→【図 21.5】参照</p>

《 参 考 図 》

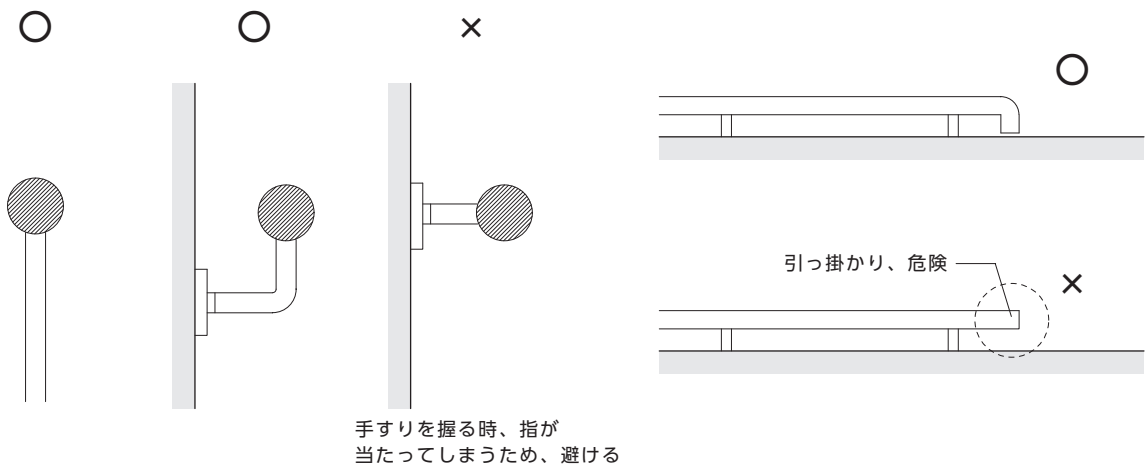
【図21.1】 手すりの位置と形状



【図21.2】 壁面の設置例

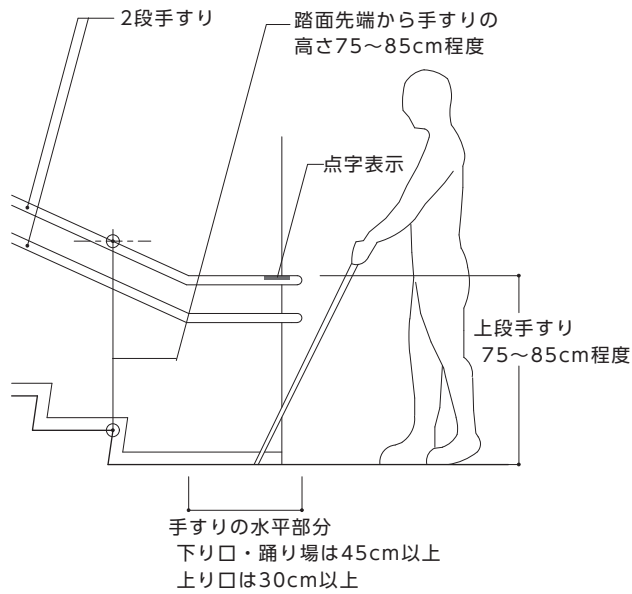


【図21.3】 手すりの形状

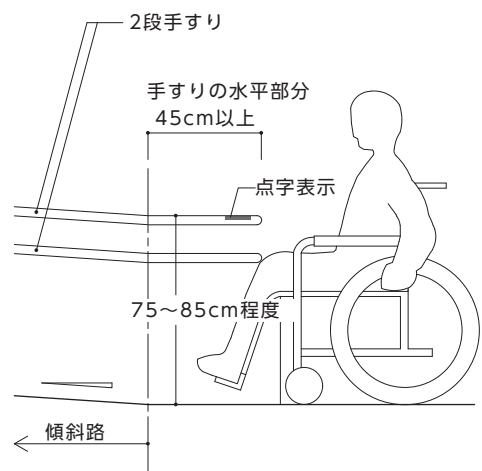


《 参 考 図 》

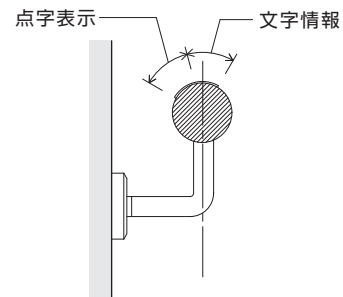
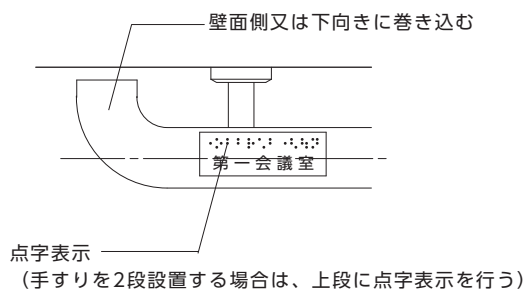
【図21.4】 階段の手すりの例



【図21.5】 傾斜路の手すりの例

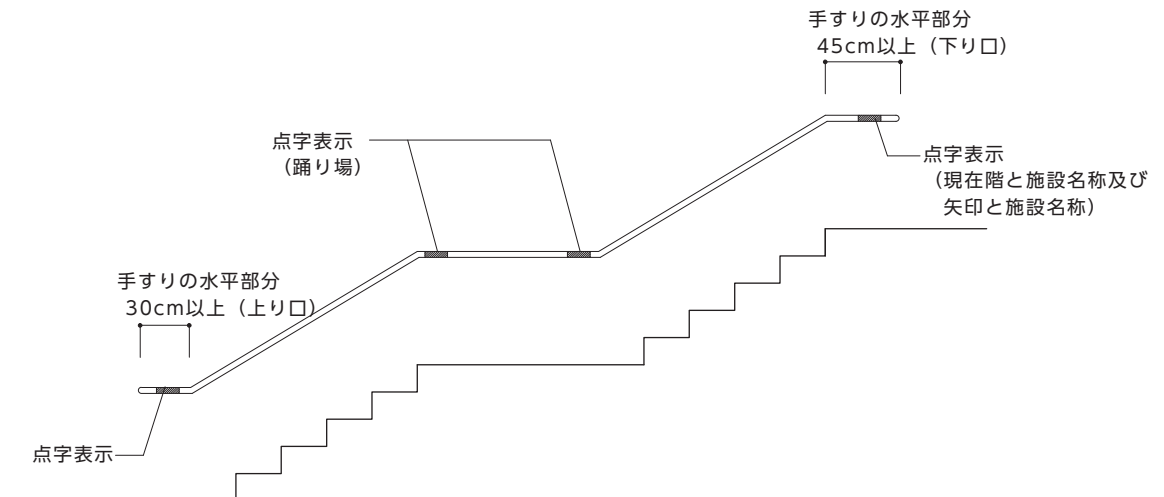


【図21.6】 手すりの端部と点字表示



※ JIS T 0921 参照

【図21.7】 階段手すりと点字表示取付け例



22 子育て支援環境の整備

●基本的考え方●

乳幼児を連れた者が自由に外出するためには、ベビーチェア・ベビーベッドを便所に設けるとともに、授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける必要がある。

■整備基準（再掲載）

3 廊下等

整備基準	
遵守基準	
(2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	(2) 同左
ウ 授乳及びおむつ交換のできる場所を1以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。）。	ウ 同左

8 便所（トイレ）

整備基準	
遵守基準	
(2) (1)の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。	(2) 同左
ウ 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	ウ 同左
エ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。	エ 同左

■整備基準の解説

◆授乳及びおむつ交換ができる場所

スペース <ul style="list-style-type: none"> ●授乳及びおむつ替えができる場所として独立した部屋を設けることが望ましいが、スペース的に困難な場合には、待合室等の一部を利用して授乳コーナーを整備する。 ●ベビーベッドや椅子は、適切に配置し、ベビーカー等での通行にも配慮する。授乳スペースには、カーテン、ついたて等を設け、プライバシーの確保に配慮する。 	→【図 22.1】 【図 22.2】参照
表示 <ul style="list-style-type: none"> ●授乳及びおむつ替えができる場所の出入口付近には、分かりやすい案内標示を行う。 ●案内板等に、授乳及びおむつ替えができる場所の位置を表示する。 	→【図 22.7】参照
その他の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ●個室となる場合は、防犯面にも留意する。 	

◆ベビーカー、ベビーベッド

- 車椅子使用者用便室内に設ける場合は、車椅子使用者の利用に十分配慮し、適切なスペースを確保した上で設置する必要がある。

ベビーカー

- ベビーカーは、乳幼児を連れた者が、乳幼児を側に座らせて便所を利用することができるようにするために必要な便室内の設備である。
- ベビーカーは、ベルト等により乳幼児を安全に座らせることができるものとする。
- 便所に男子用と女子用の区別がされている場合は、それぞれに1以上設置する必要がある。

→【図 22.4】参照

→【図 22.3】参照

ベビーベッド

- 便所に男子用と女子用の区別がされている場合は、それぞれに1以上設置する必要がある。
- 乳幼児を連れた者の利用が特に多い建築物については、便房外に設けたほうが、便所の混み具合に左右されないため効率的であり、利用しやすい。
- ベビーベッドには、転落防止のため固定用ベルトを設ける。また必要に応じて、転落の危険がある旨の表示をするなどの注意喚起をする。

→【図 22.3】参照

→【図 22.5】参照

表示

- ベビーカー等乳幼児を座らせることができる設備及びベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けた便房及び便所の出入口には、分かりやすい案内標識を行う。
- 案内板等に、ベビーカーやベビーベッドを設置した便所の位置を表示する。

→【図 22.7】参照

■望ましい整備

◆授乳及びおむつ交換ができる場所

おむつ交換場所

- ◎おむつ交換台の下部又は付近には、荷物棚を設ける。また、ベビーカーを収納できるスペースを設ける。
- ◎おむつ交換台は、車椅子使用者に配慮し、幅が広く、シートの高さが低いものを設ける。
- ◎大きめのおむつ用汚物入れを設け、利用者が子どもから離れずに済むようにベッドの近くに設置する。

授乳スペース

- ◎人目を気にせず母乳をあげられるように、専用の授乳室を設ける。また、入口には「授乳室（授乳スペース）」である旨の標示や、男性の入室を禁じる注意標識を行う。
- ◎授乳用の椅子は、体勢が安定する背もたれ付きのものとする。

設備

- ◎手洗器、哺乳瓶の洗浄用の流し台、調乳用の給湯器を設ける。
- ◎利用者が乳幼児に離乳食をあげる時、乳幼児を座らせることができる高めの椅子と、保護者用の椅子を設ける。

その他の注意事項

- ◎ベビー休憩室を利用する際、同伴者が休憩できるように、入口に近い位置に休憩できる椅子を設置する。また、哺乳瓶による授乳のための椅子として利用できる構造とする。
- ◎男女にかかわらず利用できるスペース（おむつ替えのできる場所や離乳食をあげる場所等）を設けるように配慮する。
- ◎男性の哺乳瓶での授乳にも配慮し、内部の設備配置等の状況が分かるよう表示する。

◆ベビーチェア、ベビーベッド

ベビーチェア

- ◎ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を、複数（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれに複数）設ける。

ベビーベッド

- ◎ベビーベッドの付近には荷物置場を設ける。
- ◎立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣用の着替え台を設置する。
- ◎車椅子利用者等の利用の重複に配慮して、車椅子使用者が円滑に利用できる便房内には設置しない。

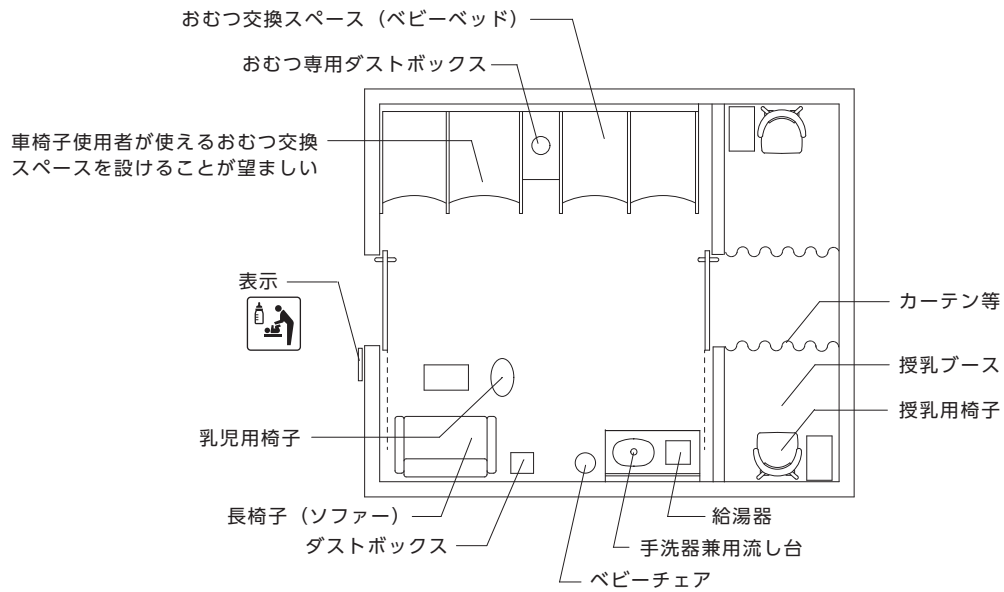
→【図 22.6】参照

その他の注意事項

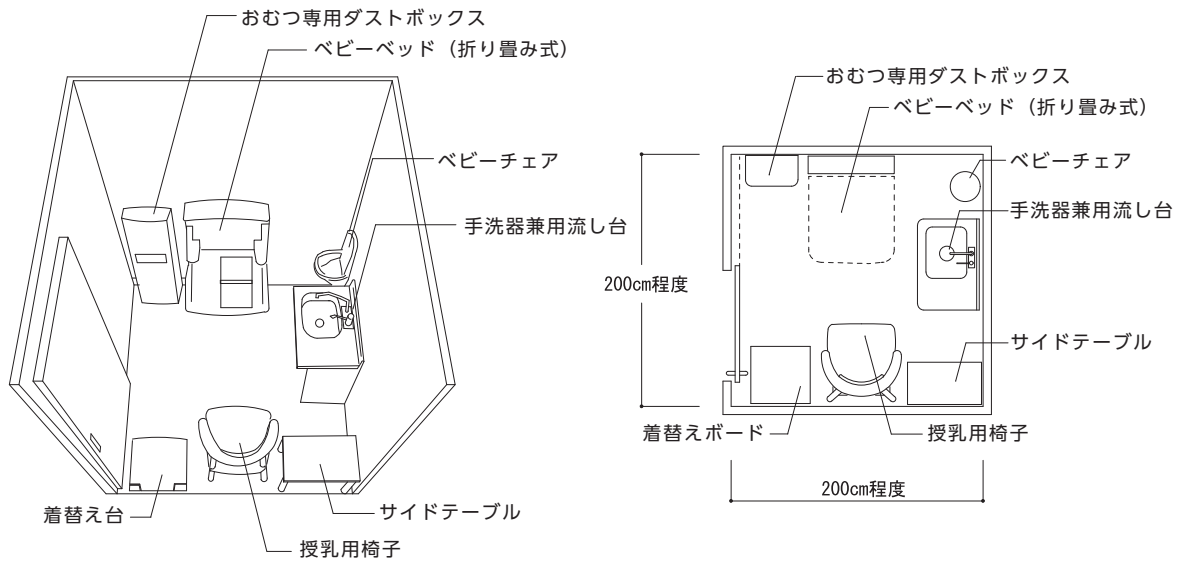
- ◎子育て支援環境の整備に配慮した設備を有する便所では、ベビーカーと共に入ることができる大きさの便房を設ける。

《 参 考 図 》

【図22.1】 授乳室（複数利用）の配置例

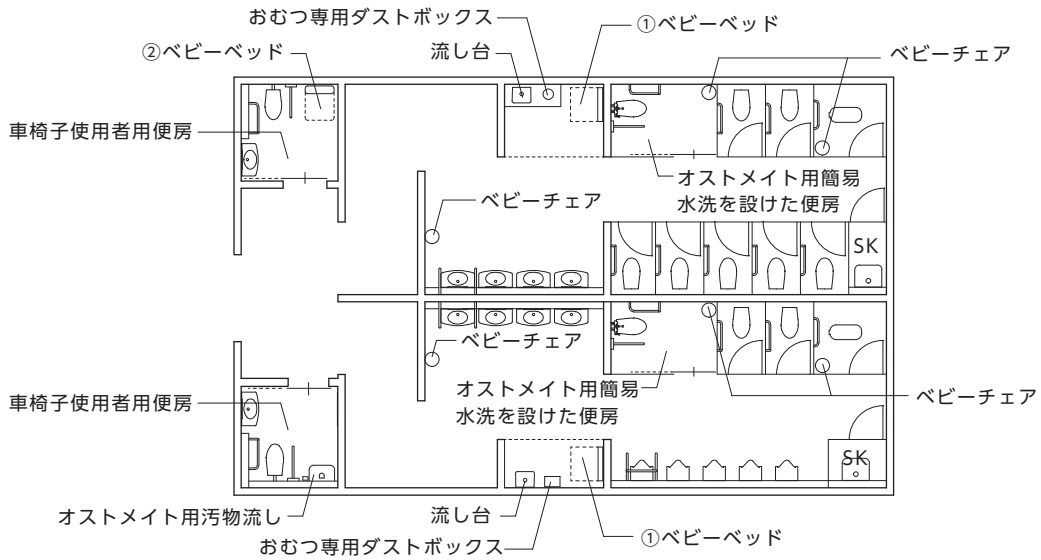


【図22.2】 授乳室（個人利用）の配置例



《 参 考 図 》

【図22.3】 ベビーチェア・ベビーベッドのレイアウト例



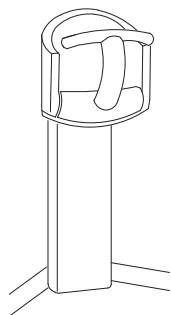
① ベビーベッドを便房以外に設ける場合

便所の混み具合に左右されずに、ベビーベッドを使用することができるため、乳幼児を連れた者の利用が特に多い施設については有効である。

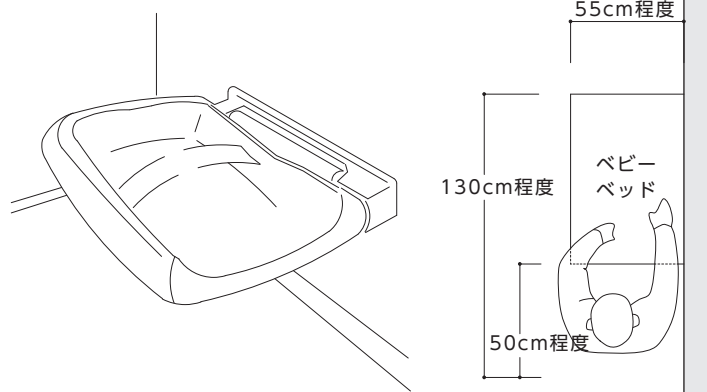
② ベビーベッドを車椅子使用者用便房内に設ける場合

ベビーカーごと中に入ることができ、ベビーベッドが使用できる。なお、車椅子使用者が正面から便器へアプローチする際や、ドアへ接近する際に、ベビーベッドが支障とならないよう配慮する。

【図22.4】 ベビーチェアの例



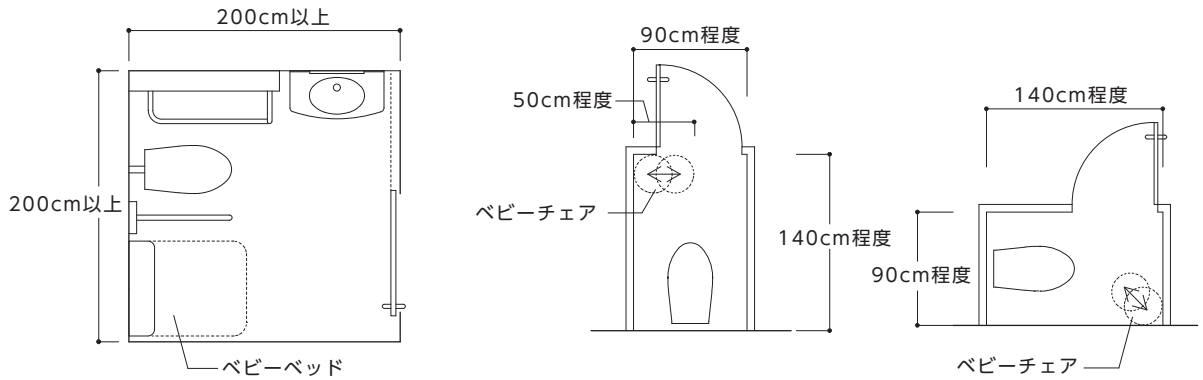
【図22.5】 ベビーベッドの例



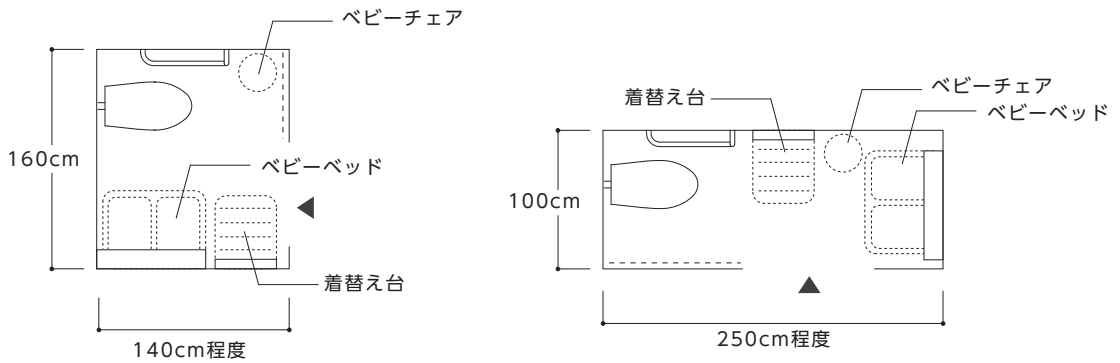
《 参 考 図 》

【図22.6】 便房内にはベビーベッド、ベビーチェアを設ける例

■車椅子使用者用便房内に設ける場合 ■一般便房内に設ける場合



■子育て支援設備を設けた便房の例（ベビーカーと共に入ることができる寸法）



【図22.7】 表示例



ベビーチェア



おむつ交換台
(ベビーベッド)



ベビーケアルーム

23 屋上・バルコニー

●基本的考え方●

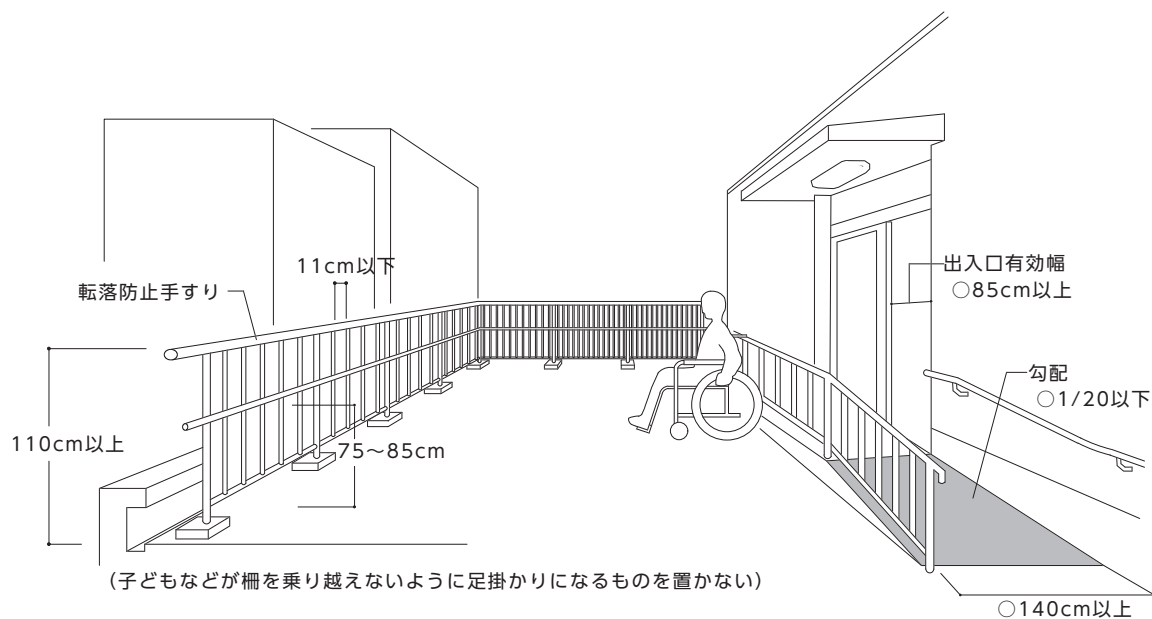
屋上・バルコニーは避難上有効な場所であると同時に、生活上うるおいの場であることから、高齢者、障がい者等の利用に配慮したものとする。また、屋上・バルコニーは利用居室等に該当するため、そこまでの経路を移動等円滑化経路等として整備する必要がある。

■必要な整備

床面	
(表面)	
・床の表面はぬれても滑りにくい仕上げとする。	
(段差)	
・通行動線上には段差を設けない。段差が生じる場合は、すりつけ、傾斜路を設けるなど車椅子使用者が円滑に通行できるものとする。	→【図 23.1】参照
スペース	
・車椅子使用者が移動・回転できるスペースを確保する。	→【図 23.2】参照
手すり	
・転落防止用の手すり（高さ 110cm 以上）の他、転落防止に十分配慮した上で誘導用の手すりを設ける。	→【図 23.1】参照
・転落防止用の手すりの足元周辺には、子どもが踏み台の代わりにしてしまうようなものを設けない。	
屋根・ひさし	
・屋上への出入口及びバルコニーには屋根又はひさしを設ける。	→【図 23.2】参照

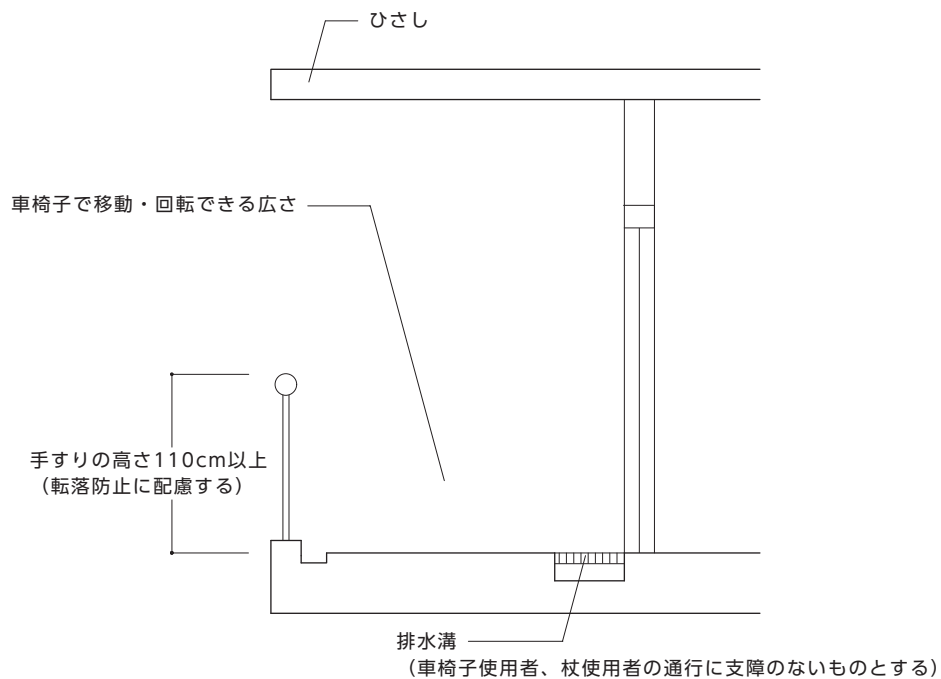
《 参 考 図 》

【図23.1】 屋上の整備例



【図23.2】 出入口の雨水処理

■排水溝を設けた場合



24 カウンター

●基本的考え方●

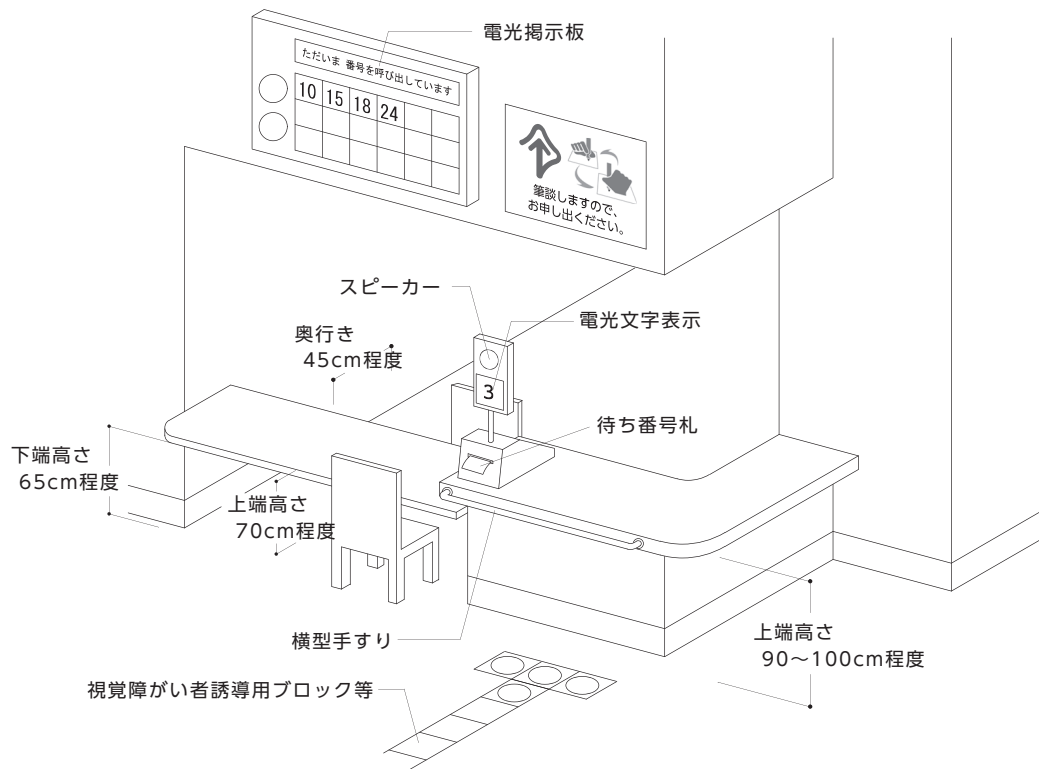
カウンター・記載台は、物品の受渡し、筆記による応対、対話による応対などの内容に応じて仕様を検討し、高齢者、障がい者等が使用しやすい形状、位置に設ける。

■必要な整備

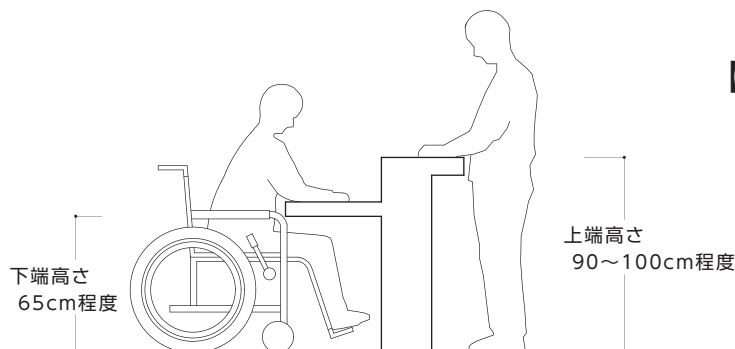
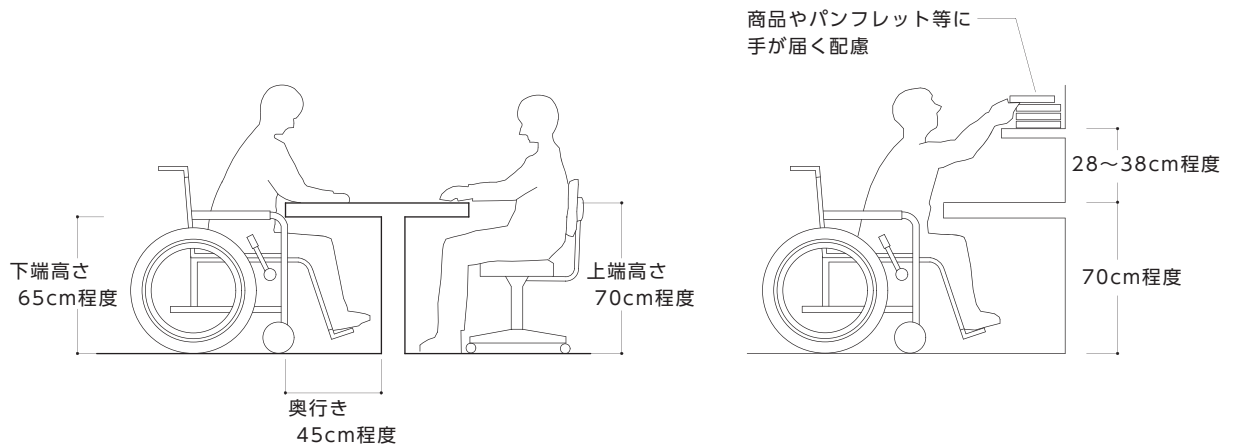
高さ	
<ul style="list-style-type: none">・車椅子使用者が利用できるカウンターを設け、カウンター下部には車椅子使用者の膝が入るように、高さ 65cm 程度、奥行き 45cm 程度のスペースを設ける。また、机上面の高さは 70cm 程度とする。・車椅子使用者用以外のカウンターは使用目的に応じて高さを配慮する。 (例) 椅子を使用する場合：机上面高さ 70～80cm 程度 立位で使用する場合：机上面高さ 90～100cm 程度・杖使用者用に椅子を設け、杖を立てかける場所を設ける。	→【図 24.1】 【図 24.2】参照 →【図 24.1】参照 →【図 24.3】参照
スペース	
<ul style="list-style-type: none">・車椅子使用者が接近できるように、カウンター等の前面に車椅子使用者が回転できる十分なスペース（150cm 角以上）を確保する。	
手すり	
<ul style="list-style-type: none">・立位で使用するカウンター等は、体の支えとなるように台を固定し、また必要に応じて支えのための手すりを設ける。	→【図 24.1】参照
呼出しカウンター	
<ul style="list-style-type: none">・官公署、銀行、病院等で呼出しを行うカウンターでは、音声による案内のほか、聴覚障がい者や高齢者等の利用に配慮して、電光掲示板等を併せて設置する。・赤い光の電光表示は、弱視者や色弱者には見えにくいことがあるため、色相に配慮している機器を導入する。・施設用途や必要性を考慮した上で必要に応じ、聴覚障がい者等への情報伝達のため、室内信号装置を設置する、又は室内信号装置の受信機を貸し出す。	→【図 24.1】参照
筆談用具等	
<ul style="list-style-type: none">・筆談用のメモ用紙やホワイトボード等を準備して、障がい者等とのコミュニケーションに配慮する。・見やすく分かりやすい位置に、筆談用具等がある旨の表示をする。・障がい者や外国人等とのコミュニケーションを円滑に行えるよう、ICT 機器の活用も有効である。	
ベビーチェア	
<ul style="list-style-type: none">・小さな子どもを連れた利用者がスムーズに書類に記入できるように、記載台の付近にベビーチェアを設置することが望ましい。	

《 参 考 図 》

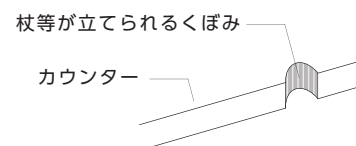
【図24.1】 カウンターの整備例



【図24.2】 カウンターの基本寸法



【図24.3】 カウンターにくぼみを付けた例



25 公衆電話

●基本的考え方●

高齢者、障がい者等が利用することができる公衆電話を、玄関ホール、ロビーなどの分かりやすい場所に設置する。

■必要な整備

電話台

- ・車椅子使用者の利用する電話台の高さは70cm程度とし、下部に車椅子のフットサポート及び膝が入るよう、高さ65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保する。
- ・車椅子使用者が硬貨投入口に手が届き、楽な姿勢で操作できるように、受話器及び電話ダイヤル又はプッシュホンボタンの中心の高さは、90～100cm程度とする。
- ・電話番号の検索、メモ等に支障がないよう、照明に配慮し、必要に応じ、手元灯を設置する。
- ・パソコン（パーソナルコンピューター）を置く場所を設ける。

→【図 25.1】参照

電話機等

- ・視覚障がい者用ダイヤル、聴覚障がい者用音量増幅装置付受話器、及び上肢の巧緻障がい用プッシュホン式等の電話機を設置する。
- ・聴覚障がい者、言語障がい者のためのファクシミリを設置する。
- ・通信モデム端子を有する公衆電話を設置する。

周囲

- ・周囲に、車椅子使用者が近づけるようなスペースを確保する。

→【図 25.2】参照

手すり等

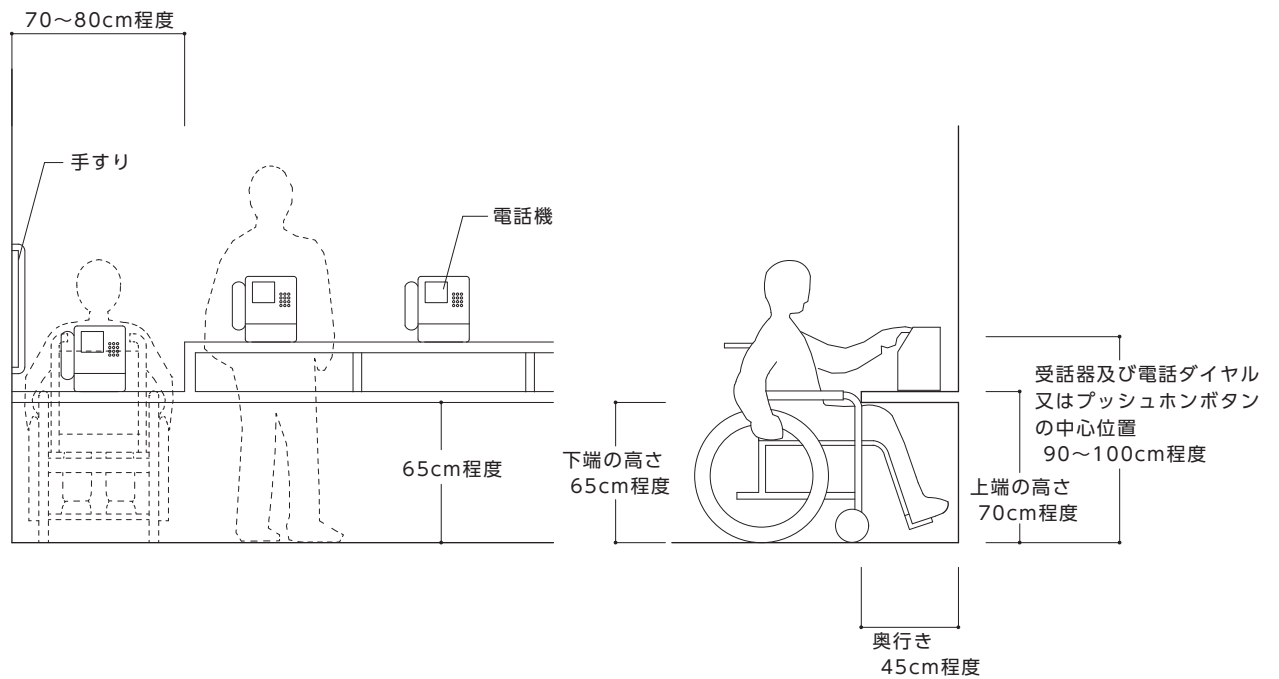
- ・杖使用者など歩行困難者のため、体を支える手すり又は壁面を設置し、杖を立てかける場所を設ける。

標示

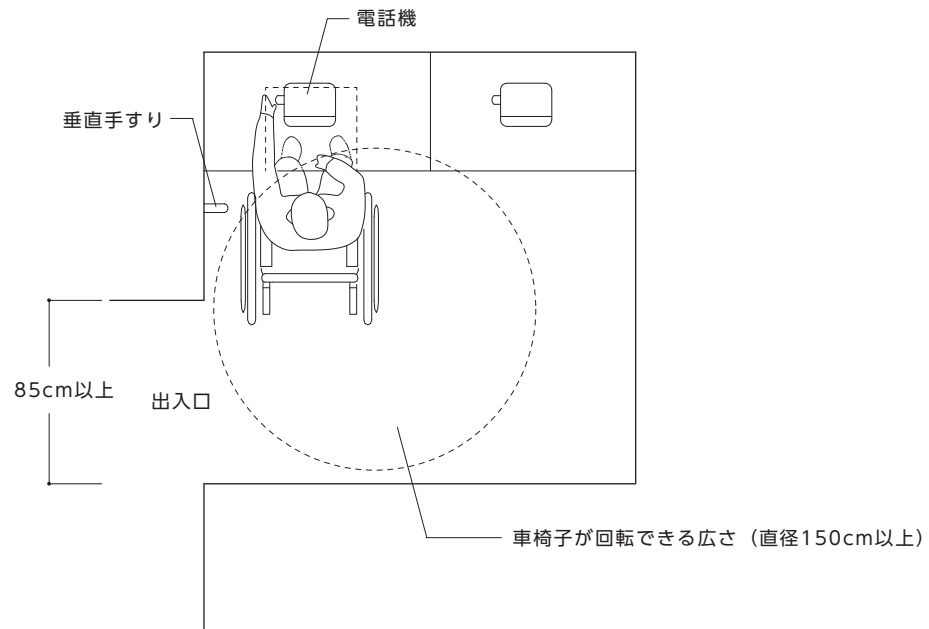
- ・障がい者の利用を配慮した機能を持つ電話機を設置した場合には、見やすい場所にその旨を表示する。

《 参 考 図 》

【図25.1】 電話台等の基本寸法



【図25.2】 電話台周辺の整備例



●基本的考え方●

自動販売機・水飲み器・現金自動預払機（ATM）等はできるだけ設計段階で、全ての人が使用しやすい位置と形状に配慮するとともに、通行の支障とならないよう配慮する。

■必要な整備

自動販売機

- ・転倒防止金物により壁や床に固定する。
- ・車椅子使用者が接近できるようなスペースを確保する。
- ・金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等がそれぞれ 60～100cm 程度の範囲に収まるものを設置する。
- ・自動販売機の下部には車椅子のフットサポートが入り込める空間を設ける。
- ・操作ボタンには、品目、金額等を点字で表示する。
- ・タッチパネル方式の自動販売機は、視覚障がい者にとって分かりづらいため、テンキーをつけるなど、視覚障がい者が支障なく利用できるよう配慮する。
- ・自動販売機のボタンや操作方法の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外に平仮名を併記する等、高齢者、障がい者等にわかりやすいデザインとし、照明等に配慮したものとする。
- ・金銭投入口は、硬貨を複数枚同時に入れることができるものとする。
- ・金銭投入口・カード投入口等は、周囲と色の明度、色相又は彩度の差がある縁取りなどにより識別しやすいものとする。

→【図 26.1】
参照

水飲み器

- ・水飲み器の型式は壁掛式とするなどにより下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。
- ・壁から突出している水飲み器は、視覚障がい者にとって衝突の危険があるので、アルコーブを設け、その中に設置する。
- ・水飲み器、自動販売機等の周辺には、車椅子使用者が接近できる水平部分を確保する。
- ・水平部分は、間口 150cm 以上、奥行き 150cm 以上のスペースとする。
- ・車椅子使用者用に周囲に十分なスペースを確保する。
- ・飲み口は、高さ 70～80cm 程度とする。
- ・飲み口は、上向きとする。
- ・給水栓は、光電管式、ボタン又はレバー式とし、足踏み式のものとは併設する。なお、使用の始めに勢いよく水がでないよう給水栓を調節する。
- ・給水量の調節ができるものとする。
- ・杖を立てかける場所、フック等又は椅子を設置する。

→【図 26.2】
【図 26.3】
参照

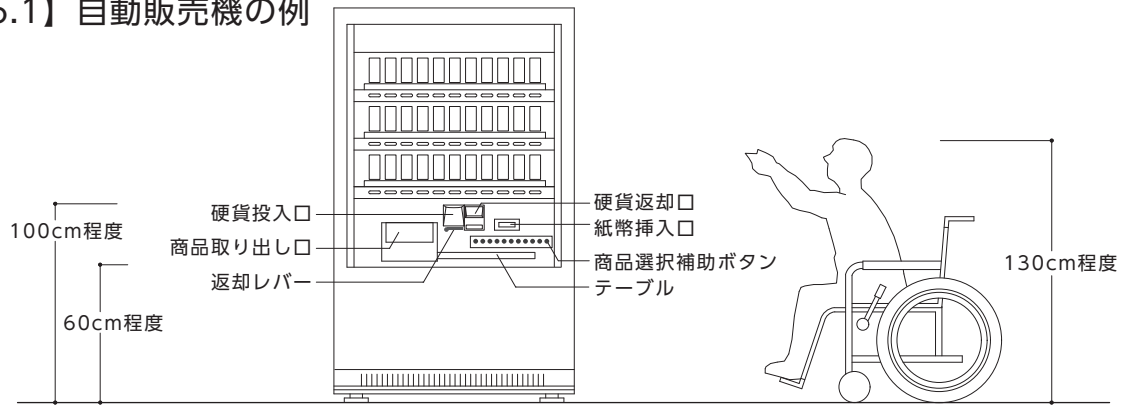
→【図 26.2】
【図 26.3】
参照

現金自動預払機(ATM)

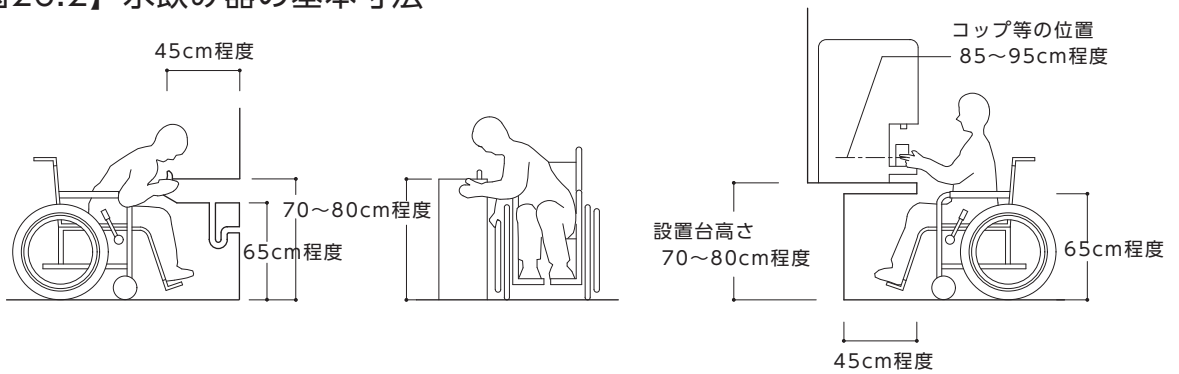
- ・現金自動預払機（ATM）を設置する場合、全てを高齢者、障がい者等の利用しやすい機種とすることが望ましい。それが困難な場合には、少なくとも 1 以上を高齢者、障がい者の利用しやすい機種とする。
- ・高齢者、障がい者等の利用しやすい現金自動預払機（ATM）は、通行上支障がある場合を除き、主要な出入口若しくはその室の出入口に一番近い位置に設ける。
- ・車椅子使用者が接近できるスペースを確保し、車椅子で利用できる高さで操作盤を設ける。現金自動預払機（ATM）の下部には車椅子使用者の膝が入る空間を設ける。
- ・機械の操作はボタン式又はパネル式とボタン式の併用とし、ボタンの近くに点字表示をする。又、操作内容を音声で誘導する（ハンドセット電話機、イヤホン等）。
- ・高齢者、障がい者等の利用しやすい現金自動預払機（ATM）を設置する場合は、主要な出入口若しくはその室の出入口付近にその旨を表示する。
- ・主要な出入口若しくはその室の出入口から、高齢者、障がい者等の利用しやすい現金自動預払機（ATM）のうち、少なくとも 1 台の現金自動預払機（ATM）まで、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。

《 参 考 図 》

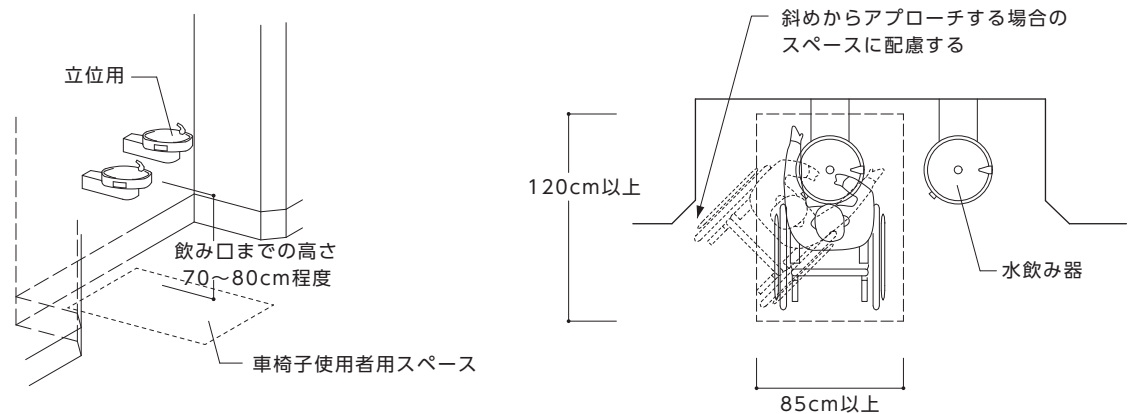
【図26.1】 自動販売機の例



【図26.2】 水飲み器の基本寸法

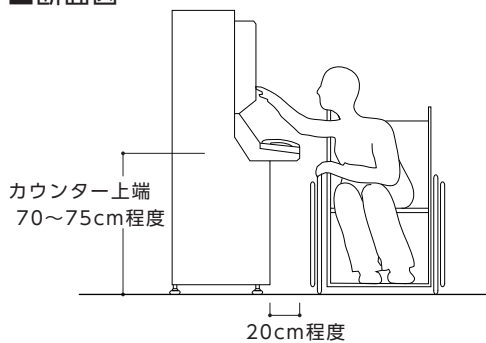


【図26.3】 高さが異なる水飲み器の例

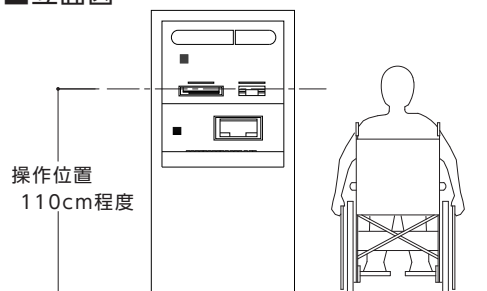


【図26.4】 現金自動預払機 (ATM) の例

■断面図



■立面図



27 コンセント・スイッチ類

●基本的考え方●

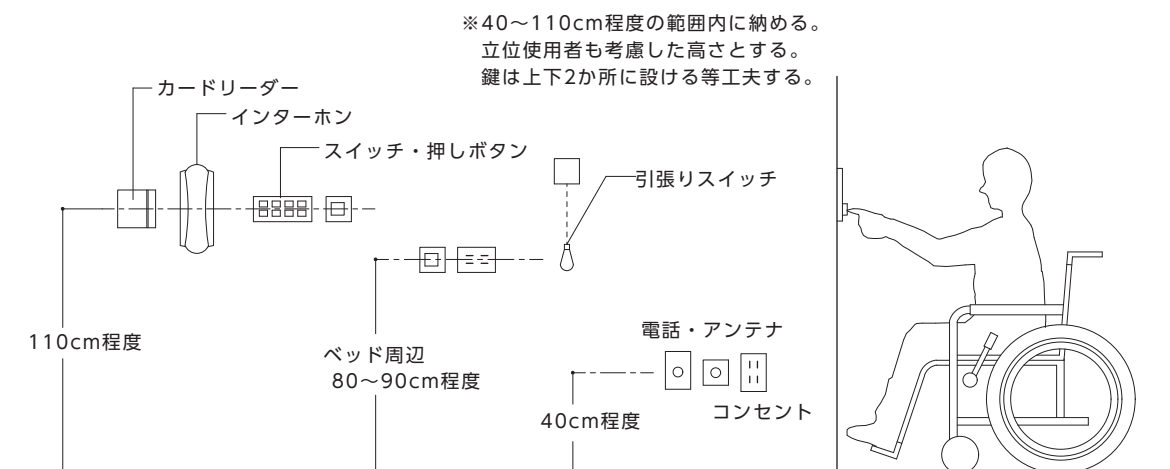
主要なコンセント・スイッチ類は、車椅子使用者と立位の歩行困難者等の両者に対応できるような位置に設け、視覚障がい者を含む全ての人が使用しやすい形状とする。

■必要な整備

高さ・形状	
<ul style="list-style-type: none">・コンセント類は、中心の高さが床上 40cm 程度に設置する。・スイッチ類は、中心の高さが床上 110cm 程度に設置する。・ベッド周辺に設置するコンセント・スイッチ類は、中心の高さが床上 80～90cm 程度に設置する。・インターホンは、受話器及び操作部の中心の高さが床上 110cm 程度となるよう設置する。・側面に壁がある場合、車椅子での寄りつきを考慮して、空きを 40cm 以上確保する。・スイッチ、ボタンなどは、大型で操作が容易なタンブラースイッチなどを設置する。・操作方法やオン・オフの状態が分かりやすいものとする。・同一用途のスイッチ類は建築物内で統一したデザインとする。・コンセント・スイッチ類は、周囲の色との対比を明確にし、認識しやすいものとする。	→【図 27.1】参照
標示	
<ul style="list-style-type: none">・必要に応じ点字表示を行う。・浮き彫りのシンボルマークや文字等によりスイッチの機能を簡単に説明する。	→【図 27.2】参照

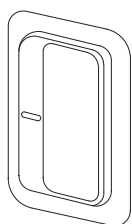
《 参 考 図 》

【図27.1】 コンセント、スイッチの高さの例



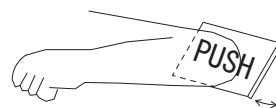
【図27.2】 大型スイッチの例

■タンブラースイッチ



スイッチの位置が分かりやすい
パイロットスイッチ付

■プッシュスイッチ



28 緊急時の設備・施設

●基本的考え方●

危険の標示は、見落とされたり誤認されたりすると、人命に関わるので、目につきやすい場所に設け、緊急時の情報を確実に伝える設備とする。避難に関わる設備・施設については、機能や構造の面で配慮するとともに、避難経路は分かりやすく、最短の経路とすることが重要である。

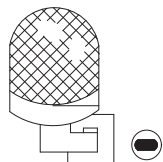
■必要な整備

警報装置	
<ul style="list-style-type: none"> 警報装置は光及び音声によって非常事態の発生を告げる装置とする。 警報装置には、聴覚障がい者への情報伝達を配慮し、事態の状況を文字や図記号（ピクトグラム）により知らせる文字標示装置を設ける。 	→【図 28.1】参照
避難経路・非常口	
<ul style="list-style-type: none"> 想定される避難経路上には段差を設けない。 避難経路となる階段は、暗くても段鼻や手すりが見えるよう配慮する。 避難経路には点滅誘導灯及び誘導音響装置を設けるとともに、煙を避けるために低姿勢となっても避難すべき方向が分かるように、床面や腰の高さにも併設する。 非常口には段差を設けない。やむを得ない場合は〔5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路〕に定める構造とし、かつ望ましい整備に適合する傾斜路を設ける。 	→【図 28.2】参照
一時待避スペース	
<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者等は、階段を利用して避難することが難しいため、安全な救助を待つための一時待避スペースを設ける。 非常用エレベーター付近や階段踊り場等に 90 × 120cm の一時待避スペースを設ける。 階段の踊り場、階段に隣接したバルコニー、階段の付室等に設置し、救助を待つために必要な耐火性能や遮煙・遮炎性能等を有するものとする。 車椅子使用者が待機するのに十分なスペースを避難動線の妨げとならない位置に設ける。 一時待避スペースであることを、分かりやすく表示する。 階段室や付室に設ける場合は、出入口に一時待避スペースが設置してある旨を表示する。 一時待避スペースには、緊急時に連絡がとれるようインターホンを設置する。 救援まで時間のかかる場合を考慮し、携帯トイレ等の防災用品を備えておく。 	→【図 28.3】 【図 28.4】 【図 28.5】 【図 28.6】 【図 28.7】参照 →【図 28.8】参照
救急処置室・休憩室	
<ul style="list-style-type: none"> 多数の利用者が見込まれる場合は、体調が悪くなった人等に備えて、救急処置室や休憩できるスペースを設ける。 	
非常放送設備等	
<ul style="list-style-type: none"> 非常放送設備を設置する建築物には、視覚障がい者、聴覚障がい者に配慮し、光、文字、音、音声等による非常放送設備を併設する。 非常放送設備に加え、通報装置も設置する。 	
◆ソフト面の工夫	
<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障がい者には連絡先を把握し、メール等で緊急時の連絡をすることも有効である。 災害時等に避難経路を適切に利用できるように、利用者や施設職員に対して避難方法や連絡手段等を日頃から周知するとともに、高齢者や障がい者、外国人等の避難を想定した防災訓練等を実施する。 	

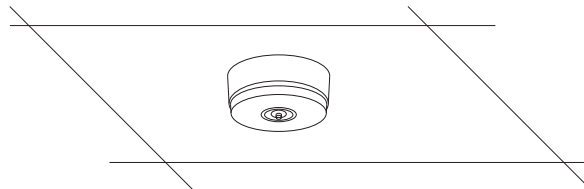
《 参 考 図 》

【図28.1】 警報装置の例

■非常ランプ

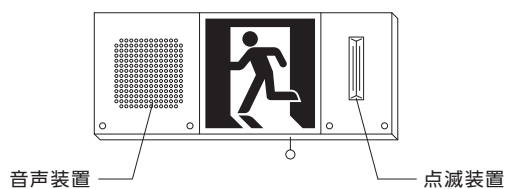


■光警報装置



【図28.2】 情報伝達設備

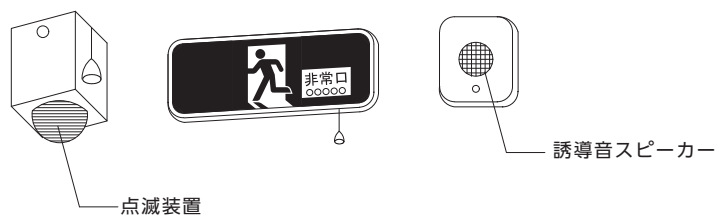
■点滅式誘導音付加誘導灯(壁埋め込み型)



■点滅型誘導灯(天井直付型)

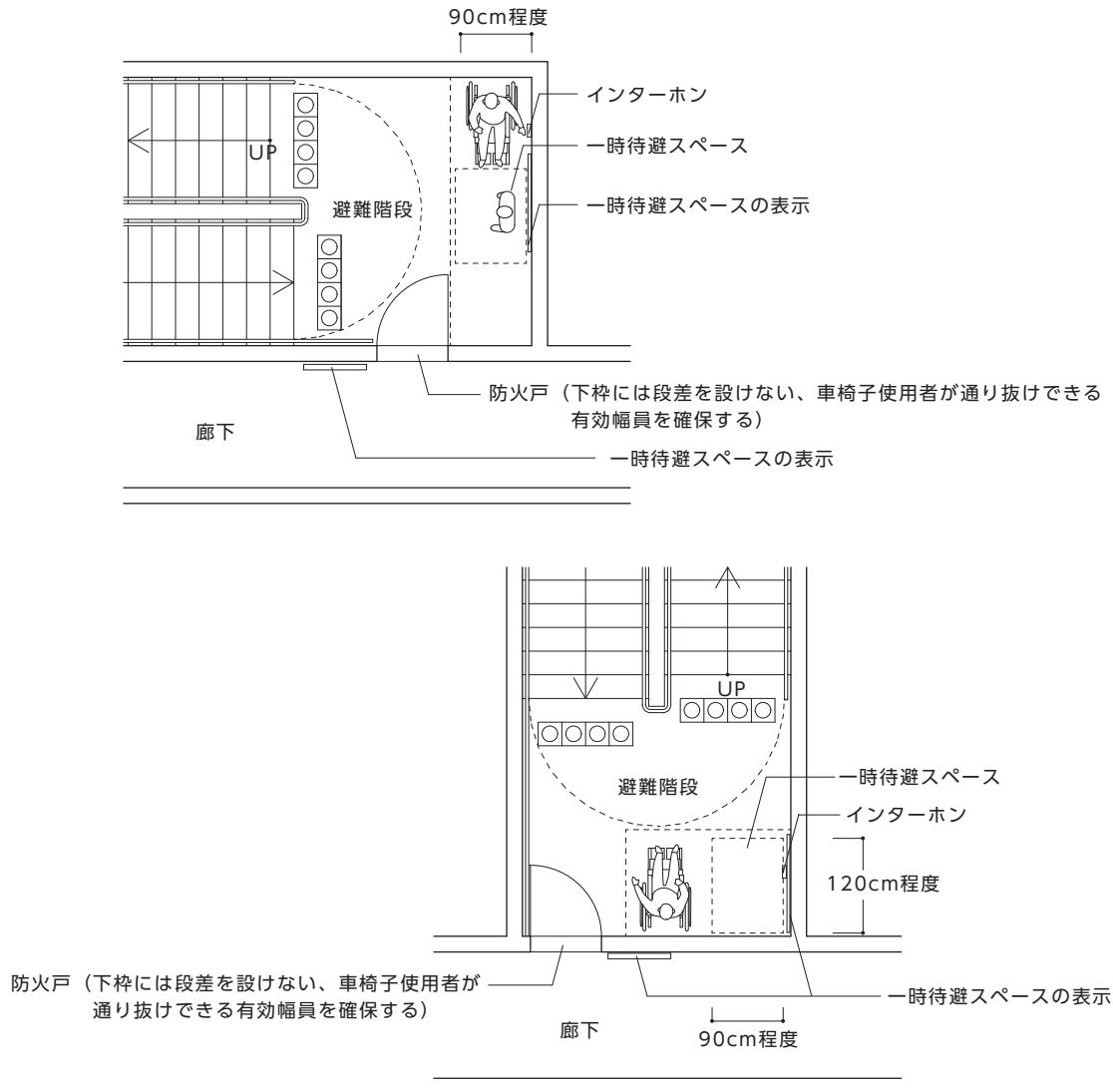


■既設誘導灯に追加取付する方法

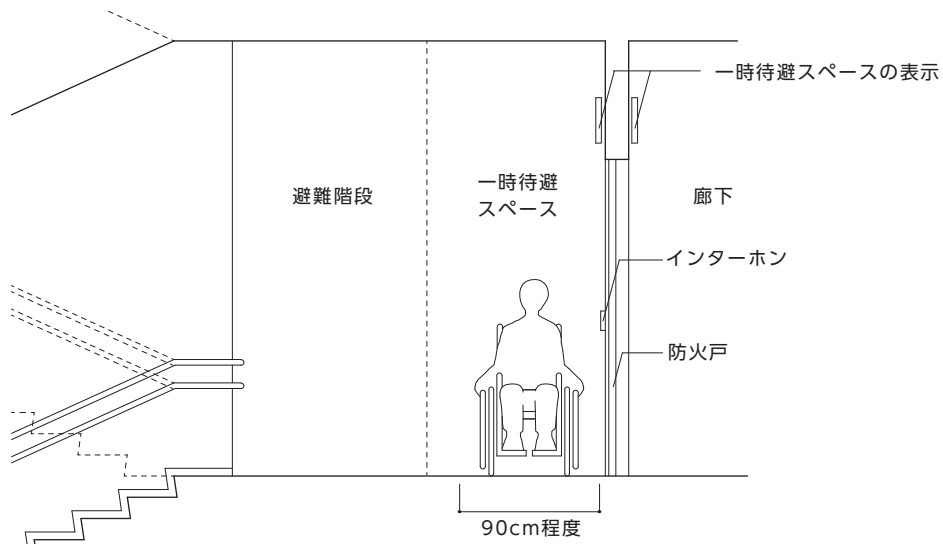


《 参 考 図 》

【図28.3】 階段の一時待避スペースの例

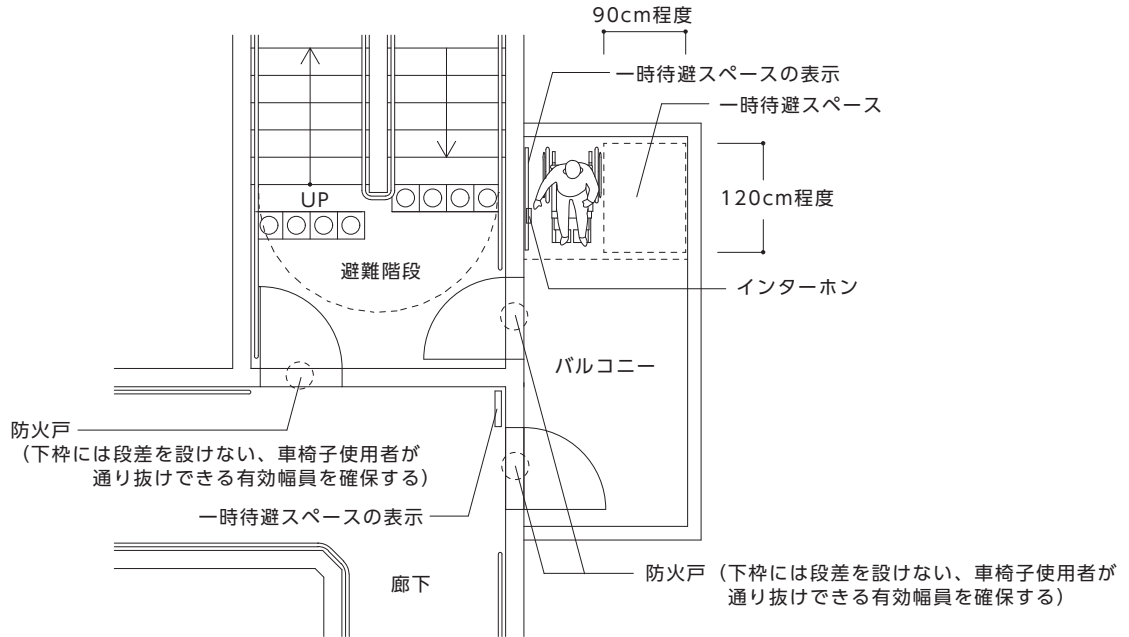


【図28.4】 一時待避スペースの断面イメージ（避難階段）

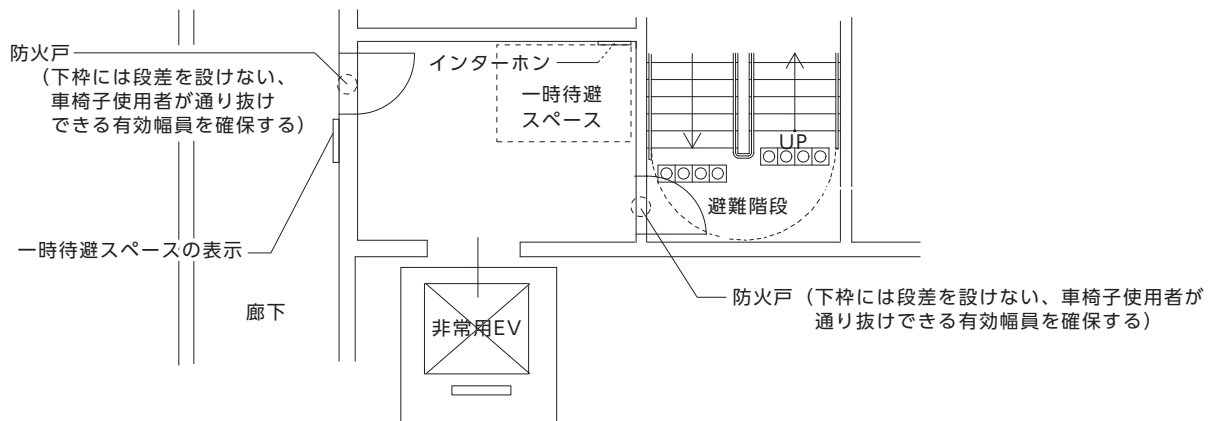


《 参 考 図 》

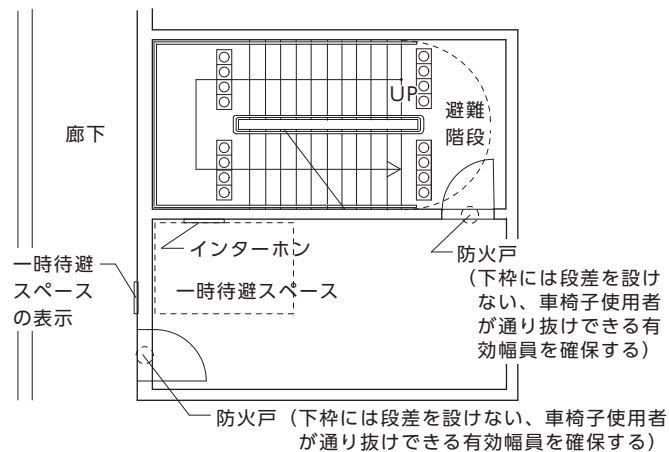
【図28.5】 バルコニー等の一時待避スペースの例



【図28.6】 非常用エレベーターの兼用ロビーに設定する例



【図28.7】 避難階段に連結して設定する例



【図28.8】 一時待避エリアの表示例



- ※一時待避エリアの要件を満たす場合に限り。
- ※一時待避エリアについては、「高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策」(平成25年 東京消防庁)を参照すること。

29 床の滑り

●基本的考え方●

床の材料及び仕上げは、床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

■必要な整備

評価指標

- 床の滑りにくさの指標として、JIS A 1454（高分子系張り床材試験方法）に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数（C.S.R）や JIS A 1509-12（陶磁器質タイル試験方法 - 第 12 部：耐滑り性試験方法）によって測定される素足の場合の滑り抵抗値（C.S.R・B）を用いる。
- 石材などの高分子系張り床材や陶磁器質タイル以外の床材についても、これらの試験方法によって滑り抵抗値を測定することが可能である。

→【図 29.1】参照
（滑り試験機の例）

材料・仕上げ

(1) 履物を履いて動作する床

- 床の材料・仕上げは当該部位の使用条件を勘案した上で、表-1の滑り抵抗係数（C.S.R）の推奨値（案）※を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

■表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会の推奨値（案）

床の種類	単位空間	推奨値（案）
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊り場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4 以上
	傾斜路（傾斜角： θ ）	$C.S.R \cdot \sin \theta = 0.4$ 以上
	客室の床	C.S.R=0.3 以上

※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月）

(2) 素足で動作し大量の水や石けん水などがかかる床

- 床の材料・仕上げは当該部位の使用条件を勘案した上で、表-2の滑り抵抗値（C.S.R・B）の推奨値（案）※を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

■表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会の推奨値（案）

床の種類	単位空間	推奨値（案）
素足で動作し大量の水や石けん水などがかかる床	浴室（大浴場）、プールサイド、シャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7 以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6 以上

※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月）

使用条件

- ・履物の有無や種類、ほこりや、水分の付着の有無により滑りやすさは大きく異なるので、材料・仕上げの C.S.R 値等を確認するときは、床の使用時に想定される次の条件を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認する。
 - ・下足（靴、運動靴、サンダル等）、上足（靴下、スリッパ等）又は素足
 - ・雨掛かり、ほこり、水分、油の有無等

滑りの差

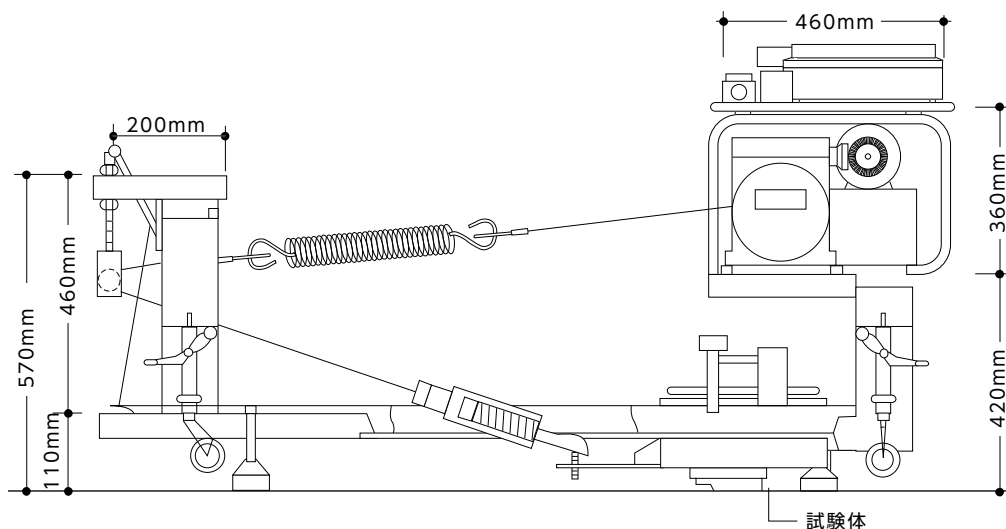
- ・突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避ける。

留意事項

- ・階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶ。
- ・特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがある。
- ・滑りに配慮した材料・仕上げを用いることと合わせて、水溜り等ができないよう、水はけ（水勾配の確保や床下地の不陸調整）にも留意する。
- ・一般的に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石けん水などがかからない床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、滑り片を靴下とした C.S.R 値で安全側に評価できる可能性が高い。
- ・金属製の視覚障がい者誘導用ブロックは、雨滴によりスリッパしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮する。
- ・グレーチングやマンホール蓋は、雨滴によりスリッパしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮する。
- ・床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗や清掃状況により、竣工時の状況から変化することに留意して、清掃や適切なメンテナンスを行う。

《 参 考 図 》

【図29.1】 滑り試験機（O-Y・PSM）の概要



30 店舗内の通路や座席

●基本的考え方●

整備基準では利用居室等の出入口やレジ通路までの整備を定めているが、高齢者、障がい者等が円滑に店舗を利用するためには、店舗内の通路や座席の配置について配慮する必要がある。

■必要な整備

店舗内通路

- ・車椅子使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）が、テーブルや目的の棚まで行けるような幅員（90cm程度）を確保する。飲食店の場合は、椅子に座った状態でも90cm程度を確保する。
- ・飲食店の配膳カウンターまでの通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150～180cm程度を確保する。
- ・会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は120cm以上とする。
- ・店舗内において、車椅子使用者が転回できる場所（原則140cm角以上）を1以上確保する。
- ・商品や広告等を通路にはみ出して幅を狭めないようにする。
- ・段差を設けない。やむを得ず段差が生じてしまう場合は、傾斜路の設置やスロープの用意を行う。

→【図 30.1】
【図 30.2】参照

店舗内での配慮

（座席）

- ・車椅子のまま利用できる席は店内全体に分散させ、席を選べるのが望ましい。
- ・複数の車椅子使用者と一緒に利用できる席を確保することが望ましい。
- ・小規模の店舗等で通路幅を広く確保することが難しい場合でも、飲食店の場合は最低でも1か所のテーブルまで車椅子使用者が単独で行けるようにする。

（待合）

- ・サービス店舗や飲食店等の待合には、高齢者、障がい者等の休憩のように供する設備（ベンチ等）を設ける。その際、通行の妨げにならないよう配慮する。
- ・車椅子使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）に配慮したスペースを確保する（ベンチ等の移動による対応も可とする）。
- ・車椅子使用者に配慮した待合スペースの幅は、車椅子1台につき90cm以上とし、奥行きは120cm以上とする（可動式の椅子を取り外してスペースを設けることも可とする）。

飲食店での配慮

（座席）

- ・車椅子使用者の膝が入るよう、テーブルの下部に高さ65cm程度、幅70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設ける。
- ・肘掛け椅子と肘掛けのない椅子を取り混ぜて配置することが望ましい。
- ・車椅子使用者が車椅子のまま席につけるよう、固定していない椅子で、テーブル席・カウンター席を用意する。また、椅子は軽く、位置を変えやすいものとする。
- ・テーブル席・カウンター席の高さは、〔24カウンター〕を参照
- ・座席の、蹴込みは座面奥行きの1/3以上を確保し、椅子の支柱や対角材が、蹴込みの妨げにならないよう配慮する。
- ・座席間の間仕切りは、可動式とする。
- ・車椅子使用者が車椅子のまま食事ができる等、原則として可動式の椅子席とする。

→〔24カウンター〕参照

→【図 30.4】参照

- ・固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の1/2以上の席を可動式の椅子席とする。
- ・可動式の椅子席を設けるとともに、テーブルも可動式とすることで、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等ができるようにする。
- ・可動式の椅子等は、車椅子使用者と同伴者、又は2人以上の車椅子使用者が同時に利用できるものとする。
- ・可動式の椅子席等は、車椅子使用者だけに特別に対応するものではなく、他の利用者も共通して利用できるものとして設ける。

(その他)

- ・視覚障がいや聴覚障がい等、障がい特性に応じて、点字や写真を活用した注文のしやすいメニューを用意する。
- ・点字メニューがない場合には、店員がメニューを読み上げる等により、視覚障がい者に配慮する。
- ・知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者等が落ち着いて食事を行うことや、子ども連れの方が安心して食事を行うこと等、多様なニーズへの対応として個室（簡易な仕切りや間仕切り等を含む）を用意する。
- ・セルフサービスの飲食店やフードコート等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しと合わせて、振動等で呼び出しを伝える室内信号装置を設ける。
- ・セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする。

物販店での配慮

(商品棚)

- ・車椅子使用者や子どもの視線でも選びやすく、手が届きやすくなるよう棚の高さに配慮するとともに、商品を整理して陳列する。
- ・外国人にも分かりやすいよう、多言語表記を行う。
- ・主要な経路上の通路で商品棚間の有効幅員は120cm以上とする。(車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする。)ただし、片側商品棚の場合は90cm以上とする。

(試着室)

- ・車椅子のまま入ることができるよう、試着室の床には段差を設けない。
- ・車椅子やベビーカーがそのまま試着室に入る広さ(120cm以上×90cm以上)を確保する。
- ・試着室内に椅子を設ける場合には、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、椅子の座面高を42～45cm程度とする。
- ・試着室の前室に介助者等の待合スペースを設ける。
- ・車椅子のまま試着できるよう、店舗内通路やコーナーの一部にカーテン等による仕切りを設け、工夫する。

(その他)

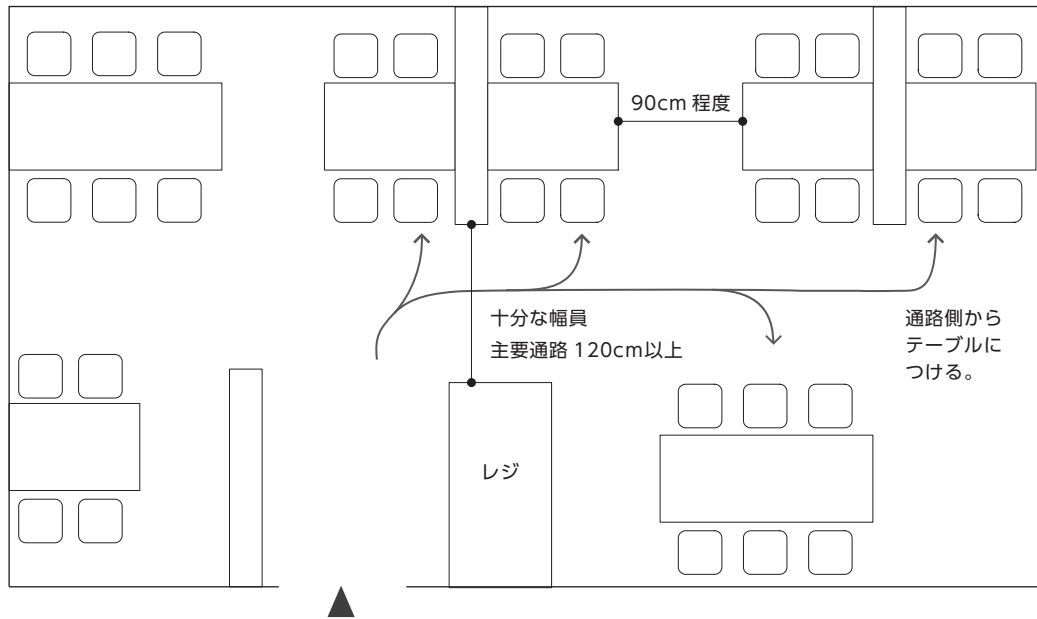
- ・客へのお知らせは、音声情報と視覚情報との両方で伝えるよう工夫する。
- ・車椅子使用者をはじめ、高齢者、障がい者等が利用できるサッカー台(購入済の商品を袋詰めするための台)を1以上設ける。

◆ソフト面の工夫

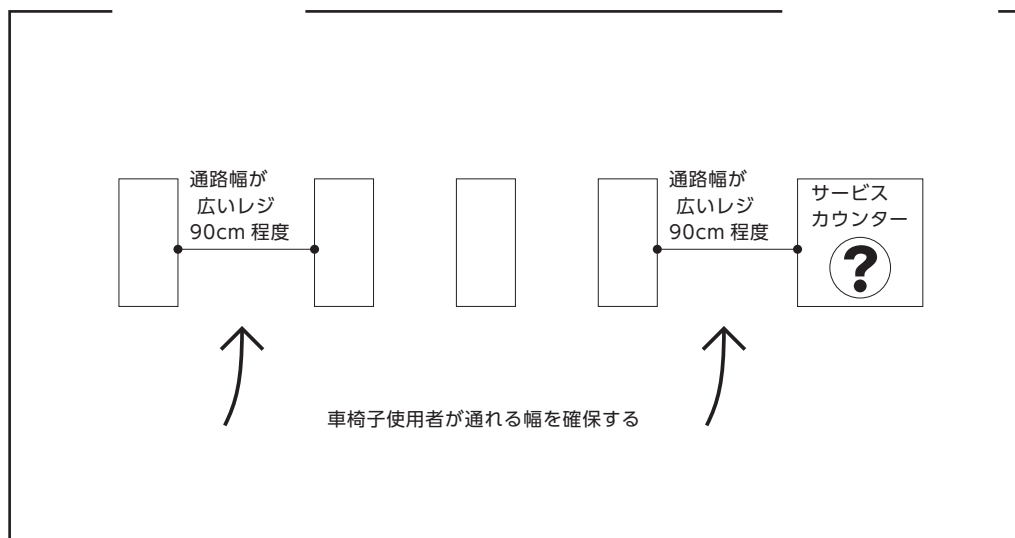
- ・施設の円滑な利用や、施設内の整備が困難な場所の利用をできるようにするため、施設の職員等に対して接遇向上のための研修を行い、様々な利用者に対して、適切に対応できるようにする。

《 参 考 図 》

【図30.1】 店舗内通路



【図30.2】 店舗内通路（レジカウンターまわり）



《 参 考 図 》

【図30.7】 サービス店舗の例

